



なくそう！子ども買春・子どもポルノ

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

目次

ビティット・ムンターボーンさん、飯盛 豊さんの関係記事
1-6

インターネット上での子どもポルノ画像問題に関する論文・記事
7-25

児童買春・児童ポルノ禁止法に関する論文・記事
26-55

児童買春・児童ポルノ禁止法文（和文・英文）
56-60

主な子ども買春・子どもポルノ問題に関する書籍・出版物
61-62

子どもの性的虐待に反対する運動が、一九九〇年代に入ってから広がっています。そのたたき台になっているのは、八九年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」です。三四条には「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護すること」とはっきりうたわれています。

議論の主な焦点となっているのは、子どもの「買春」「ポルノ」「人身取引」です。

最近では、子どもの買春を目的に海外へ出掛ける「セックスツーリズム」や、インターネットの普及で世界中を駆け巡る「サイバーポルノ」など、複数の国にまたがり、より複雑化しているのが特徴です。そのため国境を超えた緊密な協力が不可欠になっています。

「子ども買春」「子どもポルノ」という言葉がメディアをにぎわすようになった背景には、各国内で関連する法律面での規制強化が急ピッチで進められていることが挙げられます。

九六年にスウェーデンのストックホルムで開かれた「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が引き金になりました。会議に参加した約百二十カ国のうち、約二十カ国で国外犯規定について整備・改正が行われました。

運動の先頭に立っているのは欧州諸国です。すでにその成果として、他国で買春行為を行った者に対し、新たな国外犯規定を適用し、自国で罰則を加える例が目立って



ビティット・ムンターボーン
Witt Muntarhorn
タイチタロムンタラ大教授

オックスフォード大学、ブリュッセル大学を卒業。一九九二年から九四年まで「国連人権委員会」で、子どもの買春・ポルノ・人身取引に関する特別報告者を務める。タイの「バンコク・ポスト」特別コラムニストとしても知られる。九八年、ユニセフ・グローバルフォーラムに出席するために来日。

子ども買春

対策に不可欠な国境を超えた協力関係 傷ついた幼き者たちの心の手当てを

います。

ドイツでは、九七年に、自国民による海外での買春事件が三十件摘発され、そのうち十件について刑事罰を科す判決が出されています。

三つの顔を持つアジア

一方で、子ども買春の最大の「供給国」として知られるアジアの国々では、いまも百万人以上の子どものたちが大人たちの性の餌食になっています。子どもの数が多い地域だということもありますが、大きくわけて二つの要因が考えられます。

一つは、アジアの文化的伝統です。私の母国タイには、家計を支えるため、子どもを売春宿に差し

出すのがあたりま became になっている地区があります。また、インドでは、娘を「性の女神」としてお寺に提供する習慣は古くからありました。

こうした「負」の遺産に加え、売春宿やバー、マッサージパラ―といった組織化された性産業に、子どもたちが組み込まれている社会の構造があります。日本をはじめ海外からの「セックスツーリズム」を受け入れる市場も、年々肥大化しています。

これまで風当たりの強かったタイ、フィリピン、台湾などでは、法改正で取り締まりが可能になりましたが、こんどは近隣のミャンマー、中国南部、ラオス、カンボジアなどから女の子たちが調達されるようになってしまいました。

国内の子どもの犠牲者が減っても、それを補うように、近隣国からの「人身取引」が増えているという皮肉な現象です。

アジアはいまや、「需要」「供給」「中継」の三つの顔を持つようになっているのです。

日本はというと、子どもの人権保護を規定したタイの法律に関する日本語のパンフレットがあるくらい、買春行為を送り出す「加害国」として知られています。

さらに、日本は子どもサイバーポルノの製造、中継地として目立つた存在になっていると、指摘されています。世界各地で作られた子どもポルノの映像が、日本のプロバイダーを経由して、数多く流されているというのです。

日本でも九八年、当時の自民

社民、さきがけの与党三党が「子ども買春等処罰法案」を衆議院に提出するなど、子ども買春やポルノを刑事規制の対象とする動きが出てきています。

ただこの法案には、サイバーポルノに関する問題ははっきりとは触れられていません。欧米では、監視組織がネット上でチェックを行い、何百件もの摘発を行ったという報告もあります。

日本も、インターネット時代を視野にいった適切な対応を考えることが必要だと言えます。

心の傷をどう癒すのか

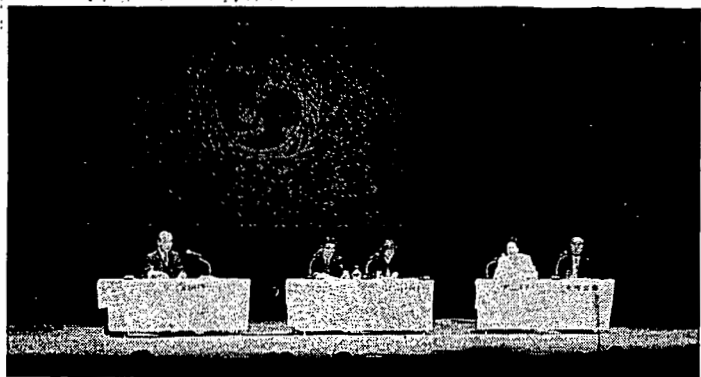
九六年のストックホルム世界会議で、各国代表は、二〇〇〇年までに国内行動計画を定めることを公約しました。外枠の基礎固めは着々とすすんでいます。

二十一世紀に向けて重要になってくるのは、実際に悲しい経験をってしまった子どもたちの「心の内側」の問題です。タイではNGOなどの民間組織が、子どものリハビリのためにミシンを使った縫製や美容師技術の訓練など、「手に職」をつけさせる試みがなされています。

それから、心の傷を克服してたくましく生きている子どもたくさんいます。そうした体験談を次の世代に伝えていく「子ども同士の」情報交換が、今後は一番の特効薬になるかもしれません。

聞き手・編集部 古川雅子

「権利条約」採択10周年記念



児童の権利をめぐる活発な討議が行われた

子どもの性被害深刻

新たな虐待の形 ネット上ポルノ

ムンターボーン



小宮山 洋子氏

波多野 子どもの商業的・性的搾取は、確かに現代的な形態の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

ムンターボーン 最近是非に感じ、心をなやませるイメージがコンピュータに入っています。子どもの商業的・性的搾取の新しい形、サイバーポルノ(コンピュータ・ネットワーク上のポルノ)の問題です。サイバーポルノは画像だけでなく、イメージや模擬ポルノ(ポルノ写真やパソコンで合成した画像、通称「ミーム」)などの種類があります。例えど、もの頭は見えなくても、これらは虐待の対象物として子どもを扱っています。

波多野 子どもを商業的・性的搾取に利用するのは、現代の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

ムンターボーン 最近是非に感じ、心をなやませるイメージがコンピュータに入っています。子どもの商業的・性的搾取の新しい形、サイバーポルノ(コンピュータ・ネットワーク上のポルノ)の問題です。サイバーポルノは画像だけでなく、イメージや模擬ポルノ(ポルノ写真やパソコンで合成した画像、通称「ミーム」)などの種類があります。例えど、もの頭は見えなくても、これらは虐待の対象物として子どもを扱っています。



アレクシア・ハクスレイ氏



アレクシア・ハクスレイ氏

波多野 特別参加として、会場にいるNGO(民間活動団体)のメンバーにも発言をお願いします。

ハクスレイ 私たちは、子どもの商業的・性的搾取と戦う国際的なキャンペーンを展開しているNGOです。問題解決のために、各国がどんな活動をしているか、モニタリングを続けています。日本が求められているのは、ス

トックホルム会議に基づいて、問題解決のための国内行動計画を策定し、実施することになります。

解決にはまず行動 貧困改善も不可欠

波多野

波多野 子どもの商業的・性的搾取は、確かに現代的な形態の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

波多野 子どもを商業的・性的搾取に利用するのは、現代の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

パネリスト

ビティット・ムンターボーン
(タイ・チュラロンコン大学教授、
元国連人権委特別報告者)
マルタ・サントス・バイス
(ユニセフ本部事務局企画評価局長、
元国連子どもの権利委委員)
小宮山 洋子 (参議院議員、元NHK解説委員)
東郷 良尚 (日本ユニセフ協会専務理事)

特別参加

アレクシア・ハクスレイ
(国際エクパット・プログラム部長)

コーディネーター

波多野 里望
(学習院大学教授、国連特別
防止少女者保護小委員会)



波多野 里望氏

波多野 子どもを商業的・性的搾取に利用するのは、現代の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

「オンブズマン」 体制づくり始動

小宮山

波多野 子どもを商業的・性的搾取に利用するのは、現代の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

波多野 子どもを商業的・性的搾取に利用するのは、現代の奴隷制です。商業的には、やはり貧困がある。貧困の改善を手につけないで、事態を解決しようとしても難しい。同時に手をつけるべき問題に思っています。

現状報告と問題点

子どもの性的搾取の問題は、インターネットで3分間でできる。「子ども買春」「子どもポルノ」「性的ム」には、子どもポルノ業者の搾取を目的とした子どもの人の取引場となっているものもある。

子どもポルノでは、とりわけ商品の対象も単なる性的行為に留まらず、暴力と組み合わせた代物も横行している。拷問まで商品化されている。拷問まで商品化されている。

インターネットで簡単に、瞬時に何万枚もの画像情報を世界へ発信できる。現代は、こうした問題となる情報が発送される状況にある。まさにグローバル化のマイナス面だ。サイバースペースの子どもポルノ問題は複雑だ。子どもポルノを商品とした取引市場、これら関係者、どの程度責任を追及できるのか。広範囲

(元国連人権委員会特別報告者)

ムンター・ボーン

読売

10.10.28



ムンター・ボーン氏

ネット世界、深刻な子どもポルノ

行動を起すことが第一に規定された。

第三に、業者情報のデータベース化や子どもの性的搾取に関する連絡・対応機関の設立を求められた。

第三に、処罰の対象は業者であって、「搾取された子ども」は対象にしないとの

ストックホルム会議の参加国はまた、国際取締体制の強化も望まれている。当該国の司法権を他国に延伸できる刑に問題が残る。

第三に、プロバイダーを取り締まるか否かの問題が決着していない。ドイツでは、彼らも当事者とみなすよう規定されたが、多くの国で議論が分かれている。

一方、プロバイダーの自主規制に期待する国もある。イギリスでは業界が中心となつて団体を作り、ネット上の子どもポルノを監視、発見した違法ポルノを警察に通報して

ソフトウエア会社も子どもポルノを摘発するソフトを開発している。だが、残念ながら可能性を認識してもらいたくない。子どもたちが自らも摘発には至っていない。好気をもって「ノー」と言えるましくないネット情報を、家能力を持つ必要があるのだ。

にわたる当事者をどう押さえるべきかは大きな問題だ。

では、このような事態に我々はどうか対応していくべきか。「児童の権利に関する条約」子どもの権利条約89年

は、1990年国以上の締約国122の参加国は、子どもの性的搾取を根絶するために、2000年を期限に具体的な

精神が確立された(残念ながら、被害者の子どもを処罰する国もある)。

第四に、問題に政府が積極的に介入し、①教育や世論喚起、②社会啓発③立法・行政面

の確立④活動への子どもの参加促進——が規定された。

ストックホルム会議以降に目を移し、子どもポルノ問題をめぐる最近の事情はどうか。

第一に強調したいのは、子どもポルノの所持を取り締まる法律がない国がまだ残っている事実だ。法制化の動きはあるものの、日本もこの中に

含まれる。

ストックホルム会議以降に目を移し、子どもポルノ問題をめぐる最近の事情はどうか。

第一に強調したいのは、子どもポルノの所持を取り締まる法律がない国がまだ残っている事実だ。法制化の動きはあるものの、日本もこの中に

含まれる。

LAW GOES INTO EFFECT

Child pornographers run, manage to hide

By MAYUMI NEGISHI

Staff writer

With the removal of a loophole that made Japan the center of child pornography for Internet pedophiles worldwide, police in Japan now face the daunting task of finding, identifying and nabbing offenders.

Long before the law against child prostitution and pornography went into effect Monday, child pornography Web sites went "underground," said Yutaka Iimori, director of Cyber Angels' Japan division, an Internet watchdog group. "You won't find anything by searching for 'kiddie porn' on Yahoo."

But that doesn't mean it's not out there.

After the passage in April of legislation banning the sale, distribution, production, possession and trading of child pornography, Japanese law enforcement officers were soon inundated with information on URLs from police and activists abroad.

The numbers alone are daunting.

Cyber Angels claims to have information on some 300 Japan-based Web sites that was promptly turned over to local police officials in October. More images, totaling about 50, reached Iimori on Friday for analysis.

"The situation is serious," said Yuji Fujiyama, an official from the Juvenile Division of the National Police Agency. "Some say perpetrators have been frightened into getting their stuff off the Net — I don't believe it."

The numbers have been rising exponentially in the last couple of years, he said. Police are monitoring vastly more than the 41 child pornography Web sites that were reported by foreign organizations last year, which in turn

was a jump from the two to three sites reported in the years before that.

Prior to the passage of the law, pedophiles worldwide could use Japan as a base for putting their material on the Internet with near impunity.

Authorities could only prosecute images that violated Article 175 of the Criminal Code, or the so-called obscenity law, which in practice was applied to the explicit display of genitals.

This meant it was difficult to prosecute the creator of a Web site that showed an underage teen exchanging sexual caresses with an adult, but with genitals hidden by a turn of the thigh. "Child porn was not unchecked," Fujiyama said. "But there were many cases when there was just nothing we could do."

Japan offered pedophiles worldwide "fast, cheap and efficient access" to the Internet, said Parry Aftab, a lawyer and executive director of Cyber Angels, which is based in the United States. Cyber Angels estimates that 40 percent of all child pornography Web sites have addresses in Japan.

"Japan often gets blamed for this, but the truth is, most are put here by the West, for Westerners, and most of the children shown are Caucasian," Aftab said in an interview with The Japan Times. Many may only pretend to be located in Japan to foil authorities, who often give up when they see a Japanese URL, she said.

Authorities say the new law, which also makes it illegal to have sex with anyone age 17 or younger, categorizes child pornography as child abuse and allows police to crack down on anyone suspected of using a Japanese Internet provider to publish



YUTAKA IIMORI, director of Cyber Angels' Japan division, frowns as he looks at files on his laptop computer sent from Internet watchdog organizations abroad. MAYUMI NEGISHI PHOTO

child porn, no matter what country that person is in.

Offenders can be punished with up to three years in prison, or fines of up to ¥3 million.

But police have much ground to cover to be effective at tracking down peddlers of kiddie porn on the Net.

Perpetrators constantly change encryption methods and stay on the move, said Interpol official Ralf Mutschke. Frequently in communication with one another, all too often catching one means alerting the others, who escape, he said.

This makes cooperation with Internet service providers essential for police to obtain comprehensive informa-

tion quickly, but ISPs are wary.

Roger Boisvert, president of Global Online Japan, has been working with the Metropolitan Police Department since March to aid attempts to crack down on computer fraud and child pornography. Law enforcement authorities all too often do not understand the Internet, he said.

Not only are the police behind in expertise, "they don't know how to approach us for help," he said.

"They come and they say, tell us who is using this e-mail address, and where does he live? And we say, 'Hell no,'" Boisvert said.

Authorities must give just cause and demonstrate an urgent need to identify a person,

he said, before providers can launch a search to pinpoint someone.

"We can't just give away personal information like that," Boisvert said. "We want to cooperate, but they make it so difficult."

Cyber Angels director Iimori also voiced concerns. "The Internet is borderless," he said. "But that's not the way police work. They have different jurisdictions, and it's all very frustrating when time is so important" (to stop abuse.)

But at least the law makes a statement:

"(Pedophiles) are clever — they will almost always be one step ahead of us," Interpol's Mutschke said. "But now we are sending the message: we will get them in the end."

1999.11.2. Japan Times



第三世界ネットワーク通信

Third World Network FEATURES

インターネット上の子どもポルノ

チタポーン・バナスポング

サム・マンジーが、インターネットのあるチャット・ルームで43歳のステファン・シモンズに初めて出会ったのは、14歳のときだった。サムはニュージャージーに、シモンズはロング・アイランドに住んでいた。しばらくしてシモンズはサムに実際に会ってくれと迫り、彼らは96年8月10日に初めて会った。サムは性的暴行を受けた。彼らは96年の8月から12月までの間に数回、主としてモーテルで会い、その都度性行為が行なわれた。シモンズは、サムを裸にして写真を撮った。

97年8月、サムの両親が事態を知ることとなった。両親は、サムにカウンセリングを受けさせ、警察に通報した。警察はサムの攻撃的な様子をシモンズに不利な証拠ととった。9月、サムはシモンズに警察が追っている気をつけろと伝えた。

9月24日、サムの両親は、サムを精神科の病院に入れようとした。サムは怒りと自責の念とで手におえない状態であった。当局はサムの入院を認めなかった。同日、シモンズはニューヨークで逮捕された。

9月27日、近所の11歳の少年が学校の資金集めのキャンディを売りにきた。サムは、この少年を室内に招き入れ、性的暴行を加え殺害した。2日後、警察が近所で死体を発見した。サムは殺人で訴えられた。シモンズに対しては、それ

以上の罪科により告訴が行なわれた。〔「インターネット上の子どもポルノ」ジョン・カー〕

インターネット上の子どもポルノは、インターネットそのものの非常に急速な発達普及にともなっていく最近出現した。この10年間に、インターネットは、主に研究者たちが時折使用する内々の情報ツールという位置から全世界1億人の人々が使用するマスメディアへと発展した。この数字は毎月更新されている。

インターネットは、子どもポルノ業者や子どもに対する性的虐待常習者がえじきをさがす恰好の場となった。米国税関の調査によれば、子どもポルノ利用者の80%は、すなわち子どもに対する性的虐待常習者であるという。

「現実の世界で子どもたちに起こることと同じように、サイバースペースでスクリーンの前にいる子どもたちに起こることにも、わたしたち大人は重大な関心をもつべきです。このことに異論の余地はない」と、先に引用した報告「インターネット上の子どもポルノ」でジョン・カーは述べている。

同報告中のサム・マンジーのケースは、この事実をはっきりと示している。これは「チキン・ホーキング」の一例である。「チキン・ホーキング」とは、子どもを性的欲望の対象とする性的倒錯者たちの用語で、インターネットのチャット

第三世界ネットワーク通信

ト・ルームを使って子どもと連絡をつけ性的虐待や子どもポルノに利用することを指す。

さらに、子どもポルノ業者や子どもに対する性的虐待常習者が子どもポルノに対する需要を生み出している。インターネットを利用する性的虐待常習者は、多くの場合、実際に途上国に子ども漁りに出かけるようになる。

インターネット上の子どもポルノは、インターネット利用の増加に並行して増加している。インターネット・コンサルタント企業のトップ、NUA（本社ダブリン）の調査によると、1997年末で世界のインターネット利用者は約1億人。そのうち6400万人はアメリカ、カナダ、2000万人はヨーロッパ、1400万人がアジア太平洋地域の人々である。また、台湾のツァン・チ社社長のチェン・クアン・チェンの推計では、ワールド・ワイド・ウェブ上には8万のポルノ・サイトがあるという。毎日、少なく見ても200のポルノ・サイトが新たに登場しているという。

96年8月、ストックホルムで開催された「子どもの性の商品化と性的搾取に反対する世界会議」において国際的な課題として、「コンピュータ化された子どもポルノとインターネット」が掲げられた。122の政府が、「子どもポルノの所持を含め、サービス提供者、客、仲介者の刑事責任を明確化する国内法の制定、強化、実施」を明記する行動計画案を採択した。インターネット上の子どもポルノを追放するというこの宣言がなされてから、すでに実施あるいは計画中のさまざまな方策が生まれた。多くのNGOが政府、警察当局、他の専門家と密接に協力してネット上の犯罪と取り組んでいる。

各国政府の中にも問題に取り組む動きがある。97年にはドイツで、インターネット経由の子どもポルノを取り締まる画期的な新法が制定され

た。アメリカでは、FBIがコンピュータ関連の年少者搾取取締要員を50%増強した。イギリスでは、警察本部長連合がコンピュータ犯罪に関する特別作業部会を発足させた。とくに子どもポルノと子どもに対する性犯罪に重点をおく。

インターネット業界そのものも、インターネット上に子どもポルノと対児童性犯罪者がのさばり続けることを、世界のインターネット市場の成長に対する障害とみなしている。アメリカン・オンライン社の社長スチーブ・ケースは、「われわれ業界人だって皆人の親だ。誇るにたる業界で働きたいと願っている」と語っている。

このほどマイクロソフト・ウェブ・ブラウザは、フィルターリング、ブロックングのための無料の基本的ソフトを組み込んだ。インターネット・プロバイダーの中には、会員が子どもポルノの提供や検索など不適切な利用をした場合、プロバイダー側がサービスを打ち切る権限をもつと会員契約を改正するものも出てきた。

しかしながら、インターネットは国境を無視するものであるから、さらにいっそうの対応が必要である。政府、NGO、インターネット業界の協力による取り組み態勢に加えて犯罪撲滅のための超国家的法とその執行が不可欠である。

〔あなたができること〕

「ネット世界では、権力はたえず中央のオーソリティから拡散していく傾向にある。だからここでは個人は受け身を脱しなければならない」。(エスサー・ダイソン、アメリカのコンピュータ業界人にもっとも尊敬される思想家)

以下にインターネット上の子どもポルノに反対する行動がいくつか提起されている。

●問題のサイトの詳細を警察に通報する。警察によっては、インターネットを監視する特製

インターネット上の子どもポルノ

ユニットがセットアップされている。そのようなユニットがあれば、直接そこに通報できる。

◎プロバイダーにサイトの詳細を伝えて苦情を言い、問題のサイトの閉鎖を要求する。

◎ホットライン、children@risk.sn.noに通報する。これはインターネット上で発見された疑わしい検索資料についてだれでも通報できるアドレス。あるNGOが運営している。

◎子どもをインターネットによる子どもポルノ制作の犠牲や子どもポルノや性的虐待の対象となることから守るため十分な法制度があるかどうか、議会や地域新聞で問題化する。

◎インターネットによる子どもに対する性的虐待常習者や子どもポルノから子どもを守る方法について論議する地域グループを組織する。この問題についての啓蒙が必要である。

〔子どもポルノ — 現行法の抜け穴〕

世界の大半の国（約130カ国）は、子どもポルノと児童買春を取り締まるため一般的なわいせつ行為や一般的売春取締法によっている。ほとんどの国が子どもポルノを特定して対象とする法を持たないため、多くの抜け穴が問題である。子どもポルノ国際取引と闘うために子ども搾取禁止法制の整備状況を調査するプロジェクトのキャサリーン・マホニーとローラ・レデラーは、抜け穴を以下のようにまとめた。

◎各国の法の弱い部分を利用する。子どもポルノ制作業者は子どもポルノ制作禁止法のない国、あるいはあっても強制力のない国を割り出し、そこへ行って制作する。つぎには販売禁止法のない国、あるいはあっても強制力のない国へ製品を送る。

◎現行法の抜け穴を利用する。子どもポルノの制作、販売、所持を禁止する国々もある。し

かし、その法にも抜け穴はあり、法の効果的な執行は非常に困難である。たとえば、オランダは子どもポルノの所持を禁じる法をもつ。しかし、法が禁じているのは、子どもポルノの「ストック」である。法の定義によれば、「ストック」とは、一定量以上のページ数のもの10種以上の所持である。

◎問題の超国家性。インターネットは国境を無視するものであるから、このような犯罪に取り組むためには超国家的法制が不可欠。現行法では、各国は自国民が他国の子どもに対し性犯罪を犯したかどで裁判にかけることができる。

◎インターネット上の子どもポルノ。インターネットその他の形態の先端通信技術に関わる何等かの法規制をもつ国はきわめて少ない。以下に検討されるべき法制上の問題をあげる。

*電子掲示板システム上、オンラインサービス、インターネット上の情報資料に対し、誰が法的責任をもつのか。

*ポルノがコンピュータで送られ、送り手側の法規制が受け手側の法規制より弱い場合、どちらが優越するか。

*子どもを利用することなく制作された子どもポルノの場合、違法性が問えるか。

（訳：池田真里）

●著者は、ECPATインターナショナルの発行するECPATニューズレターの編集発行人。ECPATは、子ども売春、ポルノ、子どもの性的目的での売買の根絶を目指す国際的ネットワーク。

●'CHILD PORNOGRAPHY ON THE INTERNET', by Chitaporn Vanaspong, *Third World Network Features*, 1764/98.

*Third World Network, 228 Macalister Road, 10400 Penang, Malaysia.

サイバースペースのための 法律学入門

最終回

インターネットにおける重層的統治と チャイルド・ポルノグラフィ

サイバーロー研究会

ヤーマン・アクデニズ

リーズ大学法学部サイバーロー研究部研究員

紙谷雅子

学習院大学法学部教授

はじめに

インターネットでは〈性情報〉が、誰でもアクセスできる図画、写真、動画、サウンド、文字による文章、また、アクセスをグループのメンバーに限定したメッセージやファイル交換として、蔓延しているという。だが、〈性情報〉を発信・交換する人々は全体数から見れば決して多くはなく、その中には性的虐待についての情報や議論など社会的に有益かつ合法的な議論もあるので、一概に、すべての〈性情報〉をサイバースペースから排除すべきということにはならない。さらに、違法とされそうな性的に露骨な情報、ポルノグラフィ、猥褻についての定義には文化、道徳、国情の差異を反映した違いがあり、その意味では適用される国を問わず「これが違法な猥褻情報」と誰もが納得する明確な定義はない。このことは性的に露骨な情報が、たとえば子どもにとっては有害である可能性を否定するものではない。これに対して、どこでも間違いなく違法な情報、たとえばチャイルド・ポルノグラフィ (CP)*は、その性質上の違いから、有害 (かもしれない) 情報とは峻別しなければならない。インターネット上であるか否かを問わず、違法とされている情報を規制し、禁止することはできるが、有害かもしれないとしても、他のメディアであるならば制約を受けずに入手できる情報を、インターネットを利用した情報伝達であるということで、子どものような特定の集団を保護する意図に基づいて規制するという理由から、

全員に対して全面的なアクセスを禁止すべきではなく、多種多様な手段を通じて解決を図るべきであるというのが本稿の趣旨である。

連合王国における猥褻とCPの法理

1959年および1964年の猥褻出版法 (OPA) が〈性情報〉全般に対する主要な立法であり、1959年法第1条1項は「墮落腐敗させる傾向」を猥褻と規定している。1994年刑事司法および公的秩序法 (CJPOA) の結果、電子メールの添付ファイルを利用した猥褻な画像の送信は、1959年法の適用を受け、また、送信やダウンロードができるデータを提供するだけでなく、コピーするためのパスワードを提供するだけでも、1964年法の利益を得るための出版・公表を目的とした猥褻物の所有、所持、コントロールに該当する。インターネットの内容規制というときの多くの人々の主要な関心は、〈性情報〉の中でもとくにCPにある。〈性情報〉一般については言論の自由という観点から禁止されるべきではないが、CPは別である。ほとんどの場合、CPは現実の子どもに対する性的虐待の永続的な記録であることがこの問題を理解するうえで決定的に重要である。1978年の子ども保護法 (POCA) はCP問題に対処するために制定された。CJPOAは、POCA第7条4項の「写真」の定義を修正し、電子データだけでなく、既存の写真から合成される写真も規制の対象とした本物の写真には生身の子どもが関わっていて有害な影響を受けるが、合成写真では子どもが直接被害を被るわけではないとい

*チャイルド・ポルノグラフィ (CP) が違法であることには全世界共通の認識があるとしても、犯罪の定義は国ごとに異なる。連合王国のProtection of Children Act 1978、カナダのR v. Pecchiari [1995] 22 O. R. (3d) 748判決、アメリカ合衆国のChild Pornography Prevention Act of 1996ではコンピュータによる合成写真も処罰の対象とされている。1999年5月に成立した「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律」の第3条の定義だけでは合成写真も児童ポルノに該当するかどうかは明確ではないが、「描写されたことにより心身に有害な影響を受けた児童」(第1条、15条、16条)の保護という法律の観点からは、直接の被害者が発生しない合成写真は含まれないことになりそうである。

う批判もある。もっとも、合成写真も他の子どもを悪戯に誘い込む手段として用いられるという主張からすれば、〈性情報〉の制作に子どもが直接関与しているかどうかは、その違法性の判断に影響を及ぼさない。そこで、CJPOAの結果、1988年刑事法(CJA)は、品位に欠ける子どもの写真や合成写真を所持することが最長6か月以下の自由刑を科すことのできる重大な逮捕可能な犯罪となった。これらの法律に基づいて、連合王国警察は、1995年7月にスターバスト作戦、1998年9月にキャンドラル作戦を展開し、インターネットを利用した非常に多くの単純所持に対して罰金や自由刑を科した。また、コンピュータ・ディスクに保存されたイメージは法律上写真と同等であるという判断に基づいて、コンピュータ上のデータベース構築を配付目的での所持および配付に該当すると、自由刑が宣告されている*。

インターネットの統治

一般に流布しているイメージと違って、インターネットは無法地帯ではない。国家の法がインターネットの統治を独占していないというだけである。重層的統治体系では、国家レベルと国際レベルの立法と、インターネット・サービス・プロヴァイダー (ISPs) やオン・ライン利用者の自主規制とが混在する。サイバースペースの発達、国籍、主権、政府といったローカルなコントロールと物理的な制約から人々を解放する可能性をもたらし、国家はサイバースペース規制に関するエージェントのひとつに過ぎないと考え、政府によらない統治という思想がインターネットの発達にいちばんふさわしい。だが、国家を超越した統治を開始するためには国家が決定的な役割を果たさなければならない。1997年4月の欧州議会は「有害な情報の場合とは異なり、違法な情報に対しては文化的な差異はない」と違法な情報に対する全世界的な規模での規制の可能性を指摘しており、その「インターネットの安全を促進するための行動計画1998-2001年」は、自主規制が望ましいことを明言し、CPのような違法な情報について利用者が通報するホットラインの設置やISPsによる内容モニタリングと自主規制、利用者によるレーティングやフィルタリングを奨励している。最終的に、欧州連合理事会は1998年12月、「より安全なインターネットの利用行動計画」を承認した。連合王国においても、警察の積極的なCP摘発とは裏腹に、政府は政府自身による検閲ではなく、ISPsによる自主規制を奨励しており、民間の「望ましくない情報」ホットラインを用いた通報と通報に基づく情報提供拒否も行われている。もっともモニタリングと情報提供

拒否は国家単位を超えた協力体制がなければ実質的な意味はなく、また、情報流通の抑圧となる私的な検閲について議論する機会もないまま許容することに問題がないわけではない。CPはメディアを問わず犯罪であるので、インターネットを特別扱いする必要はなく、現行法で十分に対処できる。重要なことは、スターバスト作戦やキャンドラル作戦で示されたような他の国々の警察などとの協力体制である。

まとめ

インターネットでは、有害(かもしれない)情報と間違いなく違法な情報とは区別しなければならない。その前提は、インターネット以外のメディアを通じて合法的に入手できる情報には、インターネット上も同じように合法的なアクセスを保障することである。どこの国においても、どのメディアを用いても違法な情報に関する規制は、国家間の協調を前提とした場合にのみ有効となる。インターネットでは、国家だけが規制の手段を独占しているわけではなく、EUやOECDといった国際機関、国家、産業界など、いくつも重なり合ったさまざまな組織、そして、インターネットにアクセスする個人が、インターネットの統治を構成する。インターネットの性質上、統治は国家レベルではなく、地球規模でなければならない。異なる政府はインターネット上の〈性情報〉へのアクセスに対して異なる態度をとり続けるであろうし、〈性情報〉についての議論は21世紀になっても続けられるであろう。文化的、道徳的、政治的な違いと個別の民族国家の歴史がそのインターネット政策に反映されるであろうが、望ましい解決は国家の法への依存ではない法だけに依存するべきではない。現行の解決策が最善ではないとすれば、これから、錯綜した現実に対応するような新しい統治の方法が出現するのではないだろうか。

(かみや・まさこ)

「サイバースペースのための法律学入門」は今回で終了します。なお連載に大幅な加筆のうえ、単行本として小社より刊行予定です。」

* R v.Fellows,R v.Arnold,CA,The Times October 3,1996.

1998. 10

特集 表現の自由と少年の人権III ●メディアと青少年保護

チャイルド・ポルノグラフィと表現の自由

紙谷雅子

一 チャイルド・ポルノグラフィとはどのようなものか

一九九六年八月にストックホルムで開催された「第一回子どもに対する商業的性的搾取に反対する世界会議」では、チャイルド・ポルノグラフィを「性的なコンテンツにおいて子どもを用いる視覚的、聴覚的な物で、現実であれ、見せかけであれ、あからさまな性的行動に従事している子どもの描写、あるいは、利用者の性的満足のための性器の淫らな展示と規定したという。これはヨーロッパ評議会やインターポールの定義を受けたものであろう。性的に露骨な子どものイメージ」をすべて、チャイルド・ポルノグラフィと規定した上で、子どもが

実際に性的行為をしているものをハード・コア・ポルノグラフィ、思わせぶりなポーズや裸体などをソフト・ポルノグラフィということもある。

このように、チャイルド・ポルノグラフィの定義は一概ではない。現在、国会に提出されている「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」案（法案）によれば、日本における「児童ポルノ」は、写真、絵、ビデオテープその他のものであって、①性交等に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの、②衣服の全部または一部を脱いだ児童の姿態であつて性的好奇心をそそるものを視覚により認識することができる方法により描写したもの、または、③専ら児童の性器または肛門を視覚により認識することができる方法により描写したもの（専ら医学その他の学術研

究の用に供するものを除く）をいう。

これに対して、日本弁護士連合会は、まず、被写体を氏名住所が判明しないとしても具体的な子どもに限定することが法律の目的から必要であるとし、絵を規制対象から除外し、「写真、ビデオテープなどの映像」に限定するべきであるという。さらに、「衣服の全部または一部を脱いだ児童の姿態」では、家族の写真や報道写真にまで処罰の対象が広がるのが懸念され、「性的好奇心をそそる」という限定は児童ポルノの問題性について認識が乏しい日本では客観的な構成要件とはいえず、むしろ、曖昧で恣意的な裁量の余地をたらすとして批判している。民主党も、警察に授けられる裁量権の大きさを問題として、「絵」、「衣服の全部または一部を脱いだ児童の姿態であつて性的好奇心をそそるもの」、「広告の処罰」、「単純所持の処罰」の削除を提案してい

る。

日本では、性的表現のうち、わいせつは憲法二一条の問題として取り上げられることが多いが、露骨な性的表現であつてもわいせつとはいえないポルノグラフィは甚にあふれていても議論されることはなく、子どもを被写体とするチャイルド・ポルノグラフィに関する検討がなされているとはいえない。にもかかわらず、「児童ポルノ」の規制が日本において提案されたのは、冒頭に挙げた一九九六年の「子どもに対する商業的性的搾取に反対する世界会議」での「日本はチャイルド・ポルノグラフィの中心地である」という国際的な非難という外圧のおかげである。一九九四年に発効した「子どもの権利条約（UNCRC）」第三四条は、「あらゆる形態の性的搾取（大人が自己の性的目的のために子どもを利用することを含む）および性的虐待から子

どもを保護」し、そのために「不法な性的行為を行うことを子どもに対して勧誘しまたは強制すること」、「売春または他の不法な性的な業務において子どもを搾取的に使用すること」、「ポルノグラフィックなパフォーマンスおよび物において子どもを搾取的に使用すること」を防止するためにすべての適当な措置をとることを、条約締結国に求めている。国内法はおおむね整備されているというのが日本の主張だった。

二 チャイルド・ポルノグラフィとは何が問題なのか

では、日本以外ではどのような議論が展開されているのだろうか。一九九六年ストックホルムの「世界会議」では、子どもがポルノグラフィックな搾取の結果、深刻な影響を受けており、UNCRCが多くの国々によって締結されているにもかかわらず、チャイルド・ポルノグラフィの制作、展示、頒布と消費に関わる者が子どもに対する脅威となっているという共通認識が形成された。

あらゆる年齢、性別の子どもが被害を被っているが、思春期前の子どもに対する性的嗜好はチャイルド・ポルノグラフィと密接な関係にあり、そのような嗜好

をもつベドファイルが違法行為や有害行為を繰り返すと主張されている。もっとも、思春期の子どもに関心がある者や、成人向けのポルノグラフィを堪能してしまい、新しい刺激を求める人々も、チャイルド・ポルノグラフィに関心を示している。日本の特徴は、学校の制服姿の若い女性を特別魅力的と考えた風潮を反映した「ティーン・ポルノグラフィ」、「ポルノ・コミック」、思春期前の子どもばかりを扱う等、大量のチャイルド・ポルノグラフィが自由に流通し、輸出されている点で、一九七〇年代前半に隆盛を見たヨーロッパのチャイルド・ポルノグラフィ産業が、一九七〇年代後半、北アメリカやヨーロッパにおける規制の結果、衰退し、ベドファイルを中心とする物々交換が中心となっている状況とは相当な違いがある。もっとも、チャイルド・ポルノグラフィ市場において、ビデオやデジタル・カメラとコンピュータによる編集機能などさまざまな技術革新の成果を用いたアマチュア作品が流通しはじめたにつれ、零細家内工業色の強かった商業的制作者とアマチュアとを区別しにくくなってきていることを考えれば、営利的な日本と趣味のアメリカやヨーロッパという区分は幻想である。コンピュータの普及は第三者によるフィルム現像を不要としただけでなく、オリジナルと同じ

品質の無数のコピー作成とイメージの加工修正や同時に多数を相手とした頒布を可能にした。このことは、チャイルド・ポルノグラフィ市場への参入が格段に容易になり、搾取する子どもに対する需要が増大し、子どもに対する危険が従来よりも一層大きくなったことを意味する。このようなチャイルド・ポルノグラフィは、①性的に興奮し、刺激を得る補助手段として利用され、場合によっては現実の子どもとの性的活動への序曲として、②ベドファイルが自らの行動を正当化するため、③子どもに対して抑制を取り除いて、性的活動に勧誘する「性的教育」の手段として、④理想的な年齢の子どもとのイメージを保全するため、⑤被害者の子どもを脅迫するため、⑥ベドファイル間の信頼と仲間意識を形成する交換手段として、⑦子どもに近づく手段として、⑧利益を得るために、利用されているという。言い換えると、チャイルド・ポルノグラフィは、個別の子どもを被害者とするだけでなく、それを使つて他の子どもを性的に搾取するために利用され、社会が子どもを性的搾取に対して鈍感になり、子どもを性的な客体として取り扱うことを正当化する風潮をもたらすという。チャイルド・ポルノグラフィと子どもに対する性的犯罪との統計上の有意の相関だけでなく、直接の因果関係に

ついても肯定的にとらえる見解がある。

チャイルド・ポルノグラフィは、子どもの性的虐待、搾取をもたらし、子どもに対し著しい打撃と屈辱を与え続け、その傷はなかなか消えがたい。子どもの被害には、描写されているような行為が正常であると思ひ込まれ、あるいは、描写の対象となつたという罪悪感から、性的な勧誘や悪戯を拒めなくなり、性的搾取を受け続けるという危険の他、描写され、搾取された結果、たとえば搾取者と心理的に一体化することで搾取状態を乗り切ろうとするといった形で、心身ともに永続的な傷を受けるといった被害も考えられる。後者に関しては、被害者がたか加害者のように取り扱われがちだが、たとえ性的搾取に黙って同意し、利益を得、瞬間的な注目を集んだという指摘ができるとしても、子どもはチャイルド・ポルノグラフィという違法で破壊的な行為の被害者である。

三 チャイルド・ポルノグラフィの規制はどうあるべきか

第一の選択肢はチャイルド・ポルノグラフィは、性的な表現ではあるが、描写する対象が子どもであるからではなく、

刑法一七五条にいう「わいせつ」の要件を満たさないで、従来の通説的な表現の自由の法理からは規制できなかった。「児童に淫行をさせる行為」は「わいせつ」には該当しないかもしれないが、行為そのものをチャイルド・ポルノグラフィという形で視覚的な記録に残すことは、行為者が自らの行動についての証拠を提供していることになり、一〇年以下の懲役または五〇万円以下の罰金を科すことができるはずである。もっとも、それが「淫行」に該当しなかったならば、いかに「性的に露骨」であって、被写体となった子どもを著しく害する描写であっても、児童福祉法によってはカヴァーされ、もともと、子どもを性交等に從事させること自体、子ども自体が積極的に選択したと抗弁されたとしても、心身の未成熟に乘じた強要と判断することは可能であり、チャイルド・ポルノグラフィ自体を「児童に淫行をさせる行為」の確定的推定の証拠ということができるかもしれない。とすれば、少なくとも、チャイルド・ポルノグラフィについて、新しい規定は必要ではない。

第二の選択肢・チャイルド・ポルノグラフィが規制される根拠が、チャイルド・ポルノグラフィに描写された具体的な子どもの保護であるならば、一定年齢以下の子どもを性的な表現物の制作において利用することを全面的に禁止すれば十分である。この場合、子どものように見える成人が出演するポルノグラフィ、合成された、具体的な個人とは結びつかない子どものイメージを利用したポルノグラフィは規制されないで、他に選び得る手段を残す表現方法の規制である。チャイルド・ポルノグラフィを脅迫に用いる危険、チャイルド・ポルノグラフィが広範に流通することによっていつでも出演者たる子どもの傷が癒えない危険を考慮するならば、頒布、展示、販売、所持に関わる者に對し、刑法三三二条「脅迫」や三三三条「強要」を適用し、さらに、民事上の不法行為に基づく損害賠償や不当利得の返還請求に関する訴権を子どもに認めるという法構成も効果的である。が、それ以上の法的な介入を規定することは、わいせつではない性的表現の自由が憲法上認められていると考えられる。総論においては必ずしも、絵、マンガ、あるいは、コンピュータなどで合成したイメージや子どもと見間違われる大人の出演するポルノグラフィの規制は、このような議論からは正当化できない。

第三の選択肢・チャイルド・ポルノグラフィが性犯罪を増長させ、あるいは、性犯罪の手段として子どもを脅迫し、欺くために利用され、性的搾取や性犯罪の犠牲となる子どもを拡大再生産するだけ止を実現するため、三番目のコースを選択する必然性がある。しかし、街には、ポルノグラフィックな情報が満ちあふれ、性的搾取に敏感な風潮とは程遠い。子どもについてだけ、性的搾取について敏感になれという規制を導入することは、見せかけの、おそらくは恣意的な法執行をもたらすだけのように思われる。比較法的な見地からすると、「子ども」も、「未成年」に関する規定には差があるが、その主流は一八歳未満と一六歳未満であり、UNCRCは一八歳未満としている（一条）。日本の法体系は成年を満二〇歳と考えているが、一八歳ないし一六歳で婚姻が可能である。「児童」は一八歳未満であり、「年少者」も一八歳未満である。そして、一三歳になれば、性的な関係について合意をすることができ、日本の子どもたちは一三歳になれば、誘惑、威迫、困惑等、心身の未成熟に乗じた不当な手段により行われる性交等、単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っていいとしか認められないような性交等をするような相手とないいざり、婚姻を前提としない、欲望を満たすためにのみ行われる不純とされる性行為、社会通念上は認められないような不倫の性行為一般、人格的な結びつきを媒介としない性交渉であるか否かを問わず、その私生活に對して恣意的にもしくは不

でなく、子どもの性的搾取に敏感な風潮を是認することで社会全体に對して害悪をもたらすということになると、子どもを保護する範囲は格段に広がる。具体的な子どもとは関連性のない絵やコミック、コンピュータによる合成イメージも、性犯罪の手段として用いられる可能性がある。ペドファイルがチャイルド・ポルノグラフィを消費することで子どもを自分の性的満足のために利用することについて罪悪感をもたなくなるとすれば、子どもを被害者とする性犯罪はチャイルド・ポルノグラフィ市場と表裏一体である。チャイルド・ポルノグラフィ市場の全面的な根絶が必然的な結論となる。紛らわしい通常の「ポルノグラフィ」など、チャイルド・ポルノグラフィではない性的な表現にはチャイルド・ポルノグラフィではないという証明責任を負わせる。チャイルド・ポルノグラフィに関しては制作、頒布、展示、輸送、取得、所持、消費、広告等が禁止される。産業を完全に根絶やしにするには、チャイルド・ポルノグラフィの制作、頒布、展示などに関連したすべての資産を犯罪活動の一部として没収し、さらに、チャイルド・ポルノグラフィの結果得た収益とその果実をも没収し得るという規定も効果的である。このような没収の対象とならないよう、通常のポルノグラフィ制作と

四 チャイルド・ポルノグラフィと表現の自由

合と異なり、チャイルド・ポルノグラフィ所持が禁止されるのは、被害者を保護し、子どもの搾取をもたらす市場を破壊するためであると指摘された。合衆国最高裁判所の展開する法理で、チャイルド・ポルノグラフィと対決するのは無理のようである。もっとも、一九九六年法が未成年のように見えるばあいは成人による性的に露骨な行為の視覚的描写に對しても、出演者の記録などを要求することは、合法的なポルノグラフィに對する過度に広範で漠然とした規制で、恣意であるという判決もある。私的に所持することが認められる合法的なポルノグラフィに對する萎縮効果を主張することは可能であるかもしれない。

日本での規制理念はどのようにとらえられているのだろうか。法案は「児童の心身ともに健全な誕生と育成」を挙げ、次に「児童の権利の擁護」という。仮にそれが、子どもを大人から守るというよりも、子どもの非行を抑制し、非行児童の更生を促進することに重点を置いていることを意味するならば、最初の選択肢、児童福祉法の積極的な適用だけでも十分ではないかということができそうである。反対に社会全体に對する害悪という認識が共有されているならば、チャイルド・ポルノグラフィ市場の完全な廃

止を実現するため、三番目のコースを選択する必然性がある。しかし、街には、ポルノグラフィックな情報が満ちあふれ、性的搾取に敏感な風潮とは程遠い。子どもについてだけ、性的搾取について敏感になれという規制を導入することは、見せかけの、おそらくは恣意的な法執行をもたらすだけのように思われる。比較法的な見地からすると、「子ども」も、「未成年」に関する規定には差があるが、その主流は一八歳未満と一六歳未満であり、UNCRCは一八歳未満としている（一条）。日本の法体系は成年を満二〇歳と考えているが、一八歳ないし一六歳で婚姻が可能である。「児童」は一八歳未満であり、「年少者」も一八歳未満である。そして、一三歳になれば、性的な関係について合意をすることができ、日本の子どもたちは一三歳になれば、誘惑、威迫、困惑等、心身の未成熟に乗じた不当な手段により行われる性交等、単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っていいとしか認められないような性交等をするような相手とないいざり、婚姻を前提としない、欲望を満たすためにのみ行われる不純とされる性行為、社会通念上は認められないような不倫の性行為一般、人格的な結びつきを媒介としない性交渉であるか否かを問わず、その私生活に對して恣意的にもしくは不

法に干渉されないで、自由な性生活を送る権利がある……が、そのような行為が視覚的に描写され、流布されることに對しては「否」と糾弾すべきだという。「性行為の非公然性」からすると、それは子どもはプライバシー侵害？

(1) 一九九八年五月三日出院後提出、五月二六日参議院提出となっており、七月三〇日に参議院法務委員会に付託された。

(2) 本稿では、ポルノグラフィを、性的に露骨であるが、わいせつではない表現を指すに用いている。

(3) 子どもにも適用される一般事項として「奴隷の拘束および意に反する苦役からの自由」を規定する憲法一八条、刑法一七五条「わいせつ物頒布等」、一七六条「強制わいせつ」、一七七条「強姦」、一七八条「準強制わいせつ及び準強姦」や一八二条「淫行動誘」、児童防止法がある。対象を子どもに限定した規定としては、「児童の虐待を禁止する憲法二七条三項」「児童に淫行をさせる行為」「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為」を禁止する児童福祉法三四条や風俗営業法二条、二八条、そして、地方自治体の青少年保護育成条例における「淫行禁止」条項がある。

(4) 「徒に性欲を興奮または刺激せしめ、且つ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道徳観念に反するもの」という最高裁判所（大）一九五七年三月一三日判決刑集一一卷三九七頁、一〇三頁参照。

(5) 児童福祉法六〇条。

頒布は、出演者が子どもではないという証明を予め記録し、保存する。子どもの裸体は、ペドファイルを徒に刺激し、性犯罪を増加させ、被害を被った子どもの立場に對して敏感な風潮をもたらすので、全面的に禁止されるべきであり、そのためには、場合によっては終身刑も含む重い刑罰で対処する。

一九八二年のニュー・ヨーク対ファーバー⁽⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、わいせつでないにもかかわらず、チャイルド・ポルノグラフィを規制する州法を合憲とした。すなわち、子どもの性的搾取と虐待防止は、表現の自由規制において必要とされる非常に重要な利益に該当し、規制されるべき害悪が表現としての価値を圧倒し、①適用される法が適切に禁止されるべき行為を規定しており、②それが、視覚的に描写される一定年齢以下の子どもを性的行為であるならば、好色な好奇心や明らかな不快感とは無関係であっても、表現の自由の法理では保護されないとしたのである。また一九九〇年のオズボーン対オハイオ⁽⁷⁾では、わいせつ物を自宅に私的に所持した場

コンピュータ・ネットワーク におけるポルノ問題(上)

警察庁生活安全局生活環境課
理事官・警視正
後藤 啓二
（こうごう けいじ）

- はじめに
- 1 インターネットにおけるポルノのはん
らの現状
 - 2 コンピュータ・ネットワークを利用し
たわいせつ事犯の検挙状況
 - 3 法律上の問題点 (以上本号)
 - 4 わいせつには至らないが子供に有害な
画像を提供するネット利用ポルノ営業に
対する対策 (以下本号)
 - 5 チャイルドポルノをめぐる問題
 - 6 国際的な協力の枠組みづくり
 - 7 ダイヤルQをめぐる問題
おわりに

はじめに

現在、インターネットやパソコン通信等のコンピュータ・ネットワーク上にはポルノがはんらんしている現状にある。ポルノ画像をサーバ・コンピュータに設置し、不特定多数の者に再生閲覧させることを目的とするホームページは無数に開設され、また、開設したホームページ上に広告宣伝用のポルノ画像を掲載し、申し込みを受けて郵送等でポルノビデオ

等を販売するものも同様は無数に存在する。さらに、ポルノを内容とするニュースグループも多数存在する。

これらのうち、わいせつ画像の提供やわいせつビデオ等の販売を行うものもはもとより違法であるが、わいせつに至らないが少年に有害なポルノサイトも数多く存在する。これらの違法・有害なポルノサイトの多くは営利目的で運営されており、サーチエンジンといわれる検索システムにより容易にアクセスできるシステムとなっており、子どもに対しても何ら配慮することなく無差別に膨大なポルノを提供し、営利を得ているという実情にある。インターネット等のコンピュータ・ネットワーク上のポルノのはんらんは善良の風俗、少年の健全な育成の観点から極めて大きな問題となっている。このような現状に対しては、刑法一七五条等により違法なわいせつ画像を提供している者等の検挙を行うこととなるが、膨大なポルノのはんらんにより善良の風俗が害され、少年の健全な育成が著

しく阻害されている現状とそれにもかかわらず小中学校へのインターネットの導入が促進されていること(1)等に鑑みれば、検挙の手法のみに頼るのではなく、行政的な枠組み作りを含めた総合的な施策の実施によりこの問題に対応することが必要であることは何人にも異論のないところである。善良の風俗の保持及び少年の健全な育成の観点からは、膨大なわいせつ画像を減少させ、少年に対する違法・有害なポルノ画像の提供を禁止する仕組みの導入が必要である。このような観点から、平成二〇年、第一四二回国会で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風俗法」という)の改正が行われ、営利目的でポルノ画像を提供する者に対して年少者への送信防止のための仕組み作りを義務づけることにも、プロバイダに対してわいせつ画像が自己のサーバ・コンピュータに設置されていることを知ったときにはその送信を防止するための措置をとるよう努めなければならないこととされた。

以下、インターネット等のコンピュータ・ネットワークにおけるポルノのはんらんの現状を述べた後、これに対する対策の現状と問題点、今後の課題等について述べることにする。

(一) 文部省では、中学校・高等学校については平成一三年度までに、小学校については平成一五年度までに、すべての学校をインターネット接続することとしている。

1 インターネットにおけるポルノのはんらんの現状

(1) 平成九年二月に警察庁で行ったサンプル調査によると、あるサーチエンジンに登録されている有料のポルノサイト(以下、「ネット利用ポルノ営業」という)の数は、六三三あり、これらを営業用サーバの所在地、決済手段、違法性、被写体の女性の年齢層について調べた結果は次のとおりである。

まず、全六三三営業のうち、営業用として国内のサーバ・コンピュータのみを利用しているものは五三四(八四・五%)、海外のサーバ・コンピュータを利用しているものは九八(二五・五%)であった。決済手段については、郵送・代金引換を利用しているのは八(二・三%)、銀行振込は九八(二五・五%)、クレジットカードは一四四(二二・八%)、ダイヤルQは三六五(五七・八%)であった。また、全六三三営業のうち、合法な

映像のみを提供しているものは三五(五・五%)、FLMASHK等の画像処理マスクにより復元可能な修正を施しているものは二〇(三・一・六%)、そのままで違法な映像を提供しているものは八一(一二・八%)であった。さらに、被写体となった女性の年齢層については、小学生以下とみられるものが四六・七・三%、中学生とみられるものが二・三・三・七%、成人とみられるものが三七・三(五九・〇%)であった。

(2) 上記(1)によって求められた数字に対して、「インターネット白書」(日本インターネット協会)によるインターネット人口及びホームページの開設割合から算出したホームページ数と対比して、国内のネット利用ポルノ営業について推計した結果は次のとおりである。

まず、国内で開設されているネット利用ポルノ営業の数は、約三〇〇〇。次に、営業用として国内のサーバ・コンピュータのみを利用しているものは約二六〇〇。海外のサーバ・コンピュータを利用しているものは約五〇〇。決済手段については、郵送・代金引換を利用しているものは約四〇。銀行振込は約五〇〇。クレジットカードは約七〇〇。ダイヤルQは約一八〇〇。また、合法な映像のみを提供しているものは約一七〇〇。FLMASHK等の画像処理マスク等により復元可能な修正を施しているものは約一〇

〇〇。そのままで違法な映像を提供しているものは約四〇〇。さらに、被写体となった女性の年齢層については、小学生以下とみられるものが約二〇〇。中学生とみられるものが約一〇〇〇。成人とみられるものが約一八〇〇である。

(3) 上記の調査は、ポルノサイトのうち、有料で提供しているものに限ったものであるが、この調査結果からは次のことがいえる。まず、ネット利用ポルノ営業は、アダルトショップ、ストリップ劇場、のぞき部屋等現実空間におけるポルノ業者の数を大きく上回るほどの急激な増加を遂げていると推測されることである。インターネットが普及してまだ二、三年であることからすると、今後とも増加が予測され、その対策をとることが急務である。次に、海外のサーバ・コンピュータにデータを設置しているものが多く、海外のサーバ・コンピュータであれば検挙されないのではないかとの憶測を持っている者が多いからと史料されるが、このことは、これらの者が自己の発信する画像が違法であるという認識を持っていることを示すものであろう。また、決済手段としてダイヤルQが半数以上で使われているが、これはダイヤルQは代金回収をNTTが代行するため、営業者にとって極めて容易に営業できることによるものであろう。ダイヤルQについては、家庭から子どもが電話を

かけることによって容易にポルノ画像にアクセスできるといふ点で少年の健全な育成上極めて問題が多い。さらに、特異的なことは、チャイルドポルノを内容とするものが約四割とその割合が異常に高いことである。チャイルドポルノについては、国際的にもその対策をとることが喫緊の課題とされている中で、日本が発信国として極めて強い批判を受けている実情にある。これらの各点については、後に述べる。

(二) 平成九年中の「アダルトショップ」及び「ストリップ劇場」のぞき部屋等の数は、それぞれ四五九、四八一であり、近年、減少傾向にある。

2 コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙状況

我が国におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙状況は、平成七年三月に神奈川県警察が摘発したパソコン通信を利用したわいせつ物公然陳列事件等は、平成八年中には、検挙件数五七件、検挙人員五七人、平成九〇年には、検挙件数五八件、検挙人員六〇人と年々増加している。このうち、インターネットを利用した事犯は、平成八年中には、検挙件数九件、検挙人員一人、平成九年中には、検挙件数二〇件、検挙人員二七人となっている。

(事例) 会社員は、開設したパソコン通信ネットワークのホストコンピュータ内のハードディスク内にわいせつ画像を記憶させ、ダイヤルQを利用して不特定多数の顧客にわいせつ画像を再生閲覧させた。平成七年三月、わいせつ物公然陳列罪で検挙(神奈川県)。

(事例) 会社員らは、プロバイダのサーバ・コンピュータにホームページを開設置して、わいせつ画像のデータを記憶させ、当該ホームページにアクセスしてきた不特定多数の者に当該わいせつ画像を再生閲覧させていた。平成八年二月、会社員らをわいせつ物公然陳列罪で検挙(警視庁)。

事業別にみると、コンピュータ・ネットワークを通じて直接わいせつ画像を送信する形態と、違法な行為そのものの実行は現実空間で行われるがコンピュータ・ネットワーク上で広告宣伝等を行う形態とに分かれる。以下、形態別に述べる。

(1) コンピュータ・ネットワーク上で直接わいせつ画像を送信する形態

パソコン通信ネットワークのホストコンピュータや自己又はプロバイダのサーバ・コンピュータにわいせつ画像を記憶して不特定多数の者にわいせつ画像を閲覧させるものであり、こうした事業に対しては、実務では刑法一七五条のわいせつ物

公然陳列罪で検挙している。主な検挙事例は次のとおりである。

(事例) パソコン通信ネットワークを開発・運営している者は、ホストコンピュータのハードディスクにわいせつ画像データを記憶させ、電話回線を経由してアクセスしてきた不特定多数の会員にわいせつ画像データを送信して復元閲覧させていた。平成八年四月、わいせつ図画公然陳列罪で検挙(北海道)。

また、ダイヤルQ^①を利用した犯行については、平成一〇年六月、わいせつ画像入りサーバ・コンピュータを売買していたわいせつチャイニーズ方式で暴利を得ていた業者が検挙されている。

(事例) プロバイダらは、インターネット上のホームページにわいせつなサンプル画像を掲載するとともに、ダイヤルQ^①回線を利用して不特定多数の者にわいせつな映像を送信・閲覧させていた。平成一〇年二月から六月にかけて、わいせつ図画公然陳列罪で検挙。また、これらの者に對して、わいせつな画像が多数記録されたハードディスクを内蔵するサーバ・コンピュータを約一〇〇〇万円で購入したコンピュータソフト会社の代表取締役社長が、同年六月、わいせつ図画販売罪で検挙。なお、当該コンピュータソフト会社の代表取締役(フランチチャイ)は、当該サーバ・コンピュータを販売するに当たり、その相手方(フランチチャイ)

に對し、ダイヤルQ^①を利用して客にわいせつ画像を閲覧させて利益を得る方法についての助言、指導等を行っていた。フランチチャイが当該方法で得た利益の三割を「ロイヤリティ」として受け取っていた。警視庁・千葉・埼玉・長野。

(2) コンピュータ・ネットワーク上で広告宣伝を行うわいせつ物販売事案等

この事案は、わいせつビデオテープその他の違法な物品の販賣等の広告宣伝をインターネット等のコンピュータ・ネットワーク上で行い、客からの申し込みを受けて郵送等により客に販賣する形態であり、広告宣伝媒体としてインターネット等を利用する点に特徴がある。通信販売の形態であり、特段目新しいものではないが、インターネットの匿名性、広告宣伝の容易性からわいせつビデオテープその他の禁制品を販賣して利益を得ようとするものが目立ってきている。

この種の事案では、販賣者が身元の発覚を免れようとする、偽名・偽名口座を利用する場合が多くなり、その過程で他の犯罪を犯す者が多い(また、詐欺、薬物販賣等わいせつ事犯以外の犯罪も多い)。

(事例) プロバイダは、自らが所有管理するサーバ・コンピュータがあたかもトンガ王国に所在するように装い、

そのサーバ・コンピュータ上のホームページに販賣広告としてわいせつな画像を表示して顧客を集め、わいせつな映像を記憶させたCD-Rを販賣していた。平成九年二月、わいせつ図画公然陳列罪及びわいせつ図画販賣罪で検挙(秋田)。

また、わいせつ事犯ではないが、売春クラブ、性風俗店の広告宣伝をインターネットで行う事案も多く見られる。

そのサーバ・コンピュータ上のホームページに販賣広告としてわいせつな画像を表示して顧客を集め、わいせつな映像を記憶させたCD-Rを販賣していた。平成九年二月、わいせつ図画公然陳列罪及びわいせつ図画販賣罪で検挙(秋田)。

また、わいせつ事犯ではないが、売春クラブ、性風俗店の広告宣伝をインターネットで行う事案も多く見られる。

(3) 検挙事例から見た特徴

平成七年及び八年に検挙されたコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の特徴をみると、被疑者七名の特徴は、有職者が五名(六四%)、学生五名(六六%)、無職者二名(二九%)であり、年齢層内訳では、二〇歳未満三名(四四%)、二〇歳代一名(一四%)、三〇代三名(四五%)、四〇代以上八名(二〇%)と、三〇代以下が六九名(八九%)で一般風俗事件の五八%と比べて若年層の割合が高い。また、平成一〇年六月ま

で刑法一七五条で摘発されたプロバイダは九名に上っている。

さらに、特徴的なことは、現実空間では決してポルノの売買にかかわることのないと思われる会社員や学生がインターネットを利用したわいせつ事犯で検挙されていることである。コンピュータに関する知識がほとんどなくともホームページは開設できると、わいせつ画像はインターネットを利用して容易に入手できること、さらに、ダイヤルQ^①を利用すれば代金回収はNTTが代行すること等から、いわば素人でもポルノによる金儲けができるようになったことが原因であろう。前出のフランチチャイ方式のダイヤルQ^①を利用してわいせつ事犯にみられるように、わいせつ画像内蔵サーバ・コンピュータを販賣する業者からそれを購入すれば、月に何百万円の収入がはたとど何もなしで得られるというインターネットポルノビジネスの裏面が明らかにになりつつある。インターネットの発展は、それを利用して暴利を得ようとする新たな犯罪者を続々と生みだしている。

3 法律上の問題点

(1) 刑法一七五条とわいせつ物

インターネット、パソコン通信を利用してわいせつ画像を提供している場合、どのような犯罪行為と評価されるか。この点、刑法一七五条は、「わいせつな文

書、図画その他の物」の頒布、販賣、公然陳列を処罰するが、データそのものについては伝統的に「物」でないと考えられてきたことから、何が同条の「わいせつ物」に当たるか議論されている。従来、判例では、わいせつビデオについてはビデオそのものが「図画」とされ、必ずしも、その物が外形上わいせつであることを要せず、再生、映写等によりわいせつな画像が現れるものについてもわいせつ物と認められている。すると、インターネットを利用した場合に、わいせつ画像を閲覧したサーバ・コンピュータがわいせつ物に当たると考えられることとなる。京都地裁平成九年九月二四判決(判時一六三八号一六〇頁)は、「本件わいせつ画像のデータは、証拠上明らかにより、被告人の所有・管理する特定のハードディスク内に記憶・蔵置されているところ、本件サーバ・ネットワークの利用者が被告人のホストコンピュータにアクセスし、右画像データをダウンロードして再生しさえすれば、容易にわいせつ画像を閲覧し得ることから、本件におけるわいせつ物とは、わいせつ画像のデータが記憶・蔵置されている特定の右ハードディスクであると考えることができた。この理は、わいせつな映像が記憶されたビデオテープの場合と同じである」とする(3)。

(3) 前田雅英「インターネットとわいせつ犯罪」ジュリス(二)号八頁、東京地判平成八・四・二二判時一九七五号一五頁、札幌地判平成八・六・二七判例集未登録も同頁。ただし、岡山地裁平成九年二月二五判決は、「本件において被告人らがサーバ・コンピュータ上のデータファイル内に記憶・蔵置された物は情報としての画像データであり、有体物ではないが、インターネットにより、これをパソコンの画面で画像として見ることができ、そして、ここにおいて陳列されたわいせつ図画は、サーバ・コンピュータではなく、情報としての画像データと解すべきである」とする。

た画像は、それを閲覧する者の多くにとってマスクを簡単な作業により容易に除去し画像を復元できることが周知されている場合には、わいせつ性を認めることができることとなる(4)。岡山地裁平成九年二月二五判決(判時一六四二号一五八頁)は、「以上のとおり、インターネットでアダルトページにアクセスする者は、ほとんどがエフ・エル・マスクのソフトを持っており、このソフトを使用すれば、マスクの付け外しは、その場で、直ちに、容易にできるものであり、被告人らはそのことを知っていたし、被告人らのホームページにアクセスして、見る者はマスクを外して画像を閲覧することを予想していたものである。そして、画像にマスク処理が施されているにもかかわらず、直ちに、容易にできる場合には、その画像はマスクがかけられていないものと同視することができると言うべきである。この場合の基準となる人的範囲はインターネット上でアダルトページにアクセスする者とするべきである。よって、被告人らがサーバ・コンピュータ上のデータファイル内に記憶・蔵置させた画像にはマスク処理が施されているが、被告人らのホームページにアクセスしてくるほとんどの人にとっては、その場で、直ちに、容易にマスクを外すことができるのであるから、マスク処理が施された画像

自体がわいせつであると認めることができる」と判示している。

次に、わいせつ性が認められるとして、「公然陳列」したといえるかがどうかについて検討する。この点、「公然陳列」しているそのものの自体がわいせつ性を有する必要があるとの見解もあるが、マスクを除去してわいせつ部分を復元できることを前提として陳列しているのであれば、「公然陳列」しているといつてもよいと考え(5)。

(事例) 自営業者ら二人は、プロバイダのサーバ・コンピュータ内に、容易にはアクセスできない「FLMASK」によって処理されたわいせつ画像を記憶・蔵置させて、アクセスしてきた不特定多数の者に有料でこれを再生閲覧させていた。平成九年六月、わいせつ図画公然陳列罪で検挙(岡山)。

(2) マスク処理した画像の問題

インターネットにおけるポルノ画像の中には、男女の局部等の部分に「マスク」といわれる画像処理が施され、そのままではわいせつ画像とはいえないが、パソコン利用者が簡単な作業により復元して当該部分をマスク処理されない元のままで見ることができるようになったものがある。これらのマスク処理が施されたものについても、わいせつと認められるかが問題となる。

この点については、わいせつな写真の局部をマジックインク等で塗りつぶしてあっても、それが通常人にとって容易に復元できるものであれば、それがわいせつ物にあたることは疑いなく、マスク処理したものに同じく同様に考えられることができる。したがって、マスク処理され

(4) 東京高判昭和五六・一一・一七高刑集三四巻四四四頁は、「各写真中の局部に相当する部分はすべて黒色マジックインクで塗りつぶされている。そのままだの状態でその局部等を見ることができないけれども、右塗りつぶした部分を消去し画像を復元することは、通常人においても比較的容易に行なうことができることが明らかである。前記社会通念に照らすと、原則決が、右写真等はわいせつ図画にあたるものであり、右写真等がわいせつ図画に当たるとして、その局部をマジックインクにより塗りつぶしたままの状態においても、その除去の容易性に照らしてこれをわいせつ図画と

(4) リンクをはる行為の問題

「リンクをはる」とは、あるホームページ上上で他のホームページの所在（URL）とよばれることをい、ブラウザで表示されているホームページ上のリンクタを張る箇所をクリックするとリンク先をはられたホームページが表示されることとなる。ホームページの中には、他のホームページ利用ホームページ業者から広告を募り、そのホームページ料を徴収するものが多い。そのホームページの広告を表示して、卑わいな画面や文書を使用した横長の広告を行くものは多い。バー広告と呼ばれるが、リンクとは異なり、当該広告の部分をクリックすれば当該ホームページにアクセスすることができ、このことを目的としたものが数多く存在することとなる。「このようなものを」「リンクタ集」と呼ぶこともある。これらの中には、バー広告の前後に、「まき創」として、自らホームページに画像を掲載しているものも多く、その裏

もちろん

題は、ホルン登壇にあることが多い。これらの者がわいせつなホームページにリンクをはる行為について、刑事責任を負うべきかが問題とされている。

この点、リンクをはる行為について、リンクとは、インターネットの発展に重要であるとか、リンクとは単に別のページのアドレスの書き込みにすぎない等の理由により刑法上の責任を認めることに批判的な論調もあるが、合法なホームページにリンクをはる行為が違法でないことは、刑もろんであり、この点については、刑法「七五条」の「公然陳列」の意義から検討すべきである。同条の「公然陳列」とは、「不特定多数の者が閲覧可能な状態にすること」と解されているところを、わいせつなホームページであることを知りながら、それにリンクをはる行為は、自らわいせつ物を陳列したものでないものの、同条の主体は自らわいせつ物を陳列した者に限れると解する理由はない。当該リンクにより不特定多数の者がわいせつ物を閲覧することが可能になっているのであるから、「不特定多数の者が閲覧可能な状態にすること」を行ったといえると考ええる。わいせつなホームページであることを知りながらそこにリンクをはる行為は、わいせつ物陳列罪の正犯たりないし幫助犯に当たらると思われる(9)(11)。

(事例) プロバイダは、インターネット

ト上に「アタセスランキングBes50」というホームベージを開設し、自己のサッパ・コンピュータに記憶・蔵置されているホームベージのうちアタセスの多いわいせつ画像を売り物とするホームベージをランキングして、そのタイトル名を表示し、タイトル名をクリックすれば、容易に不特定多数の者がわいせつ画像を閲覧することができるようにした。平成八年九月、わいせつ図画公然陳列罪で検挙（起訴着す処分された）（広島）

(9) 前田・前掲注(3)八四頁は、「プロバイダーが、積極的に、アタセスの多いわいせつ画像を売り物とするサイト名をクリップするだけで、容易に会員にわいせつ画像を見ることができるようになるホームベージを開設すれば、わいせつ物公然陳列罪に該当しうるのである。」と、処罰の対象となることを熟知したわいせつ画像に、直接接続する、しかも自立的ボタンを設置されたホームベージの設立は、積極的にわいせつ図画を不特定多数人容易にみることをできる状態に置いたと、自らわいせつ画像を蔵置したと同視するだけの行為といえるように思われる」とする。

(10) 山口・前掲注(5)七六頁は、「リンクを張る行為は、サッパに蔵置されたわいせつ情報にアクセス可能な状態にすること、わいせつ図画公然陳列罪になるとする以上、わいせつ図画公然陳列罪を構成しているように思われる。それは、「公然陳列」というたんに自らわいせつ情報を蔵置したことが不可欠の要件だとは、情報が多量に、たとえ自らわいせつ情報を蔵置したでなくとも

(1) 現実空間において、わいせつシーエを行つていゝ着小娘の外壁に穴をあけ、不特定多数の者に外から見えるようにする行は、わいせつ物公然陳列罪の正犯ないしは幫助犯に当たると考えられるが、リンタをはる行はこれと同様のものと評価しうる。

(5) プロババの刑事責任
わいせつ画像をサーバ・コンピュータに蔵置するのは発信者であるが、自己のサーバ・コンピュータにわいせつ画像が発信者により蔵置されていることを知りながら送信防止措置をとらなかつたプロババにいかなる刑事責任があるのが問題となる。この点、プロババは「コンキヤリア」である等としてわいせつ画像が蔵置されていることを知つた場合でも責任を負わないという見解もある¹³⁾。しかし、プロババは「電話会社のような「コンキヤリア」と異なり、ホームページの開設サービスを提供していること、そのホームページは基本的に不特定多数に対して自由なアクセスを認めており、いわゆる「公然性を有する通信」として、「二対一の通信とは異なり、通信の秘密の対象にはならないと考えられること¹⁴⁾、利用者からの苦情等により自己のサーバにわいせつ画像を蔵

(5) プロバイダの刑事責任

に設置するは発信者であるが、自己のプライバシーに感ずる者は発信者により設置されていることを知り発信者により設置されていることを知らずに送信防止措置をとらなかつたプロバイダなら送信防止措置を有する者がプライバシーにかかるといふ刑事責任があるのが問題となる。この点、プロバイダは「コミュニケーション」である等としておいてよい。

仕のような「コミュニケーション」と異なる「ホームページの開示サービス」を提供していること、そのホームページは基本的に不特定多数に対して自由アクセスを認めており、いわゆる「公然性を有する通信」として、「第一の通信とは異なる通信（秘密の対象にはならないと考へられること）」、利用者からの苦情等を「自ら自己のサーバにたいせつ画像を威

認めざるが相当である旨判示しているところは、正当としてこれを認許することであるとする。東京高等裁判所四九・九・一三判例(昭和十〇九頁)も同旨。

(三) 山口厚「コンピュータ・ネットワークと犯罪」ジャーナル、一七号七頁は、いわば「布で覆いをかけないでいつ図画を街角に掲示する行為」について、通行人が覆いを掲げておいて、図画を閲覧しうる以上、わいせつ図画公然陳列となりうることに同じである」とする。

(3) 海外のサーバ・コンピュータを利用した場合の問題

前掲の警察庁の調査によると、ネット利用ポルノ営業の約一五％は海外のサーバ・コンピュータにポルノ画像を蔵置しているという実態にある。これらのポルノ業者の多くは、自分が蔵置している画像がわいせつであるという認識を持っており、海外のサーバ・コンピュータに蔵置していれば日本の刑法は適用されないのではないかと考えているものと推測されるが、このような海外のサーバ・コンピュータにわいせつ画像を蔵置した場合の責任について検討する。

この点については、前提として、刑法の適用として、実行行為の一部が日本国内で行われたり、構成要件の一部である結果が日本国内で発生した場合に、日本の刑法が適用されることは異論がない。これを前提に、場合を分けて検討すると、まず、発信者が日本国内からわいせつ

2
 1
 2
 3

次に、外国において外国のサーバ・コンピュータにわいせつ画像を送信し設置した場合については、同条の実行行為のいずれも日本国内で行われていないため、同条の適用はないとも考えられる。しかし、主たる閲覧の場所が日本国内であることが予定され、実際に日本国内の場合には同条の保護益たる善良の風俗が害されていることから、犯罪の結果が国内で発生しているとして同条の適用を認めるべきではないかと考える。海外からインターネットを利用して広告宣伝をし、日本国内の顧客にわいせつ物を販

(5) 山口、前掲註(三)七六頁は、「しか

インターネーショナルの場合にはさらに自由に出境は認められてゐる。それは、情報に因襲を越えて自由に流通し得たから、外国に存在するサーパーに設置されたわいせつ情報に日本国内からアクセスしうること、つまり「結果」が日本に発生し、国内犯だということにならないか、問題となるからである。わいせつ面像を見る者が「被害者」であり、この意味で結果が日本で発生しているとなれば、外国において外国のサーパーにわいせつ情報を設置する行も「国内犯」として「罰罰的」となるとする。また、長谷部恭男「インターネーショナルによるわいせつ面像の発信」法時六九号一三三頁は「日本法でいうわいせつ面像が外国のサーパーから発信された場合でも、日本国内で受容された以上は、犯罪の発地は日本国内と見る余地があり、従来日本の裁判例からするとやはり日本法が適用される可能性」とする。さらに、前田啓一「警察公論」平成九一年三月一六頁以下は「二つの考え方として、海外発行者のサーパー・コンピュータにわいせつ面像を記憶・蔵置させた場合において、当該行為が当該行為地国においては違法とされていない場合には、原則として当該国々の違法性が却却される。ただし、例えば、日本側でホームページを開設した、或はこのよりなわいせつ面像を含むホームページが存在することを日本国内で広く喧伝し、又はアクセスの対価の支払いを日本国内の銀行口座に振り込ませて受け取ったした場合などには、違法性が却却されたと解することができないであろうか」とする。さらに、前田・前掲注(三)八四頁は「問題は、海外で海外プロバイダーのサーパー・コンピュータにわいせつ面像を記憶・蔵置させた場合である。

置されたことを通常業務を通じて知ること
ができ、その送信防止措置をとること
が技術的に容易であること、送信防止措
置は事後的なものであるからいかなる意
味でも「検閲」にあたるものではないこ
と、プロバイダは第二種電気通信事業
者として郵政大臣に対する届出だけで営
めるものとされ、電気通信事業法上もNT
T等の第一種電気通信事業者よりはる
かに緩い規制を受けるのみであり、個人
でも簡単に営めるものであることなど
から、プロバイダを「コモンキャリア」と
同様だと同じ法的評価を与えること
はできないであろう。現実にも、前の事
例のようにプロバイダのなかには、わい
せつ画像を発信しているホームページの
存在を知らずそれを積極的に利用し
て自己の営業に利用している者が認めら
れるのであり、単純にプロバイダは電気
通信事業者であるから「コモンキャリ
ア」として責任を負わないと解し、しか
も、その理由として「通信の秘密の保
護」や「検閲の禁止」の規定をあげるこ
とは、NTTとプロバイダの業務の差異
やホームページと電話のような「対一」の
通信との差異を無視した理解であろう。
わいせつ画像の存在を知らずそれを
放置し、自己の営業のために利用するな
どする行為はわいせつ図画公然陳列罪の
正犯ないし幫助犯に当たることとなると
考える(14)。

また、パソコン通信に関する事例であ
るが、パソコンネットの管理者が、会員
がアップロードしたわいせつ画像につ
いても、正犯として刑責を負うのは明らか
であるとしたものがある(15)。

(12) 園田野「コンピュータ・ネットワ
ークとわいせつ罪」憲政のメディア(ジ
ュリスト増刊)一七二頁は、「ネットワーク
管理者について規定する電気通信事業法は、
電気通信事業者に対して検閲を禁止し(同
法三条)、通信の秘密を保障している(同法
四條)このような規定は、通信事業を
「コモンキャリア」として位置づけられるこ
との当然の帰結であると解される。したが
って、ネットワーク管理者に対して一般
的にネットワーク内のわいせつ情報を削除す
べき刑罰的な作為義務を認めることは難し
いと思われる」とする。

(13) 郵政省電気通信局「インターネット
上の情報流通ルールについて」(平成九年
二月)では、「インターネットには、電子
メールのような「対一」の通信に加え、WWW
(ワールド・ワイド・ウェブ)やネット
ニュース等、不特定多数の者によって受信
されることを目的としており、実質的に通
信内容に秘密性が認められない通信も含ま
れている」とする。

(14) 山口・前掲注(5)七八頁は、「問題は、
わが国の刑法の解釈としても、プロバ
イダーに削除義務を肯定することができる
かである。すなわち、サービス・プロバ
イダーについて、自己が管理するサーベ
ーに設置されたわいせつ情報等を削除する保障
的地位(作為義務)を肯定しうるかが問
題となる。この点については、近年有力な

保障的地位を認めるために「排他的支配」
を要求する立場からは、プロバイダーにつ
いてこうした「排他的支配」が認められる
かまず問われることになる。この点につ
いては、わいせつ情報をアップロードし
た者については、自ら削除することは期待
できないと考えれば、「排他的支配」は肯定す
ることができる。そして、わいせつ情報の
存在を知らずあてて放置したような場
合には、削除義務を肯定することは全く不
可能ではなく、そのときはわいせつ情報
の陳列罪の正犯となる。これに対し、わ
いせつ情報をアップロードした者に削除が
期待できないとしても、削除が可能である
以上はプロバイダーには「排他的支配」が
ないといえ、右の場合に肯定される余地
のある刑事責任は共犯責任であることにな
ると思われる」とする。

(15) 京都地判平成九・九・二四判時一
六三八号一六〇頁は、「被告人は、パソコン
ネットであるアルファネットを開設運営
し、ホストコンピュータを所有管理してい
た者である。右のような地位にあった被告
人は、会員がわいせつ画像をハードデスタ
にアップロードするのを単に監視してい
たというのではなく、自ら電子掲示板に「え
つちな画像をどんどん入力(アップロー
ド)してください」と奨励するとともに、三〇
点のわいせつ画像をアップロードした会員
には二ヶ月分の会費を免除し、会員がア
タセしやすいうちに多数ある画像を分類す
るなどしていたものである。被告人は、会
員がアップロードした画像の内容のすべて
を確認したわけではないとしても、画像の
およその数を把握していたばかりでなく、
その内容がわいせつな画像であろうとの認
識を有していたものである。したがって、

会員がアップロードした画像についても、
被告人が正犯として刑責を負うのは明らか
である」と判示している。

(三六)

コンピュータ・ネットワーク におけるポルノ問題(下)

警察庁生活安全局 警察正
生活環境課課長 藤 啓 二
ごとう けいじ

- はじめに
- インターネットにおけるポルノのはら
んの現状
- コンピュータ・ネットワークを利用した
わいせつ事犯の検挙状況
- 法律上の問題点 (以上前号)
- わいせつには至らないが子どもに有害な
画像を提供するネット利用ポルノ営業に対
する対策 (以下本号)
- チャイルドポルノをめぐる問題
- 国際的な協力の枠組みづくり
- ダイヤルQをめぐる問題

4 わいせつには至らないが 子どもに有害な画像を提供 するネット利用ポルノ営業 に対する対策

わいせつな画像を送信するネット利用
ポルノ営業はもとより違法であるが、わ
いせつに至らないが子どもに有害な画像
を送信するものに対しても、特に、少年
の健全育成を図る観点から、その対策を
とることが求められているところであ

る。そこで、少年に有害なポルノ画像を
提供するネット利用ポルノ営業に対する
対策として、平成〇四年四月、第一四二
回国会において、次の事項を内容とする
風適法の一部を改正する法律が、衆議
院、参議院とも全会一致で可決され、成
立した。

(1) 映像送信型風俗特殊営業の規制 の新設

店舗を設けて営まれるポルノ営業、た
とえば、「アダルトショップ」や「のぞ
き部屋」等に対しては、現行風適法によ
り、届出義務や営業地域規制のほか、一
八歳未満者の立入禁止等の年少者保護
のための規制が課せられている。ところ
が、インターネット等を利用してポルノ
画像を送信する営業は、営業内容はポル
ノであるにせよ、営利を得るという同一の
ものであるにもかかわらず、これらのもの
は店舗を設けていないという点で現行
風適法上向うの規制を受けていないこと
から、子どもに対しても無差別にポルノ

映像を見せ、これによって利益を得ると
いうことが野放しのままとされてきた。
アダルトショップ等の現実空間における
ポルノ営業に対しては年少者保護のため
の規制等がなされているのであり、イン
ターネットを利用するもののみを放置し
てよいとは考えられない。

そこで、これらの営業を映像送信型性
風俗特殊営業とらえ、届出制を導入す
るとともに、これらの営業を営む者に一
八歳未満の者を客としてはならないこと
とし、さらに、客が一八歳以上である旨
の証明又は一八歳未満の者が通常利用で
きない方法により料金を支払う旨の同意
を客から受けた後でなければその客に映
像を伝達してはならないこととした。こ
れは、具体的には、あらかじめ一八歳未
満でないことを運転免許証等で確認した
相手にのみパスワードを与え、又はクレ
ジットカードにより決済する等の仕組み
で営業を営まなければならないこととす
るものである。

また、一八歳未満の者が通常利用でき
ない方法による客の依頼のみを受けるこ
ととしている場合を除き、電気通信事業
者に対し、映像の料金の徴収を委託して
はならないこととした。これは、具体的
には、たとえば、NTTが提供している
ダイヤルQサービスを利用して営業を営
む場合には、事前に加入電話契約者から
の書面による申込みがないと利用できな
い大人向き要素のある番組の番号(〇〇
九〇のあとで始まる番号)を使用する仕
組みで営まなければならないこととする
ものである(17)。

なお、ネット利用ポルノ営業者につい
て自主規制は残念ながら全く期待できな
い。誰もが匿名で簡単にポルノを発信で
きるインターネットにおいて、「映像」
や「ビデオ」のようなある程度実効性の
ある自主規制団体が作られることは考
えられないし、そもそも、自主規制が期
待できるなら、現状のようなポルノのは
らんに至っていないのである。

(17) この改正に対して、牧野二郎・市
民力としてのインターネット(岩波書店)
六三頁では、「この改正は、発信、販売活
動など、新しい情報提供の形態とともな
く、現行の広範囲の情報提供行為を許可制
のみに限定し、管理するものとするのであ
る。……表現の自由を許可制にするのは
明記以前以来のことである。たいへん
な法律である。……これからは表現規制
であったが、これからは表現規制を行うとい
進めている(22)。

う点である」というが、たいへんな誤解で
ある。わいせつな映像の発信は刑法で禁止
されているものであるし、今回の風適法改
正では、映像送信型風俗特殊営業に対し
ては届出制とされ、許可制とするものでは
ない。もちろん、営業者を規制の対象とし
ており、これまでと何ら変わらない。出
版にわたるものを規制していない。

(2) プロバイダに対する措置

次に、インターネット上には映像送信
型風俗特殊営業を営む者のわいせつ映
像がはらんとする状況にあるが、こ
れらの膨大な量のわいせつ映像の存在
は、善良の風俗又は少年の健全育成の観
点から看過しがたいものであり、これら
を除去することは緊急の課題となってい
る。特に、いわゆるチャイルドポルノに
ついては、子どもの人権保護の観点から
もその対策が国際的にも求められてお
り、インターネット上からチャイルドポ
ルノを可能な限りなくすることが急務とな
っている。そのために、これらの営業者
の映像を自己のサーバ・コンピュータに
管理しているプロバイダにわいせつな映
像の除去のために必要な措置をとらせる
ことが必要かつ合理的であると考えられ
た。具体的には、プロバイダは、自己が
所有し又は管理するサーバ・コンピュ
ータに映像送信型風俗特殊営業者がわい
せつな映像を記録したことを知ったとき
は、当該映像の送信を防止するため必要
な措置を講ずるよう努めなければならない
こととされた。プロバイダがこ

の努力義務を遵守していないと認めると
きは、都道府県公安委員会が、あらかじめ
郵政大臣の協議した上でプロバイダに
対し、その努力義務が遵守されることを確
保するために必要な措置をとるべきことを
勧告することとした。

この改正に対し、プロバイダに対する
努力義務は、電気通信事業法四条の通信
の秘密を犯すおそれがあるとか、同法三
条で禁止する機関に当たるとおそれがある
などの批判がなされたところである
が(18)、全く理由がない。ホームページ
は不特定多数の者に見せることを目的と
した公然性を有する通信であるので、通
信の秘密とは無関係であるし(発信者は
自分のポルノサイトをできるだけ多くの利
用者に閲覧させるために自ら進んで様々な広
告活動を行っているものであり、このようなホ
ーページが一対一の通信と同様の通信の秘密
の対象となることは到底考えられない)、ま
た、本努力義務はプロバイダに事前の調
査義務を課するものではなく、わいせつ
な映像が自己のサーバにあることを知っ
たときの事後的措置を求めるものであ
り、いかなる意味でも「機関」に当たら
ないことは明らかである。

また、プロバイダに対しては、法規制
ではなく自主規制で対応すべきだとする
意見も散見された。たしかに、プロバイ
ダの業界団体である社団法人テレコムサ
ービス協会の定めた「インターネット接
続サービス等に係る事業者の対応に関す
るガイドライン」では、プロバイダは違
法又は有害な情報が発信されたことを知
った場合、発信者に対し、発信の中止の
要求、送信防止措置、契約の解除を行う
旨定めている。しかし、我が国のプロバ
イダ業界の現状は、業界団体に加盟して
いるプロバイダは、契約に過ぎない上、
上記ガイドラインを遵守することにつき
何らの担保措置もなく、加盟社のうち大
手業者すらガイドラインを遵守しないも
のが存在すること、他国と比べても自主
的な活動は極めて低調であること(19)、
プロバイダは郵政大臣への届け出だけで
営業、また、NTT等の第一種電気通信
事業者には比しはるかに緩やかな規制を受
けるのみであることから、悪質な営業者
が少なくなく、現実には、プロバイダの
なかには、当初からあるいは業務が若し
くなるや営利を目的でわいせつ画像
を発信し、検挙される者や、わいせつ画像
を発信しているホームページの存在を知
りながらそれを積極的に利用して自己の
営業に利用している者が認められること
と(20)などから、自主規制だけで現状の
改善を図ることは困難であろう(21)。な
お、海外でも、プロバイダに一定の責任
があるとする考えが一般的である。たと
えば、ドイツでは、法律により、プロバ
イダに民事、刑事責任を負わせている
し、イギリスでは、法律上プロバイダの
責任が認められるとともに、プロバイダ
が自主的に自ら中心となり資金を拠出

し、チャイルドポルノなどの違法なコン
テンツの削除、警察への通報等の対策を
進めている(22)。

(18) 一九九八年四月二十四日弁護士会長
声明は、「プロバイダは、電気通信事業
法により、通信の秘密、通信の秘密の保護
を定められており、改正案は、これらの保
護を侵害するおそれがある」という。この
見解によれば、上記テレコムサービス協
会のガイドラインや日本や欧米の多くのプロ
バイダがその契約約款により現行行ってい
る自主規制も、通信の禁止や通信の秘密の
保護に反するおそれがあることになっている
。平成〇四年四月九日警察庁、地方行
政・警察委員会において遠藤毅彦(考人)「テ
レコムサービス協会の事業者倫理委員会委
員長は、「情報を見せるサーバ貸し」とい
うが、ホームページという、街頭にでき
る掲示版のようなものを載せる。これの
内容については通信の秘密に当たらないの
ではないか、こういうような解をして、
ガイドラインを作っております」と発言し
ている。

(19) イギリスでは、プロバイダ団体が
中心となり、IWF(Internet Watch
Foundation)という団体を作り、チャ
イルドポルノ等の違法な画像を監視し、警
察に通報して捜査に協力し、あるいはプロ
バイダに通報し削除するなどの活動が行わ
れている。ドイツでも、プロバイダ等によ
る自主規制団体が設立され、有害情報に関
する利用者からの通報を受け付け、そこに
寄せられた情報をもとに、会員に対する注
意喚起から、悪質な場合は会員の公表ま
で三段階の制度を科するなどの措置をとっ
ている。

(20) 前田憲夫「インターネットとい

せつ犯罪(ジャッキー)二二七九頁は、「プロバイダーは過当競争で会員獲得に必死になり、わいせつ画像を「君影」にすることは、決して特殊なことではないように思われる」とする。

(21) 愛知県警察がプロバイダーに対し、摘発したいわいせつ物公衆陳列の被疑者のホームページを被疑者の連絡先に送信を防止する措置をとるよう依頼したところ、プロバイダーは開示者の同意のない限り出来ないとして送信防止措置をとることを拒否した。このプロバイダーの見解によると、わいせつなホームページは開示者の同意がないと削除できないというところにより、開示者が同意しない限りいつまでも置かれ続け、画像がインターネット上で不特定多数の者が閲覧され続けることとなる。被疑者が子どもであるチャイルドポルノの場合には、当該被疑者とされた子どもは人権侵害がいつまでも続くこととなり、インターネットにより著しい人権侵害を引き起こされることとなる。また、このプロバイダーはテレコムサービス協会に加盟している大手業者であるが、このことは、同協会の自主規制が大手加盟業者に守られていないことを示している。なお、この事件を報じる新聞記事として読売新聞中部版平成一〇年五月十四日は、「幼児のポルノ写真などを掲載したホームページをインターネットに開設したとして、神奈川県内のコンピュータ・ネット開示者、十三日までに愛知県警察安藤と結託し、わいせつ物公衆陳列の疑いで逮捕、名古屋地検に送検された。このホームページは摘発後に削除を要したが、インターネットの接続業者「プロバイダー」が「開示者の同意がなければできない」と拒否。現在も不特定多数の人が閲覧できる状態が続いており、インターネットをめぐむ新たな問題が浮き上がりつつある」と報じている。

(22) ドイツのいわゆるマルチメディア法では、プロバイダーは第三者が提供する情報については、その内容を知らずかつその利用を防止することが技術的に可能で期待可能な場合に限る責任を負う旨定め、イギリスのわいせつ出版法では、出版社(「プロバイダー」は善意であることを自ら立証した場合)には、免責される旨定め、アメリカの通信品位法は、自らの支配下にある電気通信設備が、他人のいやがらせ等目的によるわいせつな画像の通信その他の通信のために利用されることを意図して、故意に当該設備を当該通信のために利用することを許可した者に罰金を科することとしている。

5 チャイルドポルノをめぐる問題

(1) チャイルドポルノサイトについて
インターネット上のポルノに関する問題の中で、現在国際的に最も大きな問題とされているのが、チャイルドポルノである。前掲の調査で明らかになったように、我が国のネット利用ポルノ営業の約四割がチャイルドポルノをその内容としており、インターネット上のチャイルドポルノの多くは日本が発信元であるといわれているところである。警察庁には、I.C.P.O. 国際刑事警察機構、国際エタパット 国際的な子どもに対する性的搾取やチャイルドポルノの撲滅のために活動している NGO) 等から、インターネット

ト上に日本から発信されているチャイルドポルノを摘発するよう要請を多数受けており、これを承けて、今まで、次の事例二件を摘発している。しかし、わいせつに至らないチャイルドポルノについては、日本の現行法では摘発できないため、国内外の人権擁護団体や諸外国から我が国のチャイルドポルノ天国として強く非難されている(23)。

チャイルドポルノは、被写体とされた子どもに対して著しい性的虐待、性的搾取を行うものであるが、特に、インターネットで発信されたものはいつまでもインターネット上に残り続ける可能性があり、被写体とされた子どもに生涯回復不可能な傷を負わせるものとなる。子どもの人権保護の観点から、チャイルドポルノの制作、発信を禁止するとともに、プロバイダーに対してはチャイルドポルノが自己のサーバー・コンピュータに設置されていることを知ったときには削除することと求めるべきであった。また、チャイルドポルノは、一般のポルノと同様、それを目にする年少者に有害なものであるが、特に画像の内容が無抵抗な子どもに對して被害を加える内容であるものも少なくないため、年少者に与える有害な影響がより深刻である。チャイルドポルノの規制は、単に年少者を有資格者から守るというところを超えて、女性、特に女子児童を性的虐待から守るという意義を有する(24)。平成一〇年一〇月現在、「児

童ポルノ等規制法案」が国会に提出されており、その早期の成立が望まれるところである。

(事例) 会社員は、小学生の少女にわいせつ行為を行った場面や少女の裸体を撮影し、その画像をCD-Rに収録し、インターネットを利用して販売又は有料で画像を閲覧させていた。平成九年七月から九月にかけて、わいせつ物公衆陳列罪、わいせつ物公然陳列罪、児童福祉法違反で検挙。なお、本件は、被疑者の案内メールをみたドイツの市民から通報を受けたドイツ連邦警察から警察庁に摘発要請があったものである(警視庁)。

(事例) コンピュータソフト開発業者は、わいせつ画像等を顧客に有料で見せるためにインターネット上にホームページを開設し、容易に取り外しのできるマスクにより処理したわいせつ画像等をサンプル画像として掲載して顧客を募っていた。平成一〇年五月、わいせつ物公然陳列罪で検挙。本件は、海外からも顧客を募るため、このホームページを英文で作成していたことから、本件の捜査中、I.C.P.O. 国際刑事警察機構、国際エタパット 国際的な子どもに対する性的搾取やチャイルドポルノの撲滅のために活動している NGO) 等から、インターネット

(23) 平成一〇年五月二八日、二九日に、ロシアで開催されたI.C.P.O. 国際エタパット主催の「インターネット上のチャイルドポルノ対策会議」では、日本がインターネット上のチャイルドポルノの発信元

として厳しく批判された。この会議について報道するものとして、熊本毎日新聞平成一〇年七月二日(共同通信配信記事)は、「日本発の子どものポルノは、今や世界中で悪名高い存在。五月に国際刑事警察機構と民間団体が共同した専門家会議に私も出席したが、日本の参加者は各国から集中砲火を浴びた」と苦い表情で語る。この「日本には子どもポルノ禁止法がなく、現行の刑法で摘発できるのはごくわずか。世界中に害悪をまき散らしていることに他国はいらだっている」と強く感じたという」と報じている。

(24) 平成九年中に、少年がポルノビデオ、ポルノ雑誌等で影響を受け、女子児童、女子高校生等を襲った事件は、少年の供述で明らかになったものに限定しても六件あった。

(2) チャイルドポルノを対象とする二ユーズグループやチャットによる子どもの誘いだしについて

ニュースグループの中には、チャイルドポルノを対象としたものが数多くあり、その中には、幼児を対象とした性的虐待の場面の画像等おぞましい情報がある。チャイルドポルノ愛好者(ペドフィア)などと呼ばれる者が、投稿したり、画像をダウンロードして楽しんでいるといわれている。また、ペドフィアルの中には、自分の好むチャイルドポルノを得るために、自ら子どもに對し性的

虐待を行いチャイルドポルノを作成し、ニュースグループに投稿したり、個別に他のペドフィアルと連絡をとって交換するものもみられる。

さらに、欧米では、ペドフィアルが、身年や年齢を偽って、リアルタイムでオンライン上で会話できるインターネット・チャット・ルーム(IRC)で子どもと会話をし、親しくなつてから子どもを誘い出して性的虐待や誘拐を行ふといった事案が起つており、大きな社会問題となっている。日本では、次のような事件が摘発されている。

(事例) 無職の男が、インターネットで個人情報誌の友人求職に掲載した一八歳の少女をインターネットで確認するや、同少女を呼び出して脅迫した上誘拐し、性風俗店で稼働させ、給料約二〇〇万円を取り上げ自己の遊興費にあてた。賞金目的誘拐罪で、平成一〇年八月検挙(大阪)。

インターネットの出現前には、大人のチャイルドポルノに対する嗜好はこうまで露骨に現れていなかったと思われるが、インターネットによる画像送信、受信の容易性、匿名性により、チャイルドポルノに対する嗜好が著しく高まってきたものと推測される。インターネットの普及により、子どもに対する性的虐待やチャイルドポルノのはらん等が促進されている実態にあり、その対策をとることが急務となっている(25)。

6 国際的な協調の枠組みづくり

(1) 子どもを守り、違法な画像を減少させるための国際的な枠組み作りの必要性

インターネット上のポルノのはらん世界各國で大きな問題となっている。インターネットは国境のない世界であるが、一國の規制だけでは他國の発信元に対しては規制は及ばないこととなる。そのため、インターネットをめぐる問題に關しては国際的な協調の枠組み作りが特に重要となる。

インターネット上のポルノのはらんに対しては、子どもを有害なポルノから守るといふ少年の健全育成の観点からの要請といわなければならないという善良の風俗の保持や子どもに対する性的搾

取防止の観点からの要請とがあり、各國で真剣な取り組みがなされている。前述の改正風俗法における映像送信型性風俗特許営業者に対する規制は、前者の要請に対応するものであり、これと同様の仕組みが諸外國でもとられることとなれば、この仕組みが採用されている國を発信元とするポルノサイトには他國の子どもからのアクセスは防止されることとなる。また、改正風俗法におけるプロバイダーに対する規制は後者の要請に対応するものであり、他國が同様の仕組みをとることとしたならば、インターネット上のわいせつ画像やチャイルドポルノが世界規模で減少することとなる。

今後、我が国としては、諸外國に對して、上記の二つの要請を満たす二つの仕組みの採用を強くアピールしていく必要がある(26)。特に、チャイルドポルノについては、上記の仕組みをとることにより、インターネット上で入手することとを可能な限り困難とし、チャイルドポルノの制作自体のインセンティブを減少させていくことにより、子どもに対する性的搾取の防止にも効果が期待されることである。

(26) 改正風俗法に對しては、海外を発信元とするポルノに對しては規制が及ばないという批判がなされているところであるが、現代の主權國家の體制を前提とする限り、一國の法律で世界中のインターネットの問題が解決することができないのは當然

インターネットは無国境性を持つものなので、他国から流入する違法ポルノの取締りは止めるべきだ、とか、各国の法制度を最も規制の緩い国にあわせるべきだ（要するに何もするな、等の主張は暴論であろう。最も規制の緩い国の法律が国際的に最も妥当であることはなく、進

は犯罪収益が含まれていることになり、極めて問題が多い(29)。

NTTの基本的な電気通信サービスの提供は、国営企業であるダイアムQの事業とされており、ダイアムQが利用する利用料は、消費者から事業者へ、単一の通信事業者を通じて支払われることとなる。NTTが提供する通信サービスの提供は、国営企業であるダイアムQの事業とされており、ダイアムQが利用する利用料は、消費者から事業者へ、単一の通信事業者を通じて支払われることとなる。

インターネットは現実社会を写す鏡であるといわれる。現実社会には素晴らしいこともあれば、どうしようもない醜いこともある。インターネットも同様であらう。素晴らしいものであると同時にどうしようもない醜いものでもある。それは、人間が発明した人間が利用するものであるから当然であらう。インターネットは自由であるべきだという主張をする人なればば見受けるが、自由であるべきなのはインターネットだけではない。現実社会こそ自由であるべきなのだ。いづれも他人に害を与えない限りにおいて、現実社会で他人に害を与えるとして許さ

て、國際的な基礎を作成する方向に向かうものと思われ、そのための國際的な協謀も進められてゐるであらう²⁸。しかし、インターネットが普及したからといって、それを理由に各国の法制度をより規制の緩い方向に變更するべきだということには当然にはならないであらうし、適当でないであらう（チャイルドポルノの日本からの発信物が許されているからといって、國際的にチャイルドポルノが解禁される）などであり得ないのである。

(27) 實際、ドイツのプロバイダの少なからぬものは、チャイルドポルノ等を内容

とすることが提案されている。

前に述べたように、ネット利用ボロノ業者の約半数がダイヤルQ^①を利用してその実態にある。ダイヤルQ^②は、子ども宅の電話で容易にボロノ情報にアクセスできることから、サービスが開始されて以来、様々な問題が生じ大きな社会問題となった。これらの批判を受けて、T社は、自主規制として、大人向け要のある番組（ボロノ等）については、

九九〇のあとに三から始まる番号と、加入電話契約者から事前の申し込みをしなければ利用できないこととし込み。しかし、実際には、ダイヤルＱ利用用の番号が少なくも自由にかけることのできる九九〇のあとに五(☆)から始まるものにも五(☆)から始まることを取得して、子どもに対しても無差別にポルノを提供し営利を得ていると。警察庁の平成九年二月調査によると、サンプル調査した三六六のダイヤルＱ利用のインターネット利用の

用ボルノ営業は、すべて、〇九九〇のあとに五（５）から始まる番号を取得して営業し、ＮＴＴの自主規制は全く形骸化し、子どもに対しても有害なボルノ画像が無差別に送信され続けている現状にある。このような中で、改正風通法において、前述のように、「映像送信型」風俗特殊営業（電気通信設備を用いた客の依頼を受けて、客の本人確認をしないで第二条第８項に規定する映像を伝送するものに限る）を営む者は、一八歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受けることとしている場合を除き、電気通信事業者に対し、当該映像の料金の徴収を委託してはならない」と定められたところ、同項の規定が実効性を保つては、ＮＴＴの自主規制の確実な履行が不可欠となった。そこで、警察庁は、平成一〇年七月、ＮＴＴに対し、ＮＴＴが自ら定める自主規制を守り、ダイヤルＱ^①を健全化するよう申し入れた。これを受けた、ＮＴＴは、同年八月、改善策を発表したところであるが、その効果を検証する必要がある。

あろろ。

またNTTは、ダイヤルQ利用のインターネット利用ボノ営業者が得た情報料の九分を代金回収代行料として得ており、その額は巨額に上るものと推測される。ダイヤルQ利用のネットボノ営業者の中には、わざわざ画像を利用して情報料を得ている業者が多数存在していることから、NTTの得ている利益に

また、NTTは、ダイヤルQ利用のイターネツトを利用する事業者が得た情報の9%を代金回収代行料として得ており、その額は巨額に上るものと推測される。ダイヤルQ利用のネットボロノ営業者の中には、わざわざ画像を利用して情報料を得ている業者が多数存在していることから、NTTの得ている利益に

れた報道の原点」(放送文化一九九七年一月〇月号一頁以下)。「『客観者の遠回りに』には、あるインターネットのホームページに、客観者の名前や顔写真が掲載され、名前を勝手に便われた神戸市長佐々木とすると、こう一幕もあった。インターネットをめぐるという新しいトランプは、二つの問題を提起しているように思う。ひとつはインターネットという新しいメディアが自己責任能力を身につけないうちに、巨大化してしまつたという点である。パソコン通信のファミリーやインターネットのホームページへの不謹慎な書き込みは、いわば公衆トイレの落書きと考えれば理解しやすい。落書きはいつの時代にもあるし、その内容もやかかいつつても始まらない。ところが、今やコンピュータのネットワークは、トイレの落書きを瞬時にして、しかも全世界に伝ま

(31) アメリカでは、商用目的のポルノの年少者への提供禁止、インターネット上

のブラパシリ保護 オンライシ、ギヤン
の禁止並し内容とする法案を制定予定
あるいは議院で可決されている。報じられ
ている。前述の平成二〇年九月二〇日付け
読売新聞記事のほか、同年八月一日付け
本経済新聞は、「衆政府、議会は インタ
ネットに関する自由放任政策を百八十度
転換し、広範な法的規制に乗り出す方針を
決めた。ゴア副大統領が三日の記者会見
でネット上のブラパシリ保護を強化する
電子権利法、の制定方針を初めて表明し
たのに続き、米議会も来週中にネット上
のギャンブルを禁じる法案を可決する」と
報じている。

インターネットで瞬時に国境越え 児童ポルノ封じに壁



ドイツ人店長が経営していたオランダのコンピュータ店。少女が、行方不明のドイツ人少年(二)の写真を見づめていた。7月下旬、A.P.

捜査、国際的連携が急務

オランダで大量の幼児、児童のポルノ画像が見つかった事件は、多数の国にまたがるコンピュータの幼児性愛ネットの存在を浮かび上がらせている。瞬時に国境を越えるインターネットの取り締まりは、一国だけでは限界がある。子どもたちを食いものにする犯罪網に対し、日本も含めた国際的な捜査協力の機運を盛り上げる必要がある。

(フリュッセル山本 敦子、ボン・桜井 元、ウィーン・大塚 誠)

人権団体が先

男の子が裸でいすに縛りつけられたシーンなど、約一万枚のショッキングな画像を含む証拠品を、警察より先に入手したのはベルギーの人権団体だった。

元探偵のベルロー・セム氏(愛称)を中心とする「モルク・ホーフェン」は十年前から、こうした犯罪網の解明に取り組んできた。今回、大量の画像が見つかったアパートの持ち主で、コンピュータショップ

オランダポルノ事件、六月中旬、「モルク・ホーフェン」のメンバーがオランダ国内の店長のマンションを家捜ししたのに続き、警察も家宅捜索。児童の行方不明事件にも関与の疑いがある

と、特別捜査班を設けた。多数の国にまたがる顧客が店長の銀行口座に金を振り込むと、暗証番号が知らされ、インターネットで約三万枚の画像を見られる仕組みだった。



渡を拒んだ」として、ベルギー警察は一時メンバーの身柄を拘束した。

だが、「モルク・ホーフェン」側にも言い分がある。ボー・ケンス会長は「我々が持つ情報の大半は七年以上前から警察も知っていた。だが、捜査は全く進展していなかった」と憤る。

捜査を妨げる政治的圧力すらうかがわれる。ポルノは、映像の制作・販売が禁じられているだけでなく、所持も刑法違反だ。

「日本が発信」と批判

児童ポルノをインターネットで海外向けに流したとして今年五月、神奈川県警の男性が愛知県警に逮捕された。端緒はイタリア警察当局の捜査依頼。ネットを通して男性の元には海外二十三方国からビデオの購入申し込みが来ている。

警察庁によると、児童ポルノに関する海外からの捜査依頼は昨年一年間で二十四件、欧米の多くの国と通じて、児童ポルノそのものを取り締まる法律がない日本は、世界から厳しい批判の目で見られている。一九九六年にスウェーデンで開かれた各国政府、国際機関、非政府組織(NGO)による国際会議では、「日

技術的に困難

ドイツの捜査当局は先月二十四日、十二歳の息子を一年半以上にわたって性的に虐待し、その写真をポルノネットに流していた疑いで、ライプツィヒで捜査した。

五月にはポルノ映像の流通を放置したとして、大手系列のパソコン通信会社の前社長が下級審で有罪判決を受けた。しかし、こうした接納業者が責任を問われるのは、自ら映像の編集などに加わった場合に限り、単に回線を提供しただけでは刑事責任を問えない、というのが法務省の見

南部ミンヘン警署には、ネットを監視する特別捜査本部がある。客が電話回線を使って違法映像を取り込む瞬間は比較的とらえやすいが、ポルノをネットに流す元の業者を洗い出すのは技術的に難しい。

子を売り渡す

「貧しい親が金欲しさに自分の子どもを売り渡す例もある」。幼児ポルノの実態を取材したスロバキアの週刊誌記者はこう証言する。親への報酬は最高で五万程度という。

記者によると、誘拐された子どもたちの多くはルー・マニアやブルガリアなど、東欧の中でも貧しい国の出身。チェコやスロバキアなどは経由して西欧諸国で売られたり、組織の拠点で写真が撮られてネット上に載せられるケースが多い。

だが、組織の実態はつかめていない。警察当局も「うわさとして耳にした」とはあが、そうした組織があるという証拠はない(スロバキア内務省)。

オーストリアでは二年前、スロバキアの子どもの裸体を撮った男が三回にわたって逮捕されたが、「写真は芸術作品でポルノではない」と、無罪判決が出されたケースもある。

米英など13カ国一斉

児童ネットポルノ摘発

米に本部、20人逮捕

【ヒューストン2日＝撰特卓】米国や英国、豪州など欧米十三カ国の捜査当局は二日、インターネットを使った児童ポルノ販売組織の一斉摘発に乗り出した。関係者の自宅や事務所の家宅捜索に着手し、少なくとも二十人を逮捕した。容疑者は世界で約二百人にのぼるといふ。国境を越えてインターネットに横行する児童ポルノの取り締まりは各国の課題になっていたが、国際捜査協力で大がかりな組織の存在をつかみ、初めて世界規模での同時強制捜査にこぎつけた。

米税関当局によると、同時摘発に参加したのは米英豪のほか、ドイツ、オーストリア、カナダ、デンマーク、ポルトガル、フランス、イタリア、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オランダも近く強制捜査に入るといふ。

摘発されたのは、インターネットを通じて児童ポルノ画像を取り引いていた組織「ワンダーランドクラブ」(本部・米国)。

米税関当局の発表によると、米国では二十二州の会員三十四人が捜査の対象となり、四人を逮捕。他国で逮捕されたのは十六人としているが、すでに四十人以上が逮捕されたとの情報もある。

二日の捜索では、十万余を超える画像や暗号化画像を解読するコンピュータソフトなどが押収された。捜査の端緒となったのは

二年前に米サンフランシスコで摘発された別の児童ポルノ事件。外国から売買に参加した人間がいたため、米当局が各国に情報を提供。これを元に英国で摘発された事件から、ワンダーランドの存在が明らかになり、今年四月から各国が内偵捜査を進めていた。

国境越える 捜査の先例に

インターネット上での児童ポルノの流通に、ネット先進国の欧米各国は頭を痛めてきた。国境を越えて流される画像の発信元を割り出して摘発するのは難しかったためだ。各国捜査当局は今回の一斉摘発が連携した今回の一斉摘発

を通じては相手を見付けやすく、郵送などの手間もかからないからだ。

今年七月に摘発されたオランダの児童ポルノ密売組織の捜査では、米国や英国など国境を越えた顧客の電子メール名簿が押収された。この組織は、銀行口座に料金が振り込まれたことが確認され次第、顧客にインターネットでアクセスする

パスワードを教える商売方法をとっていたといふ。

ネット取引で、一カ所を摘発した場合、情報が電子メールですぐ別の国の業者や顧客に伝わり、証拠が隠滅される恐れもある。世界同時捜査は、ネット犯罪を摘発するうえで、必要な捜査手法だったといえる。

(ヒューストン＝撰特卓)

ネット無法化阻止に一石

児童ポルノ組織、世界同時摘発



米コネディカット州ニューブリテンで8日、ワンダーランド・クラブのメンバーとみられる男性の遺体を自宅から運び出す検視官ら＝AP。男性は一斉摘発で逮捕、告発された後、自宅で死体で見つかった。自殺の可能性がもたれている

容疑者特定に業界協力

■12カ国連携

端緒は昨年六月、米カリ

フォルニア州で十歳の少女が友人の父親に性的暴行されたと母親に訴えたことだ。ルノ組織が摘発された。さ

今月初め、英米など十二カ国の警察当局が合同で実施したインターネットを使った児童ポルノの秘密組織「ワンダーランド・クラブ」(米国で結成)の摘発は、これまで児童ポルノの製作者や所持者は取り締まられても、国境を越えて情報をやりとりする組織の解明は難しいとされていただけに、「ネット上が無法地帯ではないことを示す絶好のメッセージ」(英国のインターネット監視団体)と評価は高い。各国警察の連携もさることながら、法規制を恐れるインターネット業界の捜査協力と、「児童ポルノは重大な反社会行為」とする社会の共通認識が成功のかぎといえそうだ。

(ロンドン＝沢村 互)

らに逮捕者の供述から複数の英国人が組織に加わっていることがわかった。

米国からの通報で、英国南部のメンバー宅を地元サセックス警察が捜索。押収したコンピュータの記憶装置を解析したところ、別の大がかりな国際組織の存在が浮かび上がった。

一斉捜査を前に、六月にワシントン、七月にはフランス・リヨンで欧米とオーストラリアの関係十二カ国の捜査幹部による会議が開かれた。捜査状況が電子メールで他のメンバーに伝わるのを防ぐべく、強制捜査の着手時間もほぼ同一時間帯に設定された。

■60人を逮捕

ワンダーランド・クラブでは米国内のコンピュータをサーバーに、約二百人がポルノ画像のやりとりな

どをしていた。暗号化された特殊なパスワードでアクセスする仕組みだった。

今回の逮捕者は米国を中心に約六十人だが、「各メンバーが児童を虐待して画像作成に携わるなど、児童ポルノの世界では中心的な存在だっただけに、与えた打撃は大きい」とサセックス警察のデビッド・ウッド主任捜査官はいう。現在画像に登場させられた子供らの身元確認が進められているが、わが子を「出演」させていた母親もいたという。

大がかりな国際合同捜査が成功した理由をウッド氏は、「児童ポルノが深刻な社会問題だという共通認識があり、違法だとする共通の法規制があったこと」という。クラブには四十カ国以上からのアクセスがあった。

■現行法使い

パスワード解明には難航したが、いったんアクセスに成功すると捜査は進展した。メンバーは仮名を使っていたが、プロバイダーの協力で容疑者特定は容易だった。

事件後、米国のインターネット業界には「有害ネッ

ト対策は現行法でも可能なことが証明された」という安堵感が広がった。児童ポルノが問題になるたびに持ち上がるネットへの法規制導入の動きを「表現の自由」の侵害として警戒する欧米の業界は、有害データ排除などの自主規制や、警察への通報、捜査協力に力を入れ始めている。

英国でも一九九六年にプロバイダーや検索ソフトウェアなどが独自のネット監視団体「インターネット・ウォッチ」を設立。「ネットは決して犯罪者の安全地帯ではない」とデビッド・カー事務局長はいう。

■日本発急増

しかし、国境を越えて流入してくる有害情報に一国だけで対処するのは不可能だ。インターネット・ウォッチが九六―九七年に確認した児童ポルノなど有害情報の発信源は、米国(六三%)に続き日本(一九%)が二位で、英国(六%)を上回った。「この二年、日本発の児童ポルノが増えている。インターネットの未来を守るために、日本も児童ポルノへの法規制や監視体制を整備してほしい」とカー氏は訴える。

インサイド



子供。ポルノ規制

インターネット上にはなんでも子供に関するわいせつ情報「子供ポルノ」が世界的に問題となっている。急成長するメディアの影の部分で浮き彫りになった格好だが、わが国でも法制度が十分でなかったり、業界の対応が遅れているなどの問題もあって、効果的な取り締まりができないでいる。このほど開かれたワークショップから、現状と問題点を報告する。(柿内公輔)

ユニセフがワークショップ

ユニセフのワークショップでは、インターネットの子供ポルノに対して厳しい取り締まりを求める声が相次いだ
 〓東京・神宮前

「ユニセフグローバルフォーラム・イン東京公開ワークショップ」で、ICPO(国際刑事警察機構)のラルフ・ムチュケ一般犯罪課長はそう訴えた。

ラルフ課長によると、インターネットの子供ポルノ問題に関して、ICPOでも常設作業部会を設けて対応しているが、スタッフが必ずしもコンピュータの専門家でなかつた。

世界中の子供レイプ

「インターネットでチャイルドポルノ情報が発信されるたび、世界中の子供たちがレイプされ続けているのです」
 日本ユニセフ協会が先日東京・神宮前の東京ウィメンズプラザ・ホールで開催した、

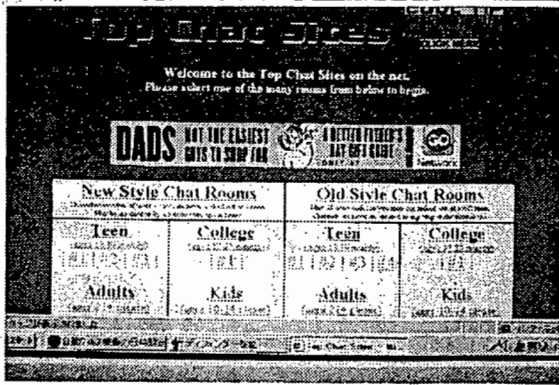
国内3000の営業HP
 4割は「子供」
 「日本は天国」と批判

現行刑法では取り締まり限界

後藤啓二理事官は「国際会議に出席して、日本は子供ポルノ天国だと揶揄きにあらうが、実際反論できない」と苦い表情で語った。

後藤理事官は、営業目的だけでなく国内のポルノのホームページは約三千あり、そのうち四割が子供ポルノであることが報告。海外の捜査機関などから摘発要請が多数あり、海外のプロバイダーの中には、子供ポルノサイトを放置している日本のプロバイダーへの接問題もある」と指摘した。

「いせつ図画」にあたるかどうか、そもそもわいせつとはどこまでを指すのかについて



「TEEN(13-19歳)向け」
「KIDS(10-14歳)向け」
など年齢別のチャットルーム
(米国のホームページ)

児童ポルノ被害

インターネット先進国の米国で、ネットを通じて知り合った児童ポルノ愛好家にだまされて裸の写真を送ったり、誘い出されて性的虐待を受ける子供の被害が相次いでいる。家庭のコンピュータを操ってネットにアクセスする子供が増えていることが背景だ。このため、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が音頭をとり、捜査当局やインターネット接続会社、非政府組織(NGO)などが協力して被害を防ぐ試みが今年から世界中で始まっている。

ネット絡み米で相次ぐ

そのうち、少年の話題はセックスを巡る内容が多くなり、ある日「ボラロイ

二年前のことだ。テキサス州ヒューストンに住むキヤサリン(仮名、当時12)は、インターネットの子供同士のチャットルームで、ユタ州在住の十六歳の少年と知り合った。「母ががんで死にそうだ」という話に同情し、ネット上で頻りに会話を交わすようになった。

ドカメラを送るから、君の裸の写真を撮って送り返してほしい」との要求が届いた。彼女はそれに応じ、その後求めにも言われるがままに従い続けた。

昨年十月、匿名の情報を元に捜査当局が、少年の家に踏み込む。見つけたのは様々な少女の裸の写真と、少女十四人の電子メールア

ドレスを書いたメモ。少年は三十八歳の元教師で、今年五月、わいせつ物を郵送したなどの罪で禁固六年の判決を受けた。

ネット関連法が専門のパリー・アフタブ弁護士(48)によると、児童ポルノは、

防止対策の網 ユネスコ主導

ネットが発達した九三年ごろから氾濫(はんらん)し始めた。ネットで簡単に愛好者の仲間を見つけないことができ、写真やビデオの交換も容易になったからだ。

さらに、元教師のように、顔の見えないチャットルームが、子供たちに直接接触する機会を与えた。「知らない人にはついていかな」と教えられている子供でも、ネット上で子供を装

ろ相手までは見破れない」(アフタブさん)

米国では十八歳未満の子供約三千五百万人のうち、半数が家庭でネットに接続しているという。写真のやりとりで終わらず、子供と会う約束をして連れ去り、虐待する悪質なケースも少なくない。連邦捜査局(FBI)には「毎日、一人の児童ポルノ愛好家が一人の子供を連れ去るために他州へ旅行をしている」という

不気味な統計である。

昨年九月、米国発の児童ポルノ流通組織が各国で一斉摘発されたのをきっかけに、ユネスコは専門家を集めた会議を今年一月にパリで開き、児童ポルノ一掃のための行動計画を決定。各国ごとに捜査当局やインターネット業者などで行動委員会を作ってもらい、サイトの監視・摘発や、親や子供の啓もう活動を始めた。

各国で情報共有し、児童ポルノが違法でない国には法規制も働きかける。

米国ではマイクロソフトやアメリカ・オンラインといった大手企業と、FBIやサイト監視をしているNGOなどが行動委員会を設立。常時八百五十人のボランティアが目を光らせ、子供になりすました捜査官が、チャットの網に愛好者がかかるのを待つおとり捜査をしている。

同委員会の委員長に就任したアフタブさんはNGOのホームページで、ネットの害から子供を守る方法を書いた自著を無料で公開、「親や教師、子供がネットの怖い側面を知ることが何より大切」と強調している。



児童ポルノ一掃計画について説明するユネスコの関係者(ニューヨークの国連本部)

(ニューヨーク特派員)

児童買春・児童ポルノ禁止法成立

子どもの性虐待をなくす取り組みを進めるために

園崎寿子 エクバット・ジャパン・関西

年内に施行される「児童買春・児童ポルノ禁止法」。
エクバット・ジャパン・関西はこの法律に関するワークショップを、
六月に四回連続で開催した。
ワークショップをふまえ、法律の意義と課題を考える。

さる五月十八日、衆議院本会議で、「児童買春・

児童ポルノ禁止法」(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)が全会一致で可決、成立した。年内には施行されることになっている。エクバット・ジャパン・関西では、この法律の意義と課題について考えるため、法成立後の六月の土曜日の午後、四回連続で「市民参加で子ども性虐待に取り組むために」と題するワークショップを開催した。本稿ではその報告をしながら、より

多くの人に知っていただく機会にしたいと思う。

国際世論の盛り上がり背景に

日本人を含む先進国の主に男性が、アジア地域の開発途上国で、子ども買春（かいしん）をしている、つまりお金などを使って子どもを性的に虐待しており、子どもたちには深刻な影響を残しているにもかかわらず、買春者は処罰されず、同じような行為を繰り返しているという状況をなくすため、買春者送り出し

立した。

この法律の第一条は以下のように言っている。

「この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ……児童の権利の擁護に資することを目的とする」

日本で「性的搾取」や「性的虐待」が法律に盛り込まれたのはおそらく今回が初めてであり、また児童の権利擁護を明確に打ち出している点に注目したい。十八歳未満の子どもを買春すること、また十八歳未満の子どもを被写体とするポルノを製造・販売することなどが禁止された。これまで「わいせつ」かどうかの基準でしか取り締まられなかった子どもポルノが、大人を被写体とするポルノとは区別して、取り締まりの対象になる。そして日本国内だけでなく、海外での行為にも適用されるとの内容である。さらに、子どもの保護、問題にかかわる調査研究、民間団体との提携、国際協力などが定められている。エクバット関西が活動を始めただけ間もない一九

一九九六年に入って、スウェーデンで開催された「子どもの商業的性搾取反対世界会議」に日本政府が代表を派遣したのをきっかけに、日本でもようやく政府レベルでの取り組みの必要性が認識されるようになった。この問題への取り組みの必要性を感じていた女性議員を中心に、議員立法を進めようという動きが広がり、約三年間の議論を経て、法案が成

九二年ごろには、「日本人がそんなことをするんですか」といった反応や、「男が買春して何が悪い」と発言する人などもいた。また、学習会に来てもらったある弁護士さんも、「日本では（あなたたちの言っているような）法律なんて十年かかってもできないですよ」と悲観的であったし、国会議員の方にも「日本人がアジアでこんなひどいことをしているらしい、というだけではだめ。もっとはっきりした事実がなければ動きませんよ」と指摘されたこともある。もちろん、この弁護士さんにしても議員さんにしても、やる気がないわけではまったくなく、こういう問題について日本で取り組みを進めることがいかにむずかしいかを実感しておられるからの言葉であった。それから思えば、七年後に法律ができた、というのはたいへん画期的なことであった。その背景には、もちろん国内での運動もあるが、国際世論の盛り上がりが大きかった。

しかしながら、私たちはこの法律にもいくつかの課題があると考えている。この法律を今後どう使っ

ていくか、また今後の課題は何か、市民運動としてどのような運動を進めていく必要があるかなど、私たちなりの考えを整理してみたい。

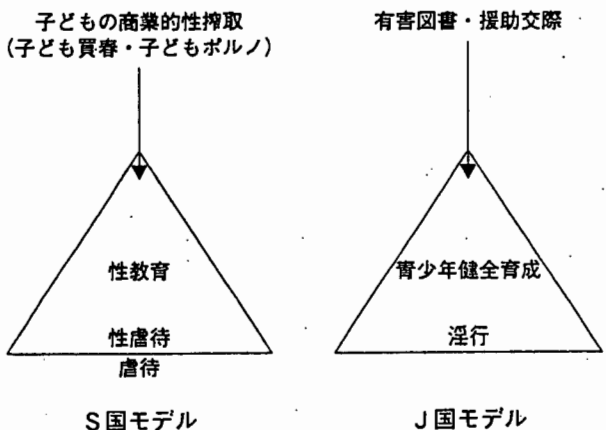
S国モデルとJ国モデル

一九九七年ごろから、私たちがこの法律案に関して提起してきたのは、「子ども買春・子どもポルノ禁止法」ではなく「子ども性虐待禁止法」をつくることであった。

図1を見ていただきたい。「子ども買春、子どもポルノ」という問題への認識、取り組みがある国においてそれがどのように位置づけられてきたのかを示すために、エクパットのメンバーの一人がつくったモデルである。このモデルにはまだ改善の余地はあるが、問題状況はわかっていただけるのではないだろうか。

S国とは、私たちがこれまでの活動を通じて話を聞いた国の様子である。一九六〇年代には子どもの虐待問題への取り組みが始まり、少女への性虐待へ

図1 子ども買春・子どもポルノ問題の位置づけ



の取り組みも始まった。また性教育の取り組みも進められていった。一九八〇年代には男の子も性虐待の被害にあっていることが認識され、そのような被害にあった少年のためのクリニックなどの活動も始まった。このような土台の上に、金銭を介在させた子どもの性的虐待、すなわち子ども買春や子どもポルノなど商業的性搾取の問題が取り組まれているのである。しかも、自国民が海外で子どもを性的に虐待している、ということがエクパットの活動のなかで提起されるようになった。

一方、J国モデル（J国とはどこかわかりただけと思うが）では、まず土台として「子どもの性的虐待」ではなく「淫行」という概念がある。児童福祉法などには「児童に淫行させる」という規定がある。児童（多くの場合、少女）の関与する性的行為（もちろんそのすべてではないが）が「淫行」、つまりみだらな行為である、というふうにとらえられている。しかも、「児童に淫行させる」という言葉からわかるように、大人の側の行為だけではなくて少女

の行為も淫行だということになる。そこで、そのようなことに関与する子どもは「非行少女」「不純異性交遊」などとして、補導の対象と考えられ、またそのような「非行」に走らないよう「健全に育成」する必要があるとされる。さらにポルノは、「有害図書」として「青少年に見せない」よう規制される。子どもポルノにおいて被写体になっている子どもに、製造場面で性虐待が行われている、という観点は従来、日本ではきわめて弱かった。

この丁国モデルを引きずった日本で、この「淫行」という枠組みを転換し、性虐待という枠組みで法律をつくるには抵抗が大きかったようである。ワークショップにお招きした辻元清美さん（衆議院議員、社民党）もこの点を強調されていた。当初、法制局は買春やポルノの定義に「淫行」「児童のひわいな姿態」などという言葉を使う案を出していた。また、「子どもの権利の擁護」なのか、「健全育成」なのか重要な争点になった。このような文言は、女性議員や市民団体などの働きかけで入れられないことに

なった。そして、子ども買春の相手方となり、また子どもポルノの被写体になった子どもは被害者であり、買春をし、またはポルノを製造・販売した側を処罰するとの立場に立っている。

しかしながら、以前からある、売春防止法や少年法によれば、子どもは処罰や補導の対象となっている。いわゆる「援助交際」と呼ばれる現象があるなかで、子どもが客を勧誘した場合には売春防止法第五条で処罰される可能性がある。さらに、買春者を摘発する過程で「被害者」として上がってきた子どもも、その状況によっては、少年法にいう虞犯（犯罪を犯すおそれの強い）少年としての取り扱いを受ける可能性もある。この点について私たちは何度も、子どもの不利益処分をしないように、と求めてきた。国会審議でも何人かの議員がこの点を取り上げたが、結局、今後とも子どもの逮捕や、虞犯としての取り扱いが行われるということが確認された。

司法手続きにおける課題

この点への強い懸念を表明されたのが、三回目のワークショップに来ていただいた、弁護士坪井節子さんである。坪井さんは、日本で少年（少年法では少女も含む）事件に多く関わっておられるが、「非行少年」として処遇を受ける少女の多くが何らかの形で売春にかかわっている。坪井さんは今回、子ども買春をしてはいけないということが法律ではつきり打ち出された点を評価しながらも、これまでの日本での捜査やその後の処遇は、性搾取や性虐待を受けた子どもを保護し、回復を支援する、というよりは、「（売春などという）悪いことをした子」として教育・矯正の対象に位置づけられていること、

これが根本的に変わるには、児童福祉法や少年法を含む関連する制度・法律の見直しと、職員の意識改革が必要であるとお話であった。

また、海外で子ども買春をした日本人を処罰するには、予算をつけ担当部局・担当者を置くことや、被害国との協定・情報交換によって、国外犯処罰を実際に運用していかなければならない。たとえば、日本人が海外で子どもを性虐待し、現地の警察に逮捕されたが保釈金を払って逃げてきたというような場合、外国の警察が捜査しており、証拠も海外にあるということになる。すでに坪井さんたちが、フイリピンとタイで子どもの委任を受けて、刑法の強

制を強化し、海外で子ども買春をした日本人を処罰するには、予算をつけ担当部局・担当者を置くことや、被害国との協定・情報交換によって、国外犯処罰を実際に運用していかなければならない。たとえば、日本人が海外で子どもを性虐待し、現地の警察に逮捕されたが保釈金を払って逃げてきたというような場合、外国の警察が捜査をしており、証拠も海外にあるということになる。すでに坪井さんたちが、フイリピンとタイで子どもの委任を受けて、刑法の強

新日本文学

10月号 発売中！

小説と評論

小説

輪のなかへ……大原加津子

山男夢譚……来住野彰作

評論

『ジャパン・パンチ』に於ける風刺性……重富昭夫（外国人が描いた幕末日本の姿？コマ掲載）

「私」の疎外の果て……櫻井義夫

東西南北風まかせ……瓜生良介

定価八一〇円（本体）

発行・新日本文学会 東京都中野区東中野一四一―五 四〇三―三三六―七八七七

姦や強制わいせつで告訴した事例でも、日本から相手国に照会して、政府間の公式ルートで翻訳し、取り寄せるのに、片道で半年もかかっているという現状がある。今後、子どもが捜査や裁判で証言することになった場合など、その費用をだれが負担するのか、現状では市民団体などが負担するしかないのではないだろうか。

児童買春・児童ポルノ禁止法は通過したが、この法律だけでなく、関連する制度やほかの法律なども含めて運用状況を監視し、見直していかなければならない。

その際の基本的な考え方として私たちは、J国モデルからS国モデルへの転換を進めていくという考え方が必要だと思う。すなわち、子どもの性虐待を位置づけ、その一形態として、金銭を介在させた性虐待として買春やポルノなどの商業的性搾取を位置づけることである。でなければ、「アジアの子どもは貧困や家族を助けるためにやっついていてかわいそう」だが、「日本の女の子はブランドものなどが欲

しくて、自分からすすんでやっているのだから、同情の余地はない」「日本では女の子のほうも誘っているのに、なんで男が処罰されなければいけないんだ」という感覚、せいぜい「買うほうも悪いが売るほうも悪い」という議論に陥ってしまい、買春する大人の処罰だけでなく、子どものほうもある意味で「処罰」されることになってしまうと思うのである。

子ども性虐待問題への理解と体制づくりが必要だ

そこで、カギとなる「性虐待」「性搾取」とは何か、日本の状況をどう考えたらいいのか、子どもを保護する制度とは、ということでお話しいただいたのが、田上時子さん（ビデオドック代表、ドーンセンターコーディネーター）である。田上さんはカナダで働いておられる時に、フェミニズムの運動のなかでの子どもの性虐待の取り組みを取材されたことがきっかけで、子ども性虐待の問題に注目し、十一年前に帰国されてからもずっとこの問題を日本で取り組む必

要性を訴えてきておられる。カナダの女性運動が子どもの性虐待をどう定義し、どう取り組んできたかを描いたビデオを見せていただいたが、そのなかで何度も繰り返されていたのは、「子どもの性虐待は犯罪である。ストレスの結果などという心理的な行為ではない。懲罰と治療が必要である。そして性虐待を生み出している社会の構造に向き合う必要がある」というメッセージであった。そのようなベースの上に、子ども買春の問題などは「性搾取」としてとらえられている。金銭など「なにかを介在させた」ということが「性搾取」の理解のキーワードになるのでは、というお話であった。

日本では子どもの性虐待そのものへの認識が乏しく、また、そのような事件があると、加害者の側の家庭、生い立ち、「いかに異常な性格だったか」などが分析される。つまり、異常な人間の起こした異常な行為であるにとらえれば、社会は動かなくていい。田上さんが帰国されて間もないころに発生した、関東東での連続幼児殺害事件がいかに報道されていたかは、田上さんにとって衝撃であったようだ。いかにカナダと違っているか、という意味で。まず、被害者の子どもとその家族のプライバシーがほとんどあばかれていく。さらに「性虐待」を「性的いたずら」と表現する、原因が加害者の異常性に求められ、

千葉県企画編集 人権・同和問題 の解決に向けて 人権・同和問題啓発用 ハンドブック 完成!

A4判・137頁・1500円

千葉県の許可を得て、
発売中。行政、企業、
教育関係者には最適!

〈解説編〉 1 基本的人権と
同和問題 2 同和問題解決
への歩み 3 同和問題の現
状と課題 4 同和問題解決
のための取り組み 5 人権
問題について 〈資料編〉 1
基本認識 2 法令等 3 人
権教育のための国連10年
4 差別事象等 5 その他

同和問題啓発ビデオ

未来への伝言

VHS・カラー・50分・1998年
9500円(送料別)

出会い

青年たちはいま

VHS・カラー・30分・1993年
10000円(送料別)

社団法人
千葉県人権啓発センター
〒285-0926
千葉県印旛郡酒々井町
本佐倉352
TEL043-496-4967
FAX043-496-4572
E-mail=chibajinken@msn.com

子どもへの暴力、性虐待を発生させている社会構造への視点が完全に抜け落ちていたことなど。

実際には日本でも、近親者や学校職員など、子どもにとって身近な人による性虐待が頻発している。けっして「異常な人の異常な行動」などではない。ところが、そのような問題は一般にはほとんど認識されておらず、当然のことながら、法的な介入や被害にあった子どものケアの体制もまだまだこれからだ。(田上さんは現在、雑誌「ヒューマンライツ」(部落解放・人権研究所発行)に連載されているので、ぜひ参照していただきたい。)

被害者を支えるシステムを

田上さんがおっしゃったとおり、日本でも子どもの性虐待が頻発しており、取り組みの遅れが著しいということは私たちも強く感じているところである。たとえば日本でも子どもの性虐待事件や子どもがポルノに利用されるといふ事件が報告されている。このような場合、実際には子どもを保護すべき

立場の人、子どもにとって身近な人が関与している場合が多い。しかし、だからこそ子どもは被害を訴えられない、訴えても信じてもらえない、警察などが介入しにくい、といった状況がある。警察が介入することになっても、捜査のシステムはまだまだチャイルド・フレンドリーとはいえない。裁判などでは被告人には国選弁護人が保証されるが、被害者が自分のプライバシーを守り、法律的なアドバイスを求めるために弁護士をつける場合には、自分で負担しなければならぬ。さらに、そのような事件は子ども本人にとっても、その保護者にとっても大変なショックであり、精神的なサポートが重要になるが、そのようなシステムはない。さらに、被害を受けた子どものセラピーやカウンセリングのできる組織、人材は少ない。まったくないづくしなのである。もちろん、子どもの性虐待に限ったことではなく、他の種類の虐待や暴力にもかなり同じことがいえる。

坪井節子さんは、日本人による性的虐待の被害に

あった子どもたちのケアをしている組織などを訪問して驚かれたこととして、加害者を訴えるなどの法的手段を取ることが、子どもの回復のなかに位置づけられていることを挙げられていた。日本では子ども、とくに女の子が性的な被害にあった時には「表ざたになると子どもにも傷がつく」といった意識で、行動を起こさないようにする傾向が強い。しかし、それが実は加害者への処罰をあいまいにし、被害者に自責の念を持たせることとながっているのではない。

子どもはプライバシーを必要としない。子どもはプライバシーを守りつつ、何があったのかをはっきりさせ、加害者を処罰することが必要なのである。そのようなプロセスが、被害にあった子どもの回復のためのシステムのなかに位置づけられるべきである。

*

以上、子どもの性虐待と性搾取を理解する視点を確立し、それにもとづいて子どもの回復の支援体制、加害者の処罰、さらに予防や教育などの多面的な制

度をつくりあげることこそ、子どもも買春や子どもポルノの問題に有効に対処する方法ではないだろうか。

すでに述べたとおり、今回通過した児童買春・児童ポルノ禁止法のなかでは、子どもの保護、予防、司法手続きにおける配慮、民間団体との協力などにむけて努力することが盛り込まれている。市民運動として具体的な取り組みを提案していくことができます。重要になってきた。

参考文献

- ・「子ども性虐待禁止法を」エクバット・ジャパン・関西一九九八年(エクバット・ジャパン・関西)電話・ファクス〇六―六八四六―七三六〇/e-mail: mayas@osaka3web.ne.jp
- ・「子ども性虐待防止白書」子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪 松香堂書店 一九九七年
- ・「解放教育」一九九九年八月号 拙稿
- ・エクバット・ジャパン・関西のホームページ <http://tenkomori.org/ecpat.htm>

2000年12月

子どもの人権

子ども買春・子どもポルノ禁止法

「子どもポルノ発信国」日本にも、ようやく禁止法が成立した。そのポイント、表現の自由との関係、警察の介入と大人の責任等残された課題を、この問題に熱心に取り組んできた弁護士が解説。

弁護士
坪井節子

た。その後の国連の調査では、全世界でおよそ一〇〇万人の子どもの性的奴隷状態におかれていると報告されている。

日本の反応は鈍かった。いくつかのNGOが組織され、広報活動を行っていたが、決して多くの市民が関心を寄せていたとはいえない状態であり、マスコミでもとりあげられることもなく、政府、国レベルでの動きは全くといっていいほどなかった。

私自身もこの問題を知ったのは、やと一九九五年になってからである。遅まきながら私たち弁護士も「子ども買春被害対策弁護団」をつくった。日本やフィリピン、タイのNGOの人たちと協力して、一九九六年から翌年にかけて、フィリピンの少女ふたり、タイの少女ひとり、少年ひとり被害者とする三件の事件について、刑法の三歳未満の子どもの性行為を強姦罪、強制わいせつ罪について、日本人による国外犯処罰規定を用いて、日本の警察に告訴してきた。この告訴やその後捜査の過程で、あるいは海外で行われた裁判の過程で、国外犯の事件の捜査や裁判に実務上どれほどの疑問があるかを痛感してきた。この点については、本法の実施にあたっての問題点として、後に触れる。

一九九九年五月十八日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が国会で成立した。地球上で繰り広げられている子ども性の売買による人権侵害、商業的性的搾取を根絶させようという国際的な取り組みの中で、加害者を送り出し、子どもポルノ発信源として非難されてきた日本でも、ようやくそうした行為を犯罪と位置づけ、子どもの権利擁護を追求する法律ができたのである。

本法は、子どもの性的搾取、性的虐待が子どもの権利を著しく侵害するものであるとの認識に基づき、子ども買

1 本法の成立を必要とした事情

春、子どもポルノに関わる行為を犯罪として処罰し、国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）批准後、初めて正面から子どもの権利の擁護を目的とするたつた法律として、評価されよう。しかしその一方で、運用にあたっての懸念や、実効性への疑問も多々提起されている。

ここでは、本法の制定に至る背景、および本法の内容を紹介した後、本法が抱える問題や今後の課題を検討したい。

ある。

こうした動きの中で、一九九六年八月、スウェーデン政府、ユニセフ、国際エクパットの呼びかけにより、ストックホルムにおいて、第一回子どもの商業的性的搾取に反対する国際会議が開かれた。日本政府も招聘され、この問題に関心を寄せていた女性国會議員を中心とする働きかけにより、急速代表団が組織され会議に出席をした。そこでは国レベルでの何の対応もしない日本に、批判が集中したのである。

しかしこの会議後、日本政府が行ったのは、ユニセフと共に「犯罪です。子ども買春」とうたつたポスターを作ったこと程度であった。日本のこの動きに業をよした国際エクパットは、一九九七年五月、日本ユニセフ協会、スウェーデン大使館と協力して、先の国際会議後の進展状況を確認するための、フォローアップ会議を開催した。

この会議には、これまで関心を寄せてきたNGOや女性議員だけでなく、自民党の男性議員の出席があり、問題の重大さの認識と法整備の決意が述べられた。これをきっかけに、当時の与党であった自民、社民、さきがけの三党がプロジェクトチームを作つて、子ども買春、子どもポルノの取り締まりのために有効な法律を、議員立法により成立させるという合意ができたので

2 本法の概要

1 本法は、子ども（法律上では「児童」とされているが、本稿ではすべて「子ども」と表記する）の買春、子どもポルノに関する行為を処罰することにも、これらの行為の被害者となり心身に有害な影響を受けた子どもを保護するための措置を定めることにより、子どもの権利の擁護に資することを目的として

的としている。

2 保護の対象となるのは一八歳未満の子どものみである。子どもの権利条約の対象年齢と一致させている。

3 子ども買春とは、子どもとその親、周旋者等に対価を与えて、または性交等をすることをいう。性交等とは、性交、性交類似行為、自己の性的好奇心を満たす目的で、子どもの性器等をさわり、自己の性器等をさわらせることと定義されている。子ども買春とは、三年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処せられる。子ども買春の周旋をした者、周旋を業として行った者、人に買春をするよう勧誘した者も罰せられる。

3 これまでは、暴行、脅迫を伴わない一三歳以上の子どもに対する買春は、刑法では処罰されることがなかったものであるが、本法により一八歳未満の子どもを対象とする買春行為がすべて禁止されることとなったのである。各都道府県が設けている青少年健全育成条例の中での淫行処罰規定、買春処罰規定のうち、本法と競合する部分は、失効することとされている。

ここでいう一八歳未満の子どもには、主要な保護対象として東南アジア等の外国の子どもが想定されているわけ

はあるが、同時に日本国内の子どもも当然保護対象となる。つまり必ずしも本法制定の動機とはいえなかった、日本国内の女子中高生買春問題も射程内におかれることになる。本法運用上の大きな問題のひとつが、ここから生じるのである。

4 子どもポルノとは、写真、ビデオテープその他のもので、子どもの性交、性交類似行為に係る姿態や、性器に触れる行為に係る子どもの姿態や衣服の全部または一部をつけた子どもの姿態で性欲を興奮させ、または刺激するものを、視覚により認識できる方法で描写したものをいうとされている。子どもポルノの頒布、販売、業としての貸与、公然陳列は、三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金に処せられる。これらの行為を目的として、子どもポルノを製造、所持、運搬、輸出入した者も、同様に罰せられる。

これまでの刑法のわいせつ図画に関する罪では、当該図画がわいせつであるか否かが問われてきた。しかし本法では、「性欲を興奮させ、刺激する」という限定を用いてはいるものの、ポルノの描写が子どもであるという事実をもつて、この販売等のみならず、製造そのものから禁止する。伝統的表現の自由の保障の概念からすれば、かな

2 インターネット上の子どもポルノ規制が大問題となっている。このうち八〇パーセントが日本から発信されているという報告もある。これが本法の射程内であることは確かであるが、技術的にどのような規制方法があるのか、国際的な会議も重ねられているが、専門家知恵を絞らなければならぬだろう。

3 また今回の規制からは「絵」をどうするか。コミックやゲームソフトにおける子どもの性虐待描写には目を覆いたくなるものもある。被写体となった子どもが存在しないといえ、これを放置することが性虐待、性虐待の増加を招かないという確証でもない限り、何らかの対応は迫られるのではない。

4 また子どもポルノの単純所持の禁止も見送られた。捜査の拡大の危険が大きすぎるという事は確かだが、被写体となった子どもにしてみれば、いつまでも自分の屈辱的な姿が残っているという状態は改善されていないことになる。運用状況を見ながら判断するしかない問題であろう。

5 国際協力についてであるが、被害者である子どもを誰が発見し、保護するのか、警察の捜査につなげるために誰がケアするのか、まずは犯罪発生国

り踏み込んだ介入ということになるかもしれない。しかし本法は、被写体となった子どもの屈辱的な人権侵害がいつまでも、写真や映像としてこの世に存在しているという事柄から、子どもを救うということ、つまり子どもの人権擁護を表現の自由によって優先させたのである。

6 本法は、子ども買春、子どもポルノ製造等を目的とする子どもの売買をしたり、誘拐、売買された外国の子どもの海外に移送した者、たとえば日本に連れてくることを処罰することとした。刑法では、日本国民を売買し、誘拐して海外移送することは処罰されているが、外国人を日本国内に移送してくることを罪とする条項はなかったからである。

7 以上いずれの犯罪についても、国民の国外犯を処罰するものとしている。こうした処罰規定もさることながら、本法の真骨頂は、二条から一七条までの、子どもの人権保護の具体化を求める部分にあると思う。

8 二条では被害者である子どもが、警察、検察庁での捜査、裁判所での手続上、子どもの人権、特性を配慮され、名誉と尊厳を害されないようにすることを求め、国と地方公共団体は、捜査、裁判の職務を行う者に、啓発と訓練を

行うよう求めている。

9 三条では、マスコミ関係者が、被害者である子どもについて、被害者が特定できるような報道を行うことを禁じている。

10 捜査や裁判の過程で、性犯罪の被害者に対し、ともすると被害者としての配慮を欠き、あたかも被害者に落ち度があったかのような扱いを行ったり、マスコミでの興味本位の報道が行われたりすることにより、より一層深刻な人権侵害が進行しているという実情がある。被害者が子どもであった場合、こうした二重の人権侵害は、子どもの心に一生残る傷を負わせることになる。本法は、この点への特段の配慮を求めているのである。

11 四条は、国と地方公共団体が、こうした犯罪を未然に防止するため、子どもの権利に関する国民の理解を深めるための教育、啓発活動、調査研究活動を行う努力を求めている。

12 実質許容社会ともいえる日本の性産業の興隆の中、一片の処罰規定だけで問題が解決するとは誰も思っていないだろう。不断の教育、啓発活動が必要なのである。文部省は学校のカリキュラムに「人権としての性」教育を含ませるべきであろう。

13 一五条、一六条は、関係行政機関

での逮捕、処罰を優先すべきではないか、捜査情報ひとつでも国家間でのやりとりは、国際刑事機構や政府の外交ルートを通じて行うしかないのだが、捜査共助のための条約を締結して、もっと迅速に行う手だてを講じられないか、被害者である子どもの事情聴取や裁判での証言のために、ビデオリンクによる交互尋問などの工夫ははかれぬのか等、課題は山積みである。結局こうした問題をひとつずつクリアしていかなければ、この法律は絵に描いた餅になってしまうのである。

4 三年後の見直しに向けて

本法は施行三年後に見直すこととなっている。その時までに何も変わっていないか、国、地方公共団体、関係諸機関、NGO、市民がそれぞれの立場で、自分に何ができるのかを真剣に問いつけ、行動していかなければならぬと、自戒の念をこめて最後に訴えておきたい。

(つばい・せつ)

はじめに 村井敏邦・斎藤豊治
第1章 21世紀を見通した少年法「改正」なのか 団藤重光
第2章 イラストで語る現在の審判と改正案の審判
第3章 改正論議の出発点を問う
第4章 少年法に求めたもの
第5章 改正論、何が問題なのか
第6章 本論に改革すべきことは
第7章 少年事件の当事者はこう考えている
終章 21世紀を日本社会はどう迎えようとしているのか 資料

目次

ISBN 4-535-51193-4

1800円・税別 図A 5判 図B 好評発売中

ちょっと待って
少年法「改正」

日本評論社 〒170-8474 豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621 03-3987-8590

が、買春やポルノの被害者となった子どもに對し、その子どもが受けた身体的、心理的な有害な影響を回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設入所等により援助すること、そのため関係機関相互、民間団体との連携、協力体制の整備を求めている。これまでの児童福祉法のもとでの子どもの支援システムのなかには、性虐待、性虐待の被害者のケア、リハビリテーションを目的とするものはなかったというべきだと思ふ。この条項は、厚生省を含む機関に、新しい発想で、被害者となった子どもの支援体制の整備を行うことを要求しているといえよう。

10 一七条は、犯罪の防止や捜査のため、国は国際間の協力を推進するよう努力することをうたっている。海外での子ども買春を根絶するためには、捜査共助、司法共助、あるいは調査研究に監視、二国間、あるいは国際的地域間での緊密な情報交換、連携が不可欠なのである。

3 本法の問題点と今後の課題

以上に述べてきたとおり、子ども買春、子どもポルノを犯罪とすることに、被害者である子どもの人権回復

の一助とし、また子どもの人権侵害の深刻さと純に日本人の意識を改革しようとしているという点において、積極的に評価されるものであることは間違いない。しかしその有効な実施をはかるためには、解決しなければならない課題は多く、また運用の過程で新たな人権侵害を引き起こしかねない問題をはらんでいる。

1 ひとつは、警察権力の恣意的拡大の危険である。何より危険だと思ふのは、日本人の子ども、つまり女子中高生が被害者となった時の警察の対応である。これまでは、買春を誘発している子どもたちが非難的となってきた。この姿勢が改善されなければ、買春者やポルノ販売者の捜査が多くなればなるほど、事情聴取される子どもは増え、被害者としてのケアを受けるどころか、非難糾弾されて、々少年扱いされることになりかねない。

子どもに性が売買できるものと教えたのは誰なのか。性が人間の尊厳にとつてどれほど大切なものであるかを教えてこなかったのは誰の責任か。子どもが売るといえば、大人は買っているのか。どう考えても大人の責任が重大なのである。そこを取り違えない運用がなされるよう、市民が厳しく監視していかなければならぬ。

8 児童の性的保護

児童買春・児童ポルノ処罰法の成立を契機に

東京大学教授
西田 典之
東京大学大学院
鎮目 征樹

一 はじめに

立法の経緯

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以後、本法という略称を用いる)が今年の通常国会で成立し(法律第五号)、五月二六日公布された。本法は、児童による売春等の相手方となる行為を児童買春として処罰するとともに、児童ポルノをわいせつ罪とは異なる児童の性的保護という観点から規制する点にその特色を有している。

この法律の原案は、昨年の通常国会において、当時の与党三党(自民、社民、さきがけ)の議員立法として衆議院に提出されたが継続審議になっていた。今回成立した本法は、前回の案に修正を加えたりえで、超党派の議員立法の形で参議院に提出されたものである。その契機となったのは、一九九六年八月にストックホルムで開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」等において、日本がチャイルド・ポルノグラフィの中心地であるという事実が指摘され、児童買春および児童ポルノの法的規制に関する我が国の取り組みが遅れていることに対する国際的な批判が集中したという状況であった。特に問題とされ

たのは、東南アジア地域において、日本人男性が、低年齢の子どもの性を買うという現象(いわゆる海外買春ツアー)が顕著であるという実態である。我が国の刑法は、一三歳未満の者に対するわいせつ行為につき、その同意があっても強制わいせつ罪、強姦罪等の成立を認め(二七六条、一七九条)、さらに、国民の国外犯処罰を規定しているが(三条五号)、これらの罪は大部分が報告罪(二八〇条)であり、告訴期間は六ヶ月しかない(刑訴三三五条)。このため、海外での日本人による買春については実効的な処罰規定が存在しないに等しかったのである。このようない問題状況において、国民の国外犯処罰規定を盛り込んで児童買春・ポルノを規制するためにつくられたのが本法であった。

しかし、本法の意義は右の点にとどまるのではない。女子中・高校生を中心とする青少年が自らの性を売り、成人男性がそれを買うという、いわゆる「援助交際」が社会問題化している我が国の現状において、本法は、国内的にも重要な機能を果たすことになる。そこで、本

稿では、本法の内容を概観するとともに、従来、児童の性的保護の役割を果たしてきた青少年保護条例や児童福祉法との関係についても若干の検討を加えることにしたい。

二 児童買春・児童ポルノ処罰法

1 総説

本法は、一八歳未満の者を児童とし(二条一項)、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、……児童の権利の擁護に資することを目的とする」(二条。この目的を達成するために、児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰する一方で、これらの行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講じている。具体的には、捜査・公判における被害者である児童への配慮(二条、被害者である児童に関する報道の禁止(二三条、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置や体制の整備(二五条、一六条)などがそれである。

右のような目的規定によれば、本法における処罰規定の保護法益は、

わいせつ物販売罪や売春防止法における健全な風俗という社会的法益でも、強姦罪や強制わいせつ罪における性的自己決定権という個人的法益でもなく、性的に健全に成長するという児童の権利であるということになる。

2 児童買春

本法は、性的搾取・性的虐待から児童を保護するという目的のために児童買春に係る行為を禁止する。その中心は、児童買春罪(四条)であり、その法定刑は、三年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金である。このほか、児童買春周旋罪(五条、児童買春勧誘罪(六条)、児童買春等目的の人身売買罪(八条一項)、児童買春等目的の国外移送罪(八条二項、ただし、日本国民が、外国に居住する児童を略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送する行為のみを処罰する)が処罰されている。ここでは、紙幅の都合上、児童買春罪のみをみることにしよう。

本法二条二項の定義によれば、「児童買春」とは、①児童②児童に対する性交等の周旋をした者③

児童の保護者または児童をその支配下に置いてはいる者に対し、「対価を供与し、又はその供与の約束をせしめ、当該児童に対し、性交等をする」とをい、「性交等」とは、「性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳房をいう。以下同じ)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせること」とをいうとされている。

このように、「買春」の意義は性交に限定されず「性交等」という概念を媒介として、性交、性交類似行為、その他のわいせつ行為を含むことになる。それは、対価の供与がなされている以上、本法にいうところの性的搾取・性的虐待につながるという点では性交に限定する必要はないと解されたからであろう。この点で、「買春」は児童福祉法にいう「淫行」(三四条一項六号)よりも広いことになる。もともと、本法は、「児童買春」の定義規定を置くことによって、わいせつ行為の境界を明確化している。すなわち、行為者と被害者たる児童との性器等を介した身体的接触を要求することで限定を

図っている。したがって、たとえば、対価を供与して行為者の前で性器を露出させるような場合や児童とヤスする行為は除外されることになるのである。むしろ、問題は性交類似行為という概念にある。この概念は、すでに述べた児童福祉法にいう「淫行」概念の解釈として判例により展開されたものである。その内容は、一応、実質的にみて性交と同視しうる程度の性交行為と定義できるとしても、その境界は必ずしも明確ではない。最近でも、教師が同じ教室の中に下半身を入れた状態で教える女子生徒にパイプレーターを使用して自慰行為をするに至った場合が問題となり、最高裁は性交類似行為にあたるという判断を示している(最決平成一〇・一一・二刑集五二巻八号五〇五頁)。このように、本法の適用においても、「性交類似行為」の境界を解釈によって明確化することが実務に求められよう。

3 児童ポルノ

本法は、さらに児童ポルノの頒布、販売等を処罰する(七条)。その法定刑は三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金である。二条三

項の定義によれば、児童ポルノとは、写真、ビデオテープその他の物であって、①「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの」(以下「一号ポルノ」とする)、②「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性交と同等と認められるものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」(二号ポルノとする)、③「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」(三号ポルノ)のいずれかに該当するものである。「視覚により認識することができる方法により描写したもの」という文句は、電磁的記録物も含む趣旨であらう。

本項における児童ポルノの定義は、客体的客観的限定により刑法のわいせつ犯罪におけるわいせつ性より、はるかに明確かつ限定的であるといえる。もっとも、二号、三号ポルノについては「性欲を興奮

以上のような問題状況に照らせば、処罰規定の法律レベルでの統一という意味で少なからぬ意義があったといえる。

2 児童福祉法

児童福祉法に關しては、その三四条一項六号と本法との関係が問題となる。同条によれば、「児童に淫行をさせる行為」が禁止され、その法定刑は「〇年以下の懲役または五〇万円以下の罰金である（同法六〇条一項）。本号の解釈論としては、「淫行」の意義と「淫行をさせる」行為の意義が問題となる。

まず、淫行の意義については、同法三四条一項九号の「児童の心身に有害な影響を与える行為」との限界が流動的となり、法的安定性を害すること、本罪より直接的に児童の性的自由を侵害する強制わいせつ罪（刑一七六条）の法定刑の上限が七年以下であることと比べ、罪刑の均衡を失うことを理由に「性交」に限るとする見解も主張されている。しかし、最高裁が性交類似行為をも含む（最決昭和四七・一一・二八刑集二六巻九号六七頁）との解釈を採用して以来、本号を性交類似行為にまで

拡張する解釈が実務上定着している。「淫行をさせる」の意義についても、淫行を性交に限るとすれば、必要の共犯の法理から、直接相手方となる行為は不可罰となりうるが、前記最高裁決定のように、性交類似行為にまで拡張するのであれば、相手方となる行為を直ちに不可罰とする帰結は導かれまい。しかし、従来の下級審判例は、この点について、消極説を採用してきた（東京高判昭和五〇・三・一〇家月二七巻二七七六頁、札幌高判昭和四一・九・二〇家月一九巻八号一六八頁）。それは、おそらく、「させる」という文言に使用の意味が含まれていること、さらには、積極説をとるとすれば、前記条例における淫行処罰規定の適用の余地が少なくなることを考慮したためであろう。しかし、最近では、淫行の相手方となる行為も、児童の健全育成という保護法益の観点から、これを除外する理由に乏しいとして、積極説に立つ下級審判例も現れるに至っている（東京高判昭和五八・九・二二家月三六巻九号一〇四頁、東京家決平成一〇・四・二二家月五〇巻一〇号一五六頁）。さらに、す

でみたように、最高裁は、中学校の英語教師である被告人が、その立場を利用して、児童である女子生徒に対し、バイブレーターを使用して自慰行為をするに至らせたという事案について本罪の成立を認めた。それは、直接の相手方となる行為も「淫行をさせる」に含みうることを認めたものであろう。そうだとすれば、児童買春等の事案について、本法と児童福祉法のどちらが適用されるかは、やはり問題として残ることになる。

その場合には、淫行を「させる」にあたるか否かが適用条文を決定する基準ということになる。この点で、「させる」の意義については、従来、「事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をすることを助長し促進する行為」であれば足りるとするのが判例であるが（最決昭和四〇・四・三〇裁判集刑一五五号五九五頁、単純に相手方となる行為は、たとえ対価の供与・約束を伴う場合でも除かれるべきであろう。本法の適用範囲を確保するためには、児童福祉法は、児童に対する優越的地位の利用、児童の困窮状態の利用など、な

性交類似行為」をすることに限定して処罰するもの（たとえば、東京都青少年の健全な育成に關する条例）に分けることができる。

しかし、各条例の構成要件は不統一であり、また、法定刑にもばらつきが見られる。この点については、福岡県青少年保護育成条例についての最高裁判決において、伊藤正巳裁判官が「青少年に対する淫行の処罰に關する各都道府県の条例における規定は、全体として、著しく不均衡かつ不統一なものとなっており、それが実情であるが、このような地域による顕著な差異について、国民を納得せしめるに足りる合理的な理由を見いだすことができない」と指摘されていたように問題が残っていたのである。この点、本法の附則二条は、「地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする」と定める。したがって、本法の施行に伴い上述した淫行処罰条例も、児童買春に該當する部分については失効することになる。これは、

（参考文獻）
 坂分万純「児童買春・ポルノ禁止法の意義と課題」世界一九九八年六月号
 国立国会図書館調査及び立法考査局・外国の立法（四巻五・六合号）八二頁以下
 藤本哲也「刑事政策の諸問題」（一九九九年）三頁以下
 西田典之「刑法」警研四四巻二二三頁
 島山興天「児童に淫行をさせる罪」研究三四六号、三四七号
 （しだのりゆき）
 （しずめ・もとこ）

させ又は刺激するもの」という評価的基準が加えられている。この点で、二号ポルノについてはあまり問題はないと思われるが、三号ポルノについては問題が生じうる。なぜなら、「衣服の全部又は一部を着けないう児童の姿態」という要件はほとんど限定機能を持ちえないからである。この場合「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という基準は、純粹に主観的なものと解すべきではないように思われる。さもなくば、三歳の児童が裸で水浴びをしている姿を撮影した場合でも、その写真は、幼児に對して特に性的好奇心を覚える人間にとっては、まさしく「性欲を興奮させ又は刺激するもの」として三号ポルノにあたることになりかねないからである。それゆえ、この基準は、性的搾取・虐待からの児童の保護という立法目的からみても、客体である写真等における児童の描写の態様をいものと解すべきであろう。他方で、前国会における本法の原案の段階では、写真、ビデオテープとともに列挙されていた「絵」が、今回成立した案では削除されたことは、ポルノコミックやコンピュータ

・グラフィックのように実在しない児童を描写したものは除く趣旨である。

以上のような児童ポルノの定義を前提に、本法七条は、児童ポルノの頒布、販売、業としての貸与、公然陳列（二項）、第一項目での児童ポルノの製造、所持、運搬、本邦への輸入、本邦からの輸出（二項）、さらに、第一項目での日本国民が児童ポルノを外国に輸入し、外国から輸出する行為（三項）を処罰する。三項は、後述する一〇条との関係上、七条二項が禁ずる「児童ポルノを……本邦に輸入し、又は本邦から輸出」するという行為については、国外犯が観念しえないという点を考慮して設けられたものである。なお、児童ポルノの單純所持までは処罰されていない。

4 国外犯の処罰

本法は、諸外国の立法例にならば、国民の国外犯の処罰を規定する（二〇条）。これは、すでに述べた海外とくに東南アジア諸国における日本人男性による児童買春行為を処罰対象とするという本法の一つの重要な目的を実現するための規定である。

しかし、この国外犯処罰規定が実効性を持つためには、被害者である児童の証言も含め、海外の捜査当局となる資料の提供などが必須の条件となる。また、そのためには、広範な捜査協力が必要となる。この点を考慮して、一七条は「国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする」という努力目標を定めている。

三 従来の法律・条例との関係

1 青少年保護育成条例

児童の性的保護のための刑事法的規制としては、従来、地方自治体の制定したいわゆる青少年保護育成条例が重要な役割を果たしてきたが、その中心である淫行処罰規定は、青少年（一八歳未満）に対し、広くわいせつまたは淫らな行為をすること（た）を禁ずるもの（たとえば、福岡県青少年健全育成条例）と、「青少年に対し、金品、職務、役務その他財産上の利益を対価として供与し、又は供与することを約束して性交、又は

性交類似行為」をすることに限定して処罰するもの（たとえば、東京都青少年の健全な育成に關する条例）に分けることができる。

しかし、各条例の構成要件は不統一であり、また、法定刑にもばらつきが見られる。この点については、福岡県青少年保護育成条例についての最高裁判決において、伊藤正巳裁判官が「青少年に対する淫行の処罰に關する各都道府県の条例における規定は、全体として、著しく不均衡かつ不統一なものとなっており、それが実情であるが、このような地域による顕著な差異について、国民を納得せしめるに足りる合理的な理由を見いだすことができない」と指摘されていたように問題が残っていたのである。この点、本法の附則二条は、「地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする」と定める。したがって、本法の施行に伴い上述した淫行処罰条例も、児童買春に該當する部分については失効することになる。これは、

真、ビデオテープ以外の「その他のもの」にどこまで含むのか、特に「絵」をどう評価するのか、①頭部と身体とが別人の場合にどうするのかの諸点である。

④児童の実在性についての立法者の趣旨は、本法が児童の権利擁護を目的とする以上、児童が実在する特定の個人であることを要するという考えである⑤。⑥「絵」については、与党案に含まれていたものが、超党派案で削除された経緯があるが、削除はコミック等を広く対象とすることが妥当でないという理由からで、実在の児童をモデルとして描写すれば、たとえ絵であっても「その他のもの」に含まれると解される⑦。

⑦頭部のみが実在の児童の場合（合成写真）については、これを排除すると現実と多く存在する合成写真、合成CGに対して本法が無効とならない。頭部以外の部分分が、たとえ頭部とは別人であっても、それ自身が「児童の姿態」と評価されれば、その児童に対する侵害行為として処罰は可能である⑧。たとえ一部が別人や絵であっても、全体として特定の児童の姿態と評価される⑨。

(1) 青少年保護育成条例

本法は、児童の権利を擁護することを目的としており（二条）、青少年の健全育成を促した各都道府県の青少年保護育成条例とその趣旨が重なる。そこで本法附則二条は、「地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする」と規定する。

四 現行諸法との関係

対する実力の支配の設定を要し、人の授受がない場合には未遂にとどまる⑩。

(2) 売春防止法

売春防止法が性風俗という社会法益に対する罪として、売春側を一方的に処罰するものであるのに対し、本法は児童保護の観点から買春側を一方的に処罰するもので、法の趣旨は著しく異なり、売春防止法の罪と児童買春とは一般法・特別法の関係にはない。

売春防止法における買方側の不処罰は、当然存在する売春の相手方につき、当然規定がない以上、不処罰とするのが立法趣旨であり、相手方児童や児童ポルノの被害児童がこれらの罪の補助犯や教唆犯（さらには共同正犯）として処罰されることはない。しかし、必要の共犯の理論は、本法以外の法規による処罰まで排除するものではない。例えば一八歳未満の女子が勧誘行為をした場合、売春防止法上の勧誘の罪（同法五条）として処罰される余地は十分考え得る⑪。ただし、国会審議では、本法における児童は被害者であることが明確で

れるものであれば、やはり処罰の対象に含まれると解すべきである⑫。そして最終的な可罰性は、当該描写が全体として、ある特定の児童をモデルにしたと評価でき、しかも「性欲を興奮させ又は刺激するもの」に当たるか否かの規範的な評価によることになる。

「性欲を興奮させ又は刺激するもの」であることが要件となっている（与党案では「性的好奇心をそそぐもの」とされていた。これに対し刑法上のわいせつ概念は、「従って性慾を興奮又は刺激せしめ、且つ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、普通人の道義観念に反するもの」⑬。裁判昭和二六・五・一〇刑集五巻六号一〇二六頁をいう。わいせつ罪が性風俗という社会法益に対する罪であるのに対し、児童ポルノは個人としての児童を保護するものであるから、「普通人の性的羞恥心の侵害」や「善良な性的道義観念に反する」とは不要であると説明されている⑭。

ただし、「性欲を興奮させ又は刺激するもの」が、単に当該行為者の主観的要件であるとする、その成立範囲は極めて拡大することになる。この点は、参議院法務委員会審議の中でも指摘されたが、「構図、場面、周囲の状況、姿態」等から総合的に判断せざるを得ない⑮。それうたとすると、一般人の性的羞恥心や善良な性的道義観念という判断基準とは、ほぼ重なることになりう。

(2) 児童ポルノ頒布等罪

七条一項は「頒布、販売、業としての貸与、公然陳列」、二項は「前項の目的での製造、所持、運搬、輸入、輸出」、三項は「第一項の目的で、輸入、輸出した日本国民」について、それぞれ三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金を科す。一項は、刑法のわいせつ図画頒布等罪に比べ、業としての貸与を含み、処罰対象行為が広い。

特に問題となるのが二項の「製造」と「所持」である。製造については、一項の行為の目的が必要であるとはいえず、わいせつ罪では対象とされない行為を態様を取り込むことになる。児童ポルノはわいせつ罪と比べ、児童の心身に有害な影響を与え、性的搾取・性的虐待に当たるため、製造行為自体の当罰性が高いと

説明されている。一方、所持については、単純所持自体を処罰しなければ児童ポルノの規制の効果が上がらないとの主張も強い（与党案ではこれを含んでいた。注3参照）。しかし、単なる所持を禁止することは性急にすぎるとはいえないかとの懸念から、三年後に見直すことも視野に入れた⑯。今回法律では処罰化は見送られた⑰。

七条三項は、頒布等の目的で、輸入、輸出する行為を処罰する。なお、与党案では、児童ポルノの広告も処罰することとされていたが与党案六条二項、超党派案では削除された。しかし、広告がおよそ処罰されないというわけではなく、場合によっては補助等の共犯に該当しう。

八条一項は買春の相手方児童ポルノの对象として児童を売買する行為を一年以上一〇年以下の懲役に処し、二項は外国の児童を一項の目的で国外に移送する行為を二年以上の有期懲役とする（三項で未遂も処罰。本案のみ未遂処罰がある。「売買」の意義は、刑法二六条二項、二二七条一項と同義で、対価を得て人の身体を授受することをいう。被売者

あり、売春防止法等で補導の対象とならない配慮が必要であることが強調された⑱。もともと、被害児童といっても、国外か国内かを含め、その置かれた環境を考慮して具体的に判断せざるを得ないであろう。

(3) 児童福祉法

児童福祉法三四条六号は児童に淫行させる行為を処罰するが、この罪と児童買春行為との関係が問題となる（一〇年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金。児童福祉法上「淫行」とは、性交又は性交類似行為を指し（前述二(四)、「淫行をさせる」とは、一般に犯人以外の第三者を相手方として淫行をさせることをいうとするのが従来の判例であったが、最高裁は、中学校の教師が教え子の女子生徒に対し被告人のいる場所で自慰行為をするに至らせた場合につき「淫行をさせる」行為に当たるとした（最決平成一〇・一二判時一六六三号一四九頁⑲）。行為者自身が淫行の相手方となる場合を広く「淫行をさせる」行為に当たるとすると、児童買春等処罰法の買春行為との競合関係が生じ、より重い児童福祉法が適用されることになる。

児童買春等処罰法の「周旋」「勧誘」行為と六号との関係も問題となる。「淫行をさせる」行為とは、児童の淫行を利用する行為や助長する行為をいうが、これが「周旋」「誘惑」に該当する場合もあり得る。ただし、六号の「淫行をさせる」というためには、性交又は性交類似行為が現に行われることが必要だが、児童買春等処罰法の「周旋」「勧誘」罪は、性交・性交類似行為が全くなくとも成立する。

(4) 刑法

一三歳未満の者に対する買春行為（あるいは一四歳以上の児童に對價を

供与したが児童本人の同意がない場合は、強制わいせつないし強姦罪にも該当し、法条競合として重い強制わいせつ、強姦罪が成立する。
児童ポルノはわいせつ図画に該当する場合もあり得るが、性風俗に対する罪であるわいせつ罪に比べ、児童個人に対する侵害行為である児童ポルノ関連犯罪は、法定刑も重くなっている。わいせつ図画にも当たる児童ポルノを頒布等した場合に、保護法益の相違から両罪が成立し、観念的競合として重い児童ポルノ頒布等罪が成立する。

五 法適用上の問題点

(1) 構成要件の曖昧性

本法において、最も議論となりうるのが、構成要件の明確性に関する問題である。まず、二条二項の買春行為であるが、特に性交類似行為については、その限界が微妙である。従来の青少年保護育成条例上の「淫行」は、威迫・欺罔等の手段による場合及び自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱う場合に限るが(最大昭和六〇・一

〇・三三刑集三九巻六号四一三頁、「淫行」概念を排除した本法ではこのような限定は適用されない。そして児童福祉法上の性交類似行為と同義であるとする、前掲の最高裁判成一年決定のように自慰行為をさせる行為も「性交類似行為」に含める。児童買春行為は、児童福祉法のような優越的・支配的關係のない行為者についても処罰の対象となることから、当罰性の低い行為まで対象となりかねず、実体的デュープロセス論から批判が加えられる可能性は大きい。ただし、これらの行為が意思に反して行われた場合に適用される強姦罪、強制わいせつ罪の法定刑が、二年以上の有期懲役(強姦罪)、六月以上七年以下の懲役(強制わいせつ)であることから、これらとの比較で、児童に対してではあれ意思に反しない場合に三年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金刑の範囲であれば、かろうじて合理的な処罰といえる。

児童ポルノの概念も明確とはいえない。従来のわいせつ概念を超えるものをこの範囲まで処罰することになるかは問題である。特に、「その他のもの」に広く「絵」を含むとする

と、その限界はかなり曖昧とならざるを得ない。実在の児童をモデルとした絵やCGを排除すべきでないことは当然であるが、児童の「実在性」つまり特定の児童が具体的に推認できるか否かの判断は現実にはかなり困難を伴うと思われる。個々具体的な「絵」についての児童の特定性の判断は、当該「絵」そのものの他、製造過程も含めた実質的な観点から行わざるを得ない。

(2) 年齢の知情

本法九条は「児童を使用する者」について、児童の年齢につき過失であっても処罰すると規定した。年齢の不知を許さない趣旨で、児童福祉法に同様の規定がある(児童福祉法六〇条三項)。単純買春行為については九条の適用がなく故意犯に限って処罰される。「児童を使用する者」の定義は本法にはないが、児童福祉法上「児童を使用する者」とは、「雇傭その他、児童との身分的若しくは組織的關係において児童の行為を利用しうる地位にある者」あるいは「特にその年齢の確認を義務づけることが社会通念上相当と認められる程度の密接な結びつきを当

(1) 買春はカインマンと読む。売春との区別を明らかにし、児童が被害者である旨も明確にするためと説明されている(第一四四回衆議院法務委員会議員第二二八頁)。
(2) NGOであるCEPAT(エタパット、スウェーデン政府、ユニセフが協力して開発し、わが国を含む二二ヶ国政府二〇の国機関等が参加した。
(3) 与受案八条は、罰則規定はなかったものの、児童ポルノの罰則を原則として禁ずる規定を置いていたが、本法七条は「頒布、販売、譲渡」の買受、公衆陈列」の目的がある場合に限定した。
(4) 与受案九条は、全ての犯罪類型において、児童の年齢につき認識を欠いて、過失がある限り処罰する旨を定めたが、本法九条はこれを「児童を使用する者」に限定した。
(5) 児童の権利条約や児童福祉法の児童の基準と同一の基準が用いられている。
(6) 売春の相手方から直接に受ける必要はなく、また他のサービスの対価と不可分の関係にあるという佐藤文段「児童防止法(第二版)(一九八八年)一八頁参照。
(7) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。
(8) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。
(9) 売受の合意成立後にそれを助ける行為は周旋の補助となる(佐藤・前掲注(六)四〇頁)。
(10) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。
(11) 四月二七日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。五月二二日衆議院法務委員会

議員第二二八頁参照。さらに、坪井節子(以下)買春、子どもポルノ禁止法(法五三七号)(一九九九年)五七頁参照。
(12) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。
(13) 四月二七日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。
(14) 同右参照。例えば三歳の幼児が裸で水浴びする場面を描いても、幼児性愛者にとつて児童ポルノに当たることにならないとする疑念が示されている。西田典之・鎌田征樹「児童の性的保護」法教二二八号(一九九九年)三六頁参照。
(15) 頒布、販売等の目的所存について、憲法上禁じられた「隠微」に当たる恐れがあるとの疑念が衆議院法務委員会に示されたが、法務省は、本法七条が一定目的に限定した所持の禁止であることから「隠微」の一般的に、発表前にその内容を審査するものには当たらないと答弁している。
(16) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。なお、一項目の目的は、国外での頒布等を目的とする場合を含む。
(17) 大谷寛「刑法講義」(第四版補訂版)(一九九七年)一〇四頁。
(18) 保護法益と同一くする児童買春等処罰法で規定した処罰の対象としない行為につき、条例で規制の対象とするには、高度の合理的理由が必要とならう。なお、有償の買春に限り処罰する東京府青少年の健全な育成に関する条例(平成九年一月一六日改正)でも、一八条の二第二項に周旋を受けての性交等につき無償の場合も処罰する規定があり、この部分については同様の問題が生ずる。
(19) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。一七七号参照。ちなみに、補

導の対象の可否と運動する問題として、都条例においては買春側が一八歳以上の場合に適用が限定されている(三〇条)。本法の法条作成段階で同様の規定を設けることの検討がなされたが、結果導入には至らなかった(五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照)。
(19) 一頁参照。
(20) 本法二条は捜査及び公判に職務上関係のある者についての配属義務を規定する。
(21) 小泉・同右四〇頁。
(22) 同右参照。児童に対する買春行為の場合などに、いづれを適用すべきかの問題が生ずると指摘するものとして、西田・鎌田・前掲注(14)三七頁参照。
(23) 同本論「児童買春等処罰法」(二稿)刑政一一〇巻九号(一九九九年)七六頁参照。
(24) 児童買春行為を九条の対象外とした理由は、周旋、製造等に比べ、「典型的に児童を相手とする行為」とはいえず、年齢について注意すべき義務を課することが困難だからであると説明されている。
(25) 五月二二日衆議院法務委員会議員第二二八頁参照。過失がないことにつき検査官に注意責任が転嫁されているのではないという疑念が法務委員会に示されたが、検査官が過失を立証するものであり責任の転嫁ではないと説明されている(同四)・なお、神奈川県青少年保護条例三七条七項は、年齢についての無過失責任を認めている。
(26) 本法一〇条は、児童買春罪、児童ポルノ頒布等罪、児童買春等目的の人身売買罪について、国民の国外犯を処罰してい

該児童との間に有する者」と解されている(東京高判昭和七・九・三三高刑特三七号一二頁)。これを本法に即していえば、買春の周旋者、児童ポルノ製造者がこれに当たる。 (3) 国外犯規定の実効性
本法では国外犯の処罰が十分行えるか否かが、重要な争点となった。そもそもアジア諸国における日本人の性犯罪行為が、本法立法の大きな動機であった。しかし、国外犯の処罰は事実上困難な面がある。法は、一七条で「国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする」と謳っている。そして、衆議院法務委員会において、警察庁から平成一年四月以降生活安全局少年課に「少年保護対策室」を設置し、国外犯の摘発に向け、環境整備を行っているとの答弁があったが、まだまだ十分とはいえない。
さらに、今後インターネット上の児童ポルノ事犯が一層増大することは明らかであり、これらが本法の処罰対象となることも明白であるが、実効性をもった規制ができるかが今後の課題とならう。

・なお、本書執筆後、池田幸昭「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定について」警論五二巻九号(一九九九年)一二二頁に掲載した。

平 11.9

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定について

池 田 泰 昭
(警察庁少年課課長補佐)

目	次
一	はじめに
二	制定の背景及び経緯
三	法の内容
四	おわりに

一 はじめに

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）は、本

年五月二十六日に公布され、本年十一月までには施行される。

本稿では、法制定の背景、経緯及び法の内容について概説することとした。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

が設けられている。

しかし、現在の児童買春等の規制については、次のような問題点が挙げられている。

まず、刑法による処罰については、一三歳以上の者に對する買春そのものは処罰の対象とされていないこと、また、わいせつ図画の規制は性的な秩序・道徳・風俗の維持をその目的としており、児童の権利の擁護に資することを目的とするものではないことから、わいせつ図画に当たらない児童ポルノもあると考えられ、処罰の対象となる範囲も異なることである。

次に、児童福祉法による「児童に淫行をさせる」罪については、「させた」者が処罰の対象とされており、買春をした者すべてを処罰の対象としているものではないことである。

さらに、条例による規制については、各地方公共団体によって規制内容が異なっていることなどである。

2 平成六年に批准された児童の権利に関する条約では、児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護されることが定められている。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の

二 制定の背景及び経緯

1 現在、児童買春や児童ポルノに係る行為については、刑法、児童福祉法、地方公共団体の条例等の法令により一定範囲で処罰されているところである。例えば、刑法では、一三歳未満の女子を姦淫した場合には強姦罪として、一三歳未満の男女にわいせつな行為をした場合には強制わいせつ罪として、それぞれ相手方の同意の有無にかかわらず処罰されることとなっており、また、わいせつな文書、図画その他の物を頒布、販売、公然陳列又は販売目的で所持した者もわいせつ物頒布等の罪で処罰されることとなっている。児童福祉法では、一八歳未満の者に淫行をさせた者等が処罰されることとなっている。条例（青少年保護育成条例）の規制については、条例が個々の地方公共団体によって制定されるため、すべての地方公共団体で共通というわけではないが、一般的には、一八歳未満の者に淫行・わいせつな行為をした者や、一八歳未満の者に有害な図書を販売した者を処罰する規定

保護等に関する法律」(以下「法」という。)は、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、より一層児童の保護を図るために発議されたものである。すなわち、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等が定められている。また、日本国民による東南アジア等の海外における児童買春、国際的な規制の動きがある児童ポルノ等も視野に置かれている。

3 平成一〇年五月、自・社・さの与党三党(当時)から法案が第一四二回国会に提出され、継続審議となっていたが、本年一月から超党派の国会議員による勉強会が開始され、三月三十一日、六党一派の発議者から第一四五回国会に法案(一部修正されたもの)が再提出された。法案は、四月二十八日の参議院本会議、五月二十八日の衆議院本会議でそれぞれ、原案どおり全会一致で可決され、成立したものである。

三 法の内容

1 法の目的について(第一条)

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

第一条は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定

めることにより、児童の権利の擁護に資することが本法の目的であることを規定したものである。

なお、本法で処罰されることとなる行為を放置することとは、児童買春の相手方となり、児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与えるのみならず、またそのような対象となっていない児童についても、健全な性的観念を持てなくなるなど、その人格の完全かつ調和のとれた発達が阻害されることにつながるため、そこから児童一般を守ることも、本法の目的である。

2 児童の定義について(第二条第一項)

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

本法における「児童」とは、一八歳未満の自然人をいい、性別を問わない。また、婚姻により民法上成人に達したものとみなされる者についても、ここにいう「児童」である。

3 児童買春の定義について(第二条第二項)

(定義)

第二条

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

(一)「児童買春」とは、第一号(児童)、第二号(児童に対する性交等の周旋をした者)又は第三号(児童の保護者又は児童をその支配下に置いている者)に掲げる者

に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等を行うことである。

(二) 第一号、第二号又は第三号に掲げる者（対価の供与又はその約束の相手方）

ア 児童（第一号）

性交等の相手方となる児童である。

イ 児童に対する性交等の周旋をした者（第二号）

児童に対する性交等しようとする者とその相手方となろうとする児童との間に立って児童に対する性交等が行われるように仲介する者である。

ウ 児童の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）又は児童を支配下に置いている者（第三号）

「保護者」とは、親権を行う者、後見人又はその他の者が現実に児童を監督、保護している場合のこれらの者をいう。また、「児童をその支配下に置いている者」とは、児童の意思を左右できる状況の下に置くことにより、使用・従属の關係が認められる場合の者をいう。例えば、児童を住み込みで働かせている暴力団組員等が該当し得る。

(三) 対 償

対償とは、児童に対して性交等を行うことに對する反給付としての経済的利益をいい、このようなものと認められる限り、現金のみならず、物品や債務の免除であっても対償に当たり得る。また、対償に当たするためには、性交等を行うことに對する反給付といえるかという点と、供与されたものが社会通念上経済的利益といえるかという点の二点を満たす必要がある。

(四) 性交類似行為

性交類似行為とは、実質的にみて、性交と同視し得る態様における性的な行為をいう。例えば、異性間の性交とその態様を同じくする状況下におけるいは性交を模して行われる手淫・口淫行為、同性愛行為等である。

(五) 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等を触り、又は児童に自己の性器等を触らせる行為

「児童の性器等を触り、又は児童に自己の性器等を触らせる行為」とについては、例えば、医療行為のように、そのすべてが性的な行為とまでは言えないため、処罰対象を合理的範囲に限定する必要がある中で、「自己の性的好奇心を満たす目的」という行為者の主観的要件を付し

ている。

イ 「児童の性器等を触り、又は児童に自己の性器等を触らせる行為」の具体例としては、児童の性器等（性器、肛門又は乳首）を触り、又は児童に自己の性器等を触らせる行為であつて、性交類似行為とまでは認められないものが挙げられる。

4 児童ポルノの定義について（第二条第三項）

（定義）

第二条

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

の

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものであるもの

(一) 児童ポルノとは、一定の「児童の姿態」を「視覚により認識することができる方法により描写したもの」としており、ここにいう「児童」とは、一八歳未満の実在する児童をいう。

(二) 「写真、ビデオテープその他の物」とは、写真、ビデオテープ並びに例示されている写真及びビデオテープに類する様々な物をいい、その他の物としては、ビデオディスク、CD-ROM等が考えられる。

(三) 「視覚により認識することができる方法により描写したもの」と規定されたのは、単に文字や音声で描写するだけであつて児童の姿態を視覚により認識することができる小さい小説や録音テープは、児童ポルノに当たらないことを示すためである。

なお、児童の姿態を視覚により直接認識することができる

きるものには限られず、一定の操作を行うことによって視覚により認識することができれば足りる。ビデオテープ、ビデオディスク、CD-ROM等がその例である。

四 刑法第一七五条のわいせつ物頒布等の「わいせつ」の意義については、最高裁判所の判例（昭和二六年五月一〇日判決・刑集五巻六号一〇二六頁）で、「いたずらに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義觀念に反するもの」をいうとする判断が示されているが、法第二第三項第一号では、このような規範的要件を付さず、第二号及び第三号では「性欲を興奮させ又は刺激するもの」とされていることから、児童ポルノについては、刑法の「わいせつ」に該当しないものも含み得る。

五 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態（第一号）

ア 本号の「児童の姿態」とは、①児童を相手方とする性交に係るもの、②児童を相手方とする性交類似行為に係るもの、③児童による性交に係るもの、④児童による性交類似行為に係るものの四種類である。

イ 児童のこのような姿態であることが視覚により認識

することができるものであれば、性器等が描写されておらず、又はその部分にはかさが施されているものであっても本号に該当する。

六 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの（第二号）

ア 本号の「児童の姿態」とは、性交又は性交類似行為には当たらないものであって、①他人が児童の性器等を触る行為に係るもの、②児童が他人の性器等を触る行為に係るものの二種類である。ただし、性欲を興奮させ又は刺激するものでなければならぬ。

イ 児童のこのような姿態であることが視覚により認識することができるものであれば、性器等が描写されておらず、又はその部分にはかさが施されているものであっても本号に該当する。

七 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの（第三号）

ア 具体的な例としては、全裸又は半裸の児童に扇情的なポーズを取らせた姿態を描写した写真等が考えられ、これが性欲を興奮させ又は刺激する姿態であることが視

覚により認識することができるものであれば、児童の性器等が描写されておらず、又はその部分にはかさが施されているものであっても本号に該当する。

イ「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。これに該当する具体的な例として、全裸の状態や半裸の状態が考えられ、通常の水着を着用している場合にはこれに該当しないと考えられる。

5 法適用上の注意について（第三条）

（適用上の注意）
第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

本法による規制等が国民の私生活、プライバシー及び表現の自由と密接な関係を有することから、特に置かれたものである。

6 児童買春等の罪について（第四条）

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（一） 本条の趣旨は、金銭等の対価を供与し、又はその供与の約束をして、児童に対し、性交等をする児童買春は、児童買春の相手方となった児童の心身に有害な影響を与えるのみならず、このような行為が社会に広がり、ときには、児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになるとともに、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与えるものであり、また、児童買春については、国際的な対応が強く求められているところから、かかる行為を規制・処罰することとし、かつ、日本国民については、国内外を問わず罰則の適用を認めることとしたものである。

（二） 行為は、児童買春をすることである。
7 児童買春周旋の罪について（第五条）

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(一) 行為は、児童買春の周旋をすることである。「児童買春の周旋」とは、児童買春をしようとする者とその相手方となろうとする児童との間に立って児童買春が行われるように仲介することという。

(二) 本罪は、児童買春をしようとする者とその相手方となろうとする児童の依頼又は承諾に基づき、両者を引き合わせるなど、両者の間で児童買春が行われるように仲介する行為をすることによって成立する。引き合わせ行為等が行われた以上、両者の間で児童買春の条件がすべて確定していなくても、また、両者間で最終的に児童買春が行われなかったとしても、本罪が成立する。

(三) 児童買春の周旋をすることを業とした(第二項)とは、反復継続して行う意思をもってすることをいい、この意思がある以上、現実に周旋が一回限りでも成立するし、周旋が本業であることも必要ではない。

た場合でも、本罪が成立するし、相手方が勧誘に応じたか否かも、本罪の成立に関係がない。

周旋をする目的で勧誘した者が、周旋するに至れば周旋罪が成立する。

(二) 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした(第二項)とは、反復継続して行う意思をもってすることをいい、この意思がある以上、現実に勧誘が一回限りでも成立するし、勧誘が本業であることも必要ではない。

9 児童ポルノ頒布等の罪について(第七条)

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、

8 児童買春勧誘の罪について(第六条)

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(一) 行為は、児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘することである。

「勧誘」とは、特定の者に対して児童買春をするよう積極的に働きかけることである。

本罪は目的犯であり、児童買春の周旋をする目的が必要であり、典型的な例としては、人に「〇〇円で児童と性交をしないか。」と言葉をかける行為が挙げられる。

勧誘は、相手方の意思とは無関係な行為であるから、既に児童買春をしようとして決意している者に対して勧誘し

同項と同様とする。

(一) 本罪で処罰される児童ポルノ頒布等の罪が成立するためには、行為者に頒布等する物が児童ポルノであることについての認識・認容が必要である。

(二) 児童ポルノの頒布等(第一項)

ア 趣 旨

性交又は性交類似行為に係る児童の姿態等を描写した児童ポルノを製造・頒布等する行為は、児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与え続けるのみならず、このような行為が社会に広がる場合には、児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになるとも、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与えるものであり、また、児童ポルノに係る行為については、国際的な対応が強く求められているところから、かかる行為を規制・処罰することとし、かつ、日本国民については、国内外を問わず罰則の適用を認めることとしたものである。

イ 行 為

児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は

公然と陳列することである。

「頒布」とは、不特定又は多数の人に対する販売及び業としての貸与以外の方法による交付行為をいう。「販売」とは、不特定又は多数の人に対する有償の譲渡行為をいう。「業」として貸与」とは、反復継続の意思をもって貸与することであり、有償無償を問わない。「公然と陳列」とするとは、有償無償を問わず、不特定又は多数の人が観覧できる状態に置くことである。

(三) 児童ポルノの製造等(第二項)

本罪は目的犯であり、児童ポルノを頒布等する目的が必要である。

「製造」とは、「児童ポルノ」を新たに作り出すことをいう。「所持」とは、社会通念上一定の人が一定の物について事実上の支配をなし得る地位にあると認められる関係をいい、自ら保管すると他人に保管させるとを問わない。「運搬」とは、一定の場所から他の場所へ物の所在を移転することをいい、その手段を問わない。「本邦に輸入」とは、外国から我が国に児童ポルノを搬入することといい、「本邦から輸出」とは、我が国から外国又は我が国の統治権が現実に行使されていない地域に向けら

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(一) 趣 旨

本条は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春の相手方とさせ、又は当該児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的での児童の人身売買等を処罰することとしたものである。なお、刑法第二二六条第二項は、日本国外に移送する目的での人身売買等(児童に限らない)を処罰の対象としている。

(二) 児童買春等目的の人身売買(第一項)

ア 行為は、児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買することである。

イ 売買とは、対価を得て人身を授受することである。

(三) 児童買春等目的の居住国外移送(第二項)

ア 行為は、第一項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送することである。

れた船舶、航空機等の輸送機関に児童ポルノを積み込むことをいう。

(四) 外国での児童ポルノの輸出入(第三項)

主体は、日本国籍を有する者である。行為は、頒布等の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出することである。趣旨は、第二項の輸出入罪と併せて、日本国民については、国内外を問わず児童ポルノの輸出入を処罰の対象とする趣旨である。

10 児童買春等目的の人身売買等の罪について(第八条)

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

イ 「略取」とは、暴行又は脅迫を手段として、人を保護されている状態から引き離し、自己又は第三者の事実的支配の下に置くことをいう。「誘拐」とは、欺もう又は誘惑を手段として、人を保護されている状態から引き離し、自己又は第三者の事実的支配の下に置くことをいう。「売買」とは、対価を得て人身を授受することである。「居住国外に移送」とは、児童をその居住国の領土、領海又は領空外に運び出すことをいう。

11 児童の年齢の知情について(第九条)

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(一) 趣 旨

本法の第五条から第八条までに規定する各種の犯罪はいずれも故意犯であることから、児童であるという認識、すなわち一八歳未満の者であるという認識がなければ処

罰の対象とならないというのが原則である。しかし、「児童を使用する者」については、児童の年齢に関する調査・確認義務があると考えられ、このような者について児童の年齢を知らないことを理由に処罰を免れさせるのは妥当ではないという政策判断から、これらの者については、当該児童が一八歳未満の者であることの認識がなくとも、認識がないことについて過失があれば処罰の対象とすることとしたものである。なお、本法第四条の規定は除かれている。

(二) 児童を使用する者

「児童を使用する者」とは、児童福祉法第六〇条第三項に規定する「児童を使用する者」と同義であると解される。同法の同規定における「児童を使用する者」の意義については、判例上、「児童と雇用契約関係にある者に限らず、児童との身分的若しくは組織的関連において児童の行為を利用し得る地位にある者」、あるいは、「特にその年齢の確認を義務づけることが社会通念上相当と認められる程度の密接な結びつきを当該児童との間に有する者」などとされている。

12 国民の国外犯について(第一〇条)

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

両罰規定が適用されるのは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪(児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ頒布等)を犯した場合である。

この場合に、当該行為者は、それぞれ第五条から第七条までの規定に基づき処罰されるが、業務主である法人又は人についても、本条によって罰金刑が科せられることとなる。

14 捜査及び公判における配慮等について(第二二条)

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければ

(国民の国外犯)
第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

本法では、児童買春等の罪、児童ポルノ頒布等の罪及び児童買春等目的の人身売買等の罪に関し、日本国民が国外で犯した場合も処罰することとしている。その理由は、国内国外を問わずこれらの行為を規制する必要性が指摘されており、かつ、本法が目的とする児童の権利の保護について、国内にいる児童に限定する必要はないからである。

13 両罰規定について(第二一条)

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯した

ならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(一) 趣 旨

本条は、第一項で、この法律に規定する罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者に対し、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないことを定めるとともに、第二項で、国及び地方公共団体にこれらの者に対し児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努める義務を課した規定である。

事件の捜査及び公判に職務上関係のある者が捜査や公判において関係者の名誉や尊厳を害しないように注意を払うべきことは、もとより当然であるが、児童については、未だ成長過程にあって、精神的に未熟である上、その人権を自ら守る能力にも自ずと限界があることから、特にこれらの点に十分な配慮をすべきこととともに、こ

これらの職務上関係のある者に対して、訓練及び啓発を行うよう努めるべきことを本条によって明らかにしたものである。

(二) 児童の人権及び特性の配慮

「児童の人権及び特性に配慮する」とは、被害児童からの事情聴取に当たって、少年の特性に配慮することはもとより、犯罪の特性にも十分配慮し、被害児童からの事情聴取に当たる担当者やその方法、事情聴取の回数、時間や場所等について細心の注意を払うことなどである。

具体的には、事情聴取に当たって、女性警察官等の適任者に担当させること、必要に応じて、被害児童の心身の状況について専門職員の意見を聞きながら行ったり、事件の態様、被害児童の状況等を勘案して、女性職員を立ち会わせること、必要に応じて、事情聴取に先立ち又は事情聴取に並行して、少年の心理、生理その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員、少年相談専門職員等によるカウンセリング等を実施すること、状況により、警察職員が家庭等へ出向いたり、警察施設以外の施設で事情聴取を行うこと

16 教育、啓発及び調査研究について（第一四条）

（教育、啓発及び調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

本条は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものにかんがみ、これらの行為を未然に防止できるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育・啓発を行う努力義務及びこれらの行為の防止に役立つ各種の調査研究の推進を行う努力義務が国及び地方公共団体にあることを定めている。

15 記事等の掲載等の禁止について（第一三条）

（記事等の掲載等の禁止）

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

本法に規定する児童買春等の犯罪の対象となった児童について、その氏名等が公表され、当該児童が誰であったか広く知られることになると、心身に有害な影響を受けた児童に引き続き精神的な悪影響を及ぼすことになりかねないことから、このような児童について、当該事件に係る者であることを推知することができるような事項等の出版物への掲載等を禁止することにより、その権利を擁護しようとするのがこの規定の趣旨である。

児童買春、児童ポルノの頒布等の行為は、児童があらゆる形態の性的搾取・性的虐待から保護されるべきであるとする児童の権利に関する条約の規定や各種の法令で認められている児童の権利について十分な理解があれば、そのような行為に出ることを未然に防止することが可能である。そこで、第一項で、まずは国及び地方公共団体に、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育・啓発に努めるよう定めている。

また、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為を防止するためには、行政的な措置の導入の要否について調査研究することや教育方法の工夫なども必要であると考えられる。そこで、第二項で、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるよう定めている。

17 心身に有害な影響を受けた児童の保護について（第一五条）

（心身に有害な影響を受けた児童の保護）

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により

心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

本条は、第一項で、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対する保護のための措置を関係行政機関が適切に講ずることを、第二項で、当該児童の保護者に対し関係行政機関が指導等の措置を講ずるものとすることを定めている。

児童は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けるが、

進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

国又は地方公共団体が、心身に有害な影響を受けた児童に対し、専門的な知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備に努めるべきことを定めている。

体制の整備の具体的な例として挙げられるものは、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する調査研究の推進、心身に有害な影響を受けた児童の保護を行う者の資質の向上、心身に有害な影響を受けた児童が緊急に保護を必要とする場合における連携協力体制の強化及び心身に有害な影響を受けた児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備である。

19 国際協力の推進について（法第十七条）

（国際協力の推進）

この場合には、児童福祉法に基づく各種の保護のための措置を講ずることが必要となる場合も多い。その際に、関係行政機関に、相互に連携を保ちつつ適切な保護のための措置を講ずるよう定めている。

また、児童の保護者が適切にその責務を果たしていないことが、児童が児童買春の相手方となったり児童ポルノに描写される原因となっていることもある。そこで、保護のための措置を講ずべき児童の保護者に対しても必要に応じ、関係行政機関が指導等の措置を講ずるものとすることを定めている。

18 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備について（第一六条）

（心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

本条に定める国際協力とは、国民の国外犯等に関する捜査共助、逃亡犯罪人の引渡しの実施及びこれらに関連する情報交換や、児童買春や児童ポルノの犯罪防止のための各種の手法や国際的な人身売買・児童ポルノの流通の調査研究を我が国と外国・国際機関とが共同で行うことなどである。

20 条例との関係（附則第二条）

（条例との関係）

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の

定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(一) 青少年保護育成条例との関係

地方公共団体の条例制定権は、憲法に基づき各地方公共団体が有する権限であり、都道府県が制定している青少年保護育成条例においては、法律で処罰の対象となっていない行爲について、それぞれの地方公共団体においてそれぞれ処罰の必要性等を認めた上で淫行等の行爲を処罰していたものである。

法律は条例に優先し、法律で処罰される行爲については、条例で重ねて処罰することは認められないので、既存の条例の規定のうちこの法律で処罰することとしている児童買春行爲を処罰することを定めている部分等は、当然に失効することとなる。

本条は、そのことを明らかにしたものであるが、既存の条例の規定のうち本法で処罰しないこととされている行爲を処罰する旨を定めるものについては、本法制定の趣旨を踏まえ、当該行爲の処罰の必要性、合理性等を踏

まえて各地方公共団体において判断することとなる。

(二) 条例の失効前にした行爲の可罰性

条例の児童買春行爲を処罰することを定めている部分等の失効に伴い失効前にした当該条例に違反する行爲の可罰性が問題となるが、本条第二項は、当該地方公共団体が別段の定めをしない限り失効前にした違法行爲を処罰できるとの経過措置を定めている。

21 検討（附則第六条）

（検討）

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

本条は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春及び児童ポルノの規制を含む児童を性的搾取及び性的

正し、本法に規定する罪を、暴力団対策法の暴力的不法行爲等に追加することを定めている。

四 おわりに

児童買春、児童ポルノに係る行爲は、児童の権利を著しく侵害し、児童の心身に有害な影響を及ぼすものである。警察としては、本法に則り、児童買春、児童ポルノに係る行爲の取締り及び児童の保護等に厳正かつ的確に対処していかねばならないと考える。

虐待から守るための制度について、法施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を総合考慮して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする趣旨とした規定である。

22 その他（附則第三条から第五条）

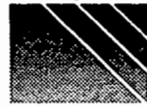
附則第三条は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部を改正し、本法に規定する罪を犯して一年未満の懲役又は罰金の刑に処せられて一定の期間を経ないことを風適法における風俗営業の許可の欠格事由に追加するとともに、本法に規定する罪に当たる違法な行爲をしたことを店舗型性風俗特殊営業の営業停止処分の事由、無店舗型性風俗特殊営業の営業禁止処分の事由及び興行場営業の営業停止処分の事由に追加することを定めている。

附則第四条は、旅館業法の一部を改正し、本法に規定する罪を、旅館業法における「許可の取消し又は停止事由」に該当する罪に追加することを定めている。

附則第五条は、暴力団員による不当な行爲の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の一部を改

子どもの権利を大切に

99.4.18 朝日新聞 禁止買春法



子どもを性の対象にする「買春」や、子どもを被写体にしたポルノグラフィの制作、流通などを禁止する法案が、日本でもようやく生まれそうだ。

子どもを性の対象にする「買春」や、子どもを被写体にしたポルノグラフィの制作、流通などを禁止する法案は次のような罰則を定めている。

十八歳未満の子どもを性の相手として買春すると、三年以下の懲役または百万円以下の罰金

ポルノグラフィの制作や販売、輸入、レンタルは、三年以下の懲役または三

百万円以下の罰金

ポルノグラフィの相手やポルノ制作を目的に子どもを売買すれば、一年以上十年以下の懲役、などだ。

女性議員が中心になって、すべての政党で議論を重ね、法案をまとめた。

そこでは、「子どもの権利を守る」という姿勢が前面に打ち出されている。それが

対象になる。外国の子どもも日本の子どもも、同じルールで守ろうというのだ。

法案は、事件の捜査や裁判にかかわる人々に対し、子どもの気持ちや人権に十分配慮するよう求めている。被害にあった子どもの心身のケアの必要性も述べている。いずれも、うなずける指摘である。

女性議員たちの出発点は、アジアをはじめとする外国で日本人が子どもを買春の加害者になっているという事実だった。

先進国の大人たちによる、経済力を背景にした子どもを買春が国際的な問題になってからかなりたつ。欧米諸国やオーストラリアなどは一九九〇年代に入って、次々に子どもを守る法整備に取り組んだ。

だが、日本の政府も社会もこうした国際的な動きを真剣に受け止めることなく、買春ツアーを放任してきた。子どもポルノでも、いまや有数の供給国である。

国連児童基金などが主催し、九六年にスウェーデンで開かれた「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」では、対応が鈍い日本は名指しで批判を浴びた。

どんな法律をつくるのか、世界が見守っているといっても過言ではない。せひとも有効に働くものにする必要がある。

日本人が外国で強姦や強制わいせつなどの罪を犯したときは、日本の刑法で裁かれる

る。しかし、この規定はほとんど機能してこなかった。日本の警察に訴え、日本の法廷で証言することなど、途上国の子どもにとっては不可能に近いからだ。

新しい法律も同じ壁にぶつかると心配がある。国際的な捜査協力はいちまでもない。子どもの人権を守る活動をしている市民団体などと連携して、法律の周知や情報交換につとめることが大切だ。ビデオによる証言を認めるなどの工夫も求められる。

法律をつくってこと足れりとするのではなく、これを生かす仕組みをつくって、実効性のある態勢を整えたい。

日本の子どもたちも、「援助交際」という買春から守られることになる。それに関連して気がかりな点がある。

新しい法律は子どもの権利をうたい、買春の相手となった子どもは処罰しない。だが、すでにある売春防止法では取り締まる

ことができる。どう整合性をとるのか、国会できちんと議論してもらいたい。

お金、地位、腕力。大人はさまざまな力を持っている。その力にまかせて、子どもを性的に利用することは許されない。

けれども、もっと大事なものは、人を傷つけてはならないということである。

自分と同じように他者を大切に思う。そんな気持ちを養う教育が肝心だ。

読「子どもの性」を守る社会に

「児童買春、児童ポルノ禁止法」案が国会で成立する見通しだ。「野放し」と海外から厳しく批判されてきたこの種のもの

を、日本から一掃する契機としたい。発の児童ポルノは放任状態だった。九六年にスウェーデンで開かれた「児童

子どもを性の対象にすることを禁止する法律は、九〇年代に入って各国で整備されてきた。しかし、日本はこの動きから取り

残され、東南アジアへの買春ツアーや日本敬意を表したい。

法案では、十八歳未満を「児童」と位置づけ、金品など対価を与えて性行為をすることを「児童買春」として禁じている。違反は三年以下の懲役または百万円以下の罰金で、外国で同じことをした場合も国外犯としてこの罰則が適用される。

現行の刑法でも十三歳未満の女性との性行為は「婦女暴行」とされ、国外犯の規定もある。しかし、十代前半の子どもの対象になっているとされる買春ツアーに関し、日本人男性が国内で裁かれたことはない。手続きの問題や被害実態が必ずしも明確でないことなどが障害になったためだ。

今回の法案では、捜査の国際協力の必要性が、わざわざ一条を設けてうたわれている。警察当局は情報収集や合同捜査の態勢づくりを急いで、今度こそ取り締まりの実を挙げなければならない。ツアー業者を監督する立場にある運輸省など関係省庁の協力も必要になってくる。

一方「児童ポルノ」については、法案は全裸の児童の姿など性欲を興奮させる写真、ビデオテープなどと定義し、販売や輸出入を禁じた。こちらも懲役を含む罰則が設けられている。

警察庁によれば、日本は現在、特にインターネット上の児童ポルノ発信基地として悪名高い存在という。世界各国からこの五年で約七十件の捜査要請が寄せられたが、取り締まる法律がないために、摘発できたのはわずか数件にとどまっている。

子どもの裸を性の対象として売り物にすることが許されていいはずがない。一日も早く汚名を返上すべく、取り締まり当局は法成立後は厳しい姿勢で臨んでほしい。

当初の法案では、漫画を含む絵も児童ポルノに含まれていたが、最終的には除かれた。憲法上の「表現の自由」との関係や被害者が特定しにくいことが理由だ。同じく当初案にあった児童ポルノの「単純所持」禁止規定も消えた。

子どもを性の対象とする漫画などは、確かに直接の被害者はいないが、そういう風潮を広げる懸念があるとして規制を求める意見も強い。単純所持についても憲法を改正してまで禁止した国がある。

自己決定能力の十分でない子どもの性は社会全体で守る。そのための方策をどう確立していくか。法成立後もまだまだ議論は続けなければならない。

子どもの権利侵害を許すな

買春禁止法

子ども買春や子どもを被写体とするポルノ写真などを禁止、処罰する「児童買春等禁止法」が十八日にも国会で成立する。的確な運用によって実効性をあげてほしい。

「買春」(かいしゅん)——なじみ になって国会に提出した法案を、今年のない言葉が法案名に使われた。子どもが「売春」するのではなく、おとなが子どもを対象に性を買ったという実態を明らかにするために「買春」を使い、「売春」と発音を区別して「かいしゅん」と読ませている。

「子どもの権利」を守る立場で作られた画期的な法律だ。

今回の法案は昨年、女性議員が中心

役または三百万円以下の罰金だ。捜査段階での子どもの配慮や、傷ついた子どものリハビリなどについても明記、さらに国内だけでなく「国外犯」にも適用する。

「児童買春等禁止法」の背景には強い国際的な世論がある。

一九九四年に日本が批准した「子どもの権利条約」は「締約国はあらゆる性的搾取から子どもを保護すること」とうたっている。

政府は当時、現在の法律で子どもの権利を守ることができると考えていたが、外国に比べると立ち遅れていた。オーストラリアやフィリピン、タイなど多くの国では、すでに子どもの人権

を守る児童保護法の施行や刑法の改正を行っている。

九六年にスウェーデンで開かれた「児童の商業的搾取に反対する世界会議」に参加した日本政府代表は、各国から「男性が海外で子どもを買春する傾向が強いが、加害者は欧米や日本の男性だ。欧米では子どもの権利保護の立場で法律の整備をしたが日本は何もしていない」と非難を浴びた。

海外での子ども買春だけでなく、日本は世界中に子どもポルノを輸出しているときえいわれた。

政府代表は帰国後、子ども買春等を禁止する法律の必要性を訴えた。法案は各国が注目する中で作られた。しか

し市民団体から「この法案には絵やマンガが処罰の対象になっていない」と指摘されている。

一方で、出版業界などには「表現の自由を制限する恐れがある」との声もある。このため「子どもポルノ」の定義について、法案再提出時に「性欲を興奮させまたは刺激するもの……」と修正された。

国会審議でも「表現の自由」とのかみで、この定義でも微妙な場合があると議論になった。法の運用には細心の注意が必要だ。

子どもを性的な虐待、搾取などから守る法律が初めてできた。有効に機能するように努力してほしい。

児童買春・ポルノ処罰法が成立

子供の権利擁護を目的とする「児童買春・児童ポルノ処罰法」が成立したが、実効をあげるためには、行政と民間団体の一層の連携が必要だ。

生活情報部 西村 洋一

99. 5. 19 読売 実効性の向上へ 行政、民間連携を

第一条に「性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰することある。子ども買春被害対策弁護団の坪井節子弁護士は子供の権利擁護を明記した点が画期的」と評価する。例えはいわゆる「援助交際」

は紛れもない児童買春でありながら、その言葉の響きから男性側の罪があいまいにされ、「少女の非行」という視点だけで見られる傾向が強かった。それが、この法の下では少女は被害者と規定され、処罰されるのは男性となる。

さらに法は捜査・公判関係者が児童の人権について研修することを求めているほか、予防教育、児童の保護など、行政機関がするべきことを具体的に規定しており、法案をまとめた国会議員の熱意が伝わってくる。

ただ、法制定は評価できても、行政機関だけでどこまで児童買春・ポルノに対応できるのか、実効性に不安は残る。

そこで注目したいのは同法一六条。「児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備

だとう。

例えば、事件捜査のための国際協力。日本人男性の海外での性犯罪を告訴した経験のある坪井さんは「海外での日本人男性の買春行為を摘発し、裁判にまで持ち込むには、被害児童の特定、保護など、デリケートな作業が必要。現地の民間団体の協

(に努める)」という

文言だ。異例の言及である。直接には子供のケア、リハビリでの官民協力を意味するが、警察からアフターケアまで幅広く考えるべき

力がないと難しい」という。

国内でも、買春・ポルノの被害を受けた児童を保護することになる各地の児童相談所は、すでに虐待や不登校など様々な問題を抱えて手いっぱい状態だ。一方、この問題に取り組んできた民間団体の多くは、性的虐待を受けた女性の救援や保護に長年かかわってきた実績があり、「被害者保護」「カウンセリング」などのノウハウや、国内外にネットワークを持つ。行政機関の姿勢をチェックしながら、積極的に情報提供していくとの立場も明確だ。

すでに、法の成立を機に、日本キリスト教婦人矯風会(東京)では今秋にも全国の書店で児童ポルノの調査を、ストップ子ども買春の会(同)は近く電話でのホットライン開設をそれぞれ検討中。グループCAP(同)では性被害を避けるための予防教育の普及を進めている。

そもそも法制定のきっかけとなったのは、一九九六年にストップホルムで開かれた「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」。日本が子供ポルノの世界有数の輸出国であることや、日本人の買春ツアーなどが指摘され、政府の取り組みの遅れが批判された。法整備後はその実効性が問われることになるだろう。行政機関は民間団体と連携を進め、効果的な子供の権利擁護を実施してほしい。

特集ワイド1

「子供の性」を扱う児童買春や中・高校生相手の「援助交際」、児童ポルノの製造・販売……。これらの行為を規制する児童買春・ポルノ禁止法が年内にも施行される。違反者は罰せられるが、罰則が厳格な点も特徴だ。スウェーデンでこの問題に取り組む、日本政府にも法制定を呼びかけていた国際ECPAT(エクパット)副会長、ヘレナ・カーレンさん(49)が、同法の成立に合わせた5月下旬に来日した。市民の関心や今後の課題を聞いた。

【明珍 英紀】

★罰則は、厳格に守った
——日本でも児童の性の搾取が法律で規制されることになりまし

●国外の取り締まりについて
より実効のある法律ができた。日本では法律ができてから、まだに国内の児童買春や児童ポルノの製造・販売が盛んに行われている。政府やマスコミも、日本の児童買春や児童ポルノの問題に、この2、3年で大きく変わった。最初は児童ポルノの問題に、このと

と、日本での法制定動きは、ストックホルムで1996年に開かれた国連とNGOが主催した世界会議がきっかけと聞いている。●東アジアにおける児童買春の問題で、「加害者」は日本人が多い。この批判が多くなった。また日本は児童ポルノの大きな市場があり、児童ポルノを手に入れたと思つたらたやすく手に入る

禁止法のポイントと取り組み

正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び児童の保護に関する法律」

●児童買春とは「児童買春」。「児童買春」は、金銭や利益を与えて性交し、又は性交類似行為をする。業者らは子供の年齢を知らなかったとを理由に罰を免れる。これはできない。児童ポルノは、児童の性交している姿や性交を刺激する姿などを写真やビデオに撮影したもの。

●罰則
児童買春をした者は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金

ちゃんと知っておきたい 児童買春・ポルノ禁止法



国だといつて報告されまし
た。日本で問題の重大性を訴えよ
う。この間、日本のNGOス
ウェーデン大使館が協力してセミ
ナを開いてきました。

★所持の禁止が必要
——日本が海外で子供の性を
買う。ところが家庭ではいい夫で
あり、父親であるケースがありま
す。

●スウェーデンでもその
可能性はある。だから私は適用
する前に企業倫理を求め
ました。一例を挙げるとスウェー
デンにはエリクソンという通信電
話会社があります。海外に支店も
多い。私は「あなたの会社の
社員が海外で児童に対する防衛
取を行わなければならない」と要
求し、研修や員外費の報告をいた
だきました。

——今後の課題は。

スウェーデンで児童の 問題に取り組んでいる ヘレナ・カーレンさんに聞く

●日本の法では、たとえ持っ
ているだけでは処罰の対象はな
りません。児童ポルノを販
売した場合は、業者が罰せられるが
買った方は、罰せられない。けれ
どもスウェーデンでは、今年1月
から、所持も罰則対象になりました。

スウェーデンで児童買春が社会
問題化したのきっかけは、フ
ィンランドの少女が外国人男性に性
交した。

●捜査当局
児童買春、児童ポルノの頒布は
国外犯に適用される。警察庁生
活安全課の捜査二課(児童買春
「と」児童ポルノ)で児童買春
の捜査を任されている。と
捜査官は、タイやフィリピン
などの国に定期的に捜査官を派遣
し、情報収集や当地で警察との
協力体制を作っている。4月には
少年保護対策室も新設された。

「スウェーデンを通じて
大抵の児童ポルノの画像が世界に
発信されている状況がある。警察
庁が昨年12月に行ったサンプル調
査から推察する、日本は約1000



●その通り。市民の訴えが大
げに、国も動き出す。法律は民
のためにあるのですから。

——子供を守るための市町村の役
割は。

●児童ポルノやそれに類するイ
ターネットのホームページを見
つけたら警察に通報を促すこと
です。

またNGOは、法の執行の困難
を注視して、それが適正に
なされている政府や国会に訴え
続ける。スウェーデンは、スウェー
デンの役割を担う。私の感想では日本
ではこれまで英字新聞の方が日本
の新聞より熱心にこの問題を報
道していました。

——日本政府の要請は。

●国外の児童の被害も含め、教
育のなかでこの問題を取り上げ
る。教育者や児童買春のポ
イント。政府当局者は、スウェー
デンに学び、実態を知って
ください。同様の理由で、日本
にないという法律ができた。
私たちは犯罪防止に全力を
尽くします。と伝えました。

——意識や表現の自由は。

●表現の自由は大切なことです
が、それ子供の安全を考えた時
どを犠牲にするか。児童ポル
ノが人々に悪影響をもたらすフ
ァンタジーというか。悪く思
います。それは子供を身と心も傷
つける犯罪です。

●そのインターネットの児童ポ
ルノは営利目的だけでなく120
0。そのため世界中から苦情が
寄せられ、国際警察機構(IC
PCO)を通じて国々への取り締
まりの要請は、一昨年は24件、昨
年は41件にのぼった。

今年4月の改正児童買春法で
プロバイダーは、ウェブ上の児童
買春を義務付けられた。イギリス
ではプロバイダーが中心とな
ってインターネットの監視機関
を設け、インターネット上の児童
ポルノの調査や削除、通報の取り
組みがなされている。

●国際問題
児童買春への取り組みは世界的
に広がりをみせている。ストック

ホルムでの第6年の世界会議以後
120を超えて国で国内行動計画
の策定が開始された。日本
の国際地位は、これら。今年月
に国際ECPATの総会がスウェー
デン、2000年6月には国連総
会の特別会合で「女性のO
O年会議」が開催された。この間、
児童買春が取り上げられた。児童
買春は、現代社会の深刻な問題
の根拠があり、この根拠を被
害を受けた子供たちの援助を行
う。日本も昨年度と同様に
金に対する拠出(5000000)を
開始した。外務省人権課は
「国外犯については国際的なサ
ポートも必要。外務省でも
協力していきたい」と話している。

論壇



アグネス チャン

五月に「子ども(児童)買春・ポルノ禁止法」が成立した。しかしなぜ今、この法律が必要なのか、子ども買春の実態はどうか、子ども買春の一般の人にはよく伝わっていないようだ。昨年、日本ユニセフ協会大使に任命され、子ども買春の実態とそれに対する取り組みを視察するためタイを訪問した。そこで事態の深刻さを痛感した。

一九八〇年代のエイズ騒動以降、買春客は「子どもならエイズになる可能性が低い」という誤った知識のもと、成熟した女性より子どもを求めるようになった。売春婦の低年齢化が急速に進み、現在アジアだけで

も百万人以上の十八歳未満の子どもたちが犠牲になっているという。た。監禁されて毎日十数人の客を取らされたが、タイ語が出来ないため逃げの方法さえない。ようやく片言のタイ語を覚え、一年半後、村に逃げ帰った。だが、すでに体はエイズに侵されていた。

ホテルのロビーでは、十二、三歳にしか見えない三人の女の子が客に連れられて入ってきた。幼い彼女たちの話を聞きながら、私はあまりの痛々しさに胸が詰まった。

二十世紀を目前にして、いまだに人身売買が行われているのだ。「需要がある限り悲劇は絶えない。客の中には日本人もいる。ぜひ日本も法的な規制を」。多くの現地ボランティアが口をそろえた。

しかも日本は子どもポルノを禁止する法律がなかったため、世界一の子どもポルノの発信地である。インターネット(国際刑事警察機構)によると、商業用の子どもサイバーポルノ(インターネット上の映像)の八〇%が日本で制作されている。

「児童買春」禁止、次のステップ

は、貧しさゆえ親に売られ、売春宿で毎日客をとらされた。「家に帰すとまた売られるので帰す所がない」と保護施設の責任者は説明した。

北部の山岳民族の村で会った少女は十五歳の時、「町でウエートレスの仕事がある」と顔見知りのおばあさんにだまされ、売春宿に入れられ

の話を聞きながら、私はあまりの痛々しさに胸が詰まった。二十一世紀を目前にして、いまだに人身売買が行われているのだ。

「需要がある限り悲劇は絶えない。客の中には日本人もいる。ぜひ日本も法的な規制を」。多くの現地ボランティアが口をそろえた。

しかも日本は子どもポルノを禁止する法律がなかったため、世界一の子どもポルノの発信地である。インターネット(国際刑事警察機構)によると、商業用の子どもサイバーポルノ(インターネット上の映像)の八〇%が日本で制作されている。

具体的目標としては、二〇〇〇年までに国内行動計画を策定する必要があり、NGOと政府が協力し、省庁間をこえた調整を行い、子どもの権利全般を守る姿勢で取り組んでほしい。これには、①予防②法規制③被害にあった子どもの保護とリハビリ④計画策定や啓もう運動への子どもの参加の四要素がある。

「子どもの権利条約」が制定されて十年。この法律の成立を機に改めて、子ども買春、子どもポルノの問題はもうそろそろ、子どもの基本的人権についての認識を深めたい。

(日本ユニセフ協会大使 投稿)

児童買春・ポルノ禁止法

18歳未満の児童を対象とした買春行為やポルノの製造・販売などを処罰する「児童買春・ポルノ禁止法」が国会で与野党の全会一致で成立し、年内にも施行される。日本人の東南アジアでの買春ツアーや児童ポルノの幽止めとして期待されるが、取り締まりの効果を上げるためには課題も多い。

海外で日本人が買春した場合、日本の刑法の強姦罪や強制わいせつ罪を適用できる。しかし、これは被害者からの告訴が必要な親告罪。現実には児童の側も同意して買春に応じているケースが多いと見られ、野放し状態だった。禁止法では告訴は不要で、取り締まりやすくなる。

ただ、海外で日本人が買春をしたという情報を、日本の捜査当局がどうやってキャッチするかという課題が残る。警察庁はアジア各国に捜査員を派遣して協力を求める。約180カ国が加盟する国際刑事警察機構（ICPO）を通じて情報交換できるような関係を構築したい考えた。法律を生かすも殺すも、情報入手の有無にかかっているためだ。

また国内での買春行為では、これまで都道府県条例で18歳未満との淫行は処罰されてきたが、援助交際のように金銭を

海外捜査情報がカギ

与えたと、禁止法の対象となる。一方、児童ポルノとは、写真やビデオなどを指す。従来も性行為やそれに類似した行為が写されていれば、刑法のわいせつ物頒布罪などで取り締まることは可能だったが、禁止法はこれ以外にも「全裸または衣服を一部脱いだ格好で、性欲を興奮、刺激するもの」という項目を盛り込み、対象を広げた。

ただ、どのような描写ならポルノに当たるのかの線引きは難しい。法案作成過程では漫画の取り扱いが問題になった。対象が拡大しすぎれば、表現の自由を侵しかねないためだが、結局、ポルノの対象として「絵」という例示が削除された。

実際には、実在のモデルを目の前にして描いたような絵はポルノに含まれ、想像で描いた部分が少しでも交じれば対象外にするという法解釈だ。日本雑誌協会などで構成する出版倫理協議会は、言論・出版の自由を侵さないように禁止法の慎重な運用を求めている。

禁止法は、買春やポルノは児童に対する「性的搾取および性的虐待」で、児童の権利を侵害しているという観点から発案され、被害児童の保護策充実も盛り込んでいる。だが、具体的な保護策の検討は今後の課題として残った。児童の権利を尊重する考え方が社会全体に根付くような施策に取り組むことも必要だろう。

【政治部・小林 雄志】

ニュースの読み方

法 律

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年五月二十六日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第五十二号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に對し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に對し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳房をいう。以下同じ)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ)をすることをいう。

一 児童

二 児童に對する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ)又は児童をその支配下に置いてい

る者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

第八条 児童買春等目的の人身売買等(児童買春等目的の人身売買等)とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に對し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に對し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれていた環境等に應じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に對し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項第二号中「第二章に規定する罪」の下に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪」を加える。

第三十条 第一項、第三十一条の五及び第三十一条の六第二項第二号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第七十五条の罪」を「若しくは第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「基く」を「基づく」に、「第三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制

度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣 小淵 恵三

法務大臣 陣内 孝雄

厚生大臣 宮下 創平

Law for Punishing Acts Related to Child Prostitution and Child Pornography, and for Protecting Children

Article 1 Objective

The objective of this Law is to protect the rights of children by prescribing punishment for acts related to child prostitution and child pornography, and by establishing measures including the giving of appropriate protection to children who have suffered physically and/or mentally from the said acts, in light of the fact that sexual exploitation and sexual abuse of children seriously infringe upon the human rights of children.

Article 2 Definitions

1. For the purpose of this Law, a "child" means a person under the age of 18 years.
2. For the purpose of this Law, "child prostitution" means the acts of performing sexual intercourse, etc. (i.e., sexual intercourse, an act similar to sexual intercourse, or an act for the purpose of satisfying one's sexual curiosity, of touching genital organs, etc. (i.e., genital organs, anus and nipples; the same shall apply hereinafter) of a child or of making a child touch one's genital organs, etc.; the same shall apply hereinafter) with a child in return for giving, or promising to give, a remuneration to any of the persons listed below:
 - (i) the child
 - (ii) the person who acts as an intermediary in sexual intercourse, etc. with the child ;
 - (iii) the protector of the child (i.e., a person who exercises parental power over the child or who is the guardian or suchlike and who is taking actual care of the child ; the same shall apply hereinafter) or a person who has placed the child under his or her supervision
3. For the purpose of this Law, "child pornography" means photos, videotapes and other visual materials which:
 - (i) depict, in a way that can be recognized visually, such a pose of a child relating to sexual intercourse or an act similar to sexual intercourse with or by the child;
 - (ii) depict, in a way that can be recognized visually, such a pose of a child relating to the act of touching genital organs, etc. of the child or of having the child touch someone else's genital organs, etc. in order to arouse or stimulate the viewer's sexual desire; or
 - (iii) depict, in a way that can be recognized visually, such a pose of a child who is naked totally or partially in order to arouse or stimulate the viewer's sexual desire.

Article 3 Caution in Applying This Law

In the application of this Law, care should be exercised so as not to infringe upon the rights of the people without due cause.

Article 4 Child Prostitution

A person who commits child prostitution shall be punished with imprisonment with labor or for not more than three years or a fine of not more than one million yen.

Article 5 Intermediation of Child Prostitution

1. A person who acts as an intermediary in child prostitution shall be punished with imprisonment with labor for not more than three years or a fine not exceeding three million yen.
2. A person who, as his or her business, acts as an intermediary in child prostitution shall be punished with imprisonment with labor for not more than five years and a fine not exceeding five million yen.

Article 6 Solicitation of Child Prostitution

1. A person who solicits another person to commit child prostitution for the purpose of intermediating in child prostitution shall be punished with imprisonment with labor for not more than three years or a fine not exceeding three million yen.
2. A person who, as his or her business, solicits another person to commit child prostitution for the purpose mentioned in the preceding paragraph shall be punished with imprisonment with labor for not more than five years and a fine not exceeding five million yen.

Article 7 Distribution, etc. of Child Pornography

1. A person who distributes, sells, lends as a business, or displays in public, child pornography shall be punished with imprisonment with labor for not more than three years or a fine not exceeding three million yen.
2. A person who produces, possesses, transports, imports to or exports from Japan child pornography for the purpose of conducting any of the acts mentioned in the preceding paragraph shall be punished with the same penalty as is described in the said paragraph.
3. A Japanese national who imports to or exports from a foreign country child pornography for the purpose of conducting any of the acts mentioned in paragraph 1 of this article shall be punished with the same penalty as is described in the said paragraph.

Article 8 Trade, etc. in Children for the Purpose of Child Prostitution, and Suchlike

1. A person who buys or sells a child for the purpose of making the child be a party to sexual intercourse, etc. in child prostitution, or for the purpose of producing child pornography by depicting any of the poses provided for in items (i) to (iii) of paragraph 3 of Article 2 shall be punished with imprisonment with labor for not less than one year and not more than ten years.
2. A Japanese national who, for any of the purposes mentioned in the preceding paragraph, transports a child, who has been abducted, kidnapped, sold or bought in a foreign country, out of that country shall be punished with imprisonment with labor for a limited term of not less than two years.
3. Attempts of the crimes mentioned in the two preceding paragraphs shall be punished.

Article 9 Awareness of the Age of the Child

No one who uses a child shall be exempt from the punishments specified in Articles 5 to 8 on the grounds of not having been aware of the age of the child excepting cases where there is no negligence.

Article 10 Crimes Committed by Japanese Nationals Outside Japan

The crimes specified in Article 4 to 6, paragraphs 1 and 2 of Article 7, and paragraphs 1 and 3 (limited to the part thereof which relates to paragraph 1) of Article 8 shall be dealt with according to the provision of Article 3 of the Penal Code (Law No. 45 of 1907).

Article 11 Dual Liability

Where a representative of a legal entity or a proxy, employee or any other servant of a legal entity or of a natural person has committed any of the crimes mentioned in Articles 5 to 7 with regard to the business of the legal entity or natural person, the legal entity or natural person shall, in addition to the punishment imposed upon the offender, be punished with the fine described in the relevant article.

Article 12 Consideration Which Should Be Given in the Course of Investigations and Trials

1. Those who are officially involved in investigations or trials concerning the crimes under Article 4 to 8 (referred to as "related officials" in the following paragraph) shall, in performing their official duties, pay consideration to the rights and characteristics of children, and shall take care not to harm their reputation or dignity.

2. The State and local public entities shall endeavor to give training and enlightenment to related officials in order to deepen their understanding of the rights and characteristics of children.

Article 13 Prohibition of Publication of Articles and Suchlike

In respect to a child involved in a case relating to any of the crimes mentioned in Article 4 to 8, such articles, photographs or broadcast programs as contain his or her name, age, occupation, the name of the school he or she attends, dwelling, looks, etc. which may identify him or her to be the person involved in that case shall not be published in newspapers or other publications, or shall not be broadcast.

Article 14 Education, Enlightenment, Research and Study

1. In light of the fact that such acts as child prostitution and the distribution of child pornography would seriously affect the mental and/or physical growth of children, the State and local public entities shall, to allow for the prevention of such acts, endeavor to educate and enlighten the public to deepen their understanding of the rights of children.
2. The State and local public entities shall endeavor to promote researches and studies that can help prevent such acts as child prostitution and the distribution of child pornography.

Article 15 Protection of Children Who Have Suffered Mental or Physical Damage

1. With regard to children who have suffered mental and/or physical damage as a result of having been a party to child prostitution or having been depicted in child pornography, the relevant administrative agencies shall, in cooperation with one another, taking into account the mental and physical conditions of the children as well as the environment in which they have been placed, properly take necessary measures for their protection so that they can recover physically and mentally from the damage they have suffered and grow with dignity. Such measures include consultation, instruction, temporary guardianship and placement in an institution.
2. The relevant administrative agencies shall, in the case of taking the measures mentioned in the preceding paragraph, provide the protector of the child with consultation, instruction or other steps if such steps are deemed necessary for the protection of the child mentioned in the said paragraph.

Article 16 Improvement of Systems for the Protection of Children Who Have Suffered Mental or Physical Damage

In order to be able to properly provide protection based on professional knowledge with regard to children who have suffered mental and/or physical damage as a result of having been a party to child prostitution or having been depicted in child pornography, the State and local public entities shall endeavor to promote researches and studies on the protection of such children, improve the qualities of persons who undertake the protection of such children, reinforce systems of cooperation and liaison among relevant agencies in case of the urgent need of protection of such children, arrange systems of cooperation and liaison with private organizations which undertake the protection of such children, and arrange other necessary systems.

Article 17 Promotion of International Cooperation

For the prevention of acts relating to the crimes mentioned in Articles 4 to 8 as well as for proper and swift investigation of cases relating to such crimes, the State shall endeavor to secure close international cooperation, promote international researches and studies, and promote other forms of international cooperation.

主な子ども買春・子どもポルノ問題に関する書籍・出版物リスト

本のタイトル	著者・编者	出版元	発行年
アジアに生きる子どもたち	松井やより	労働旬報社	
アジアの観光開発と日本	松井やより	新幹社	1993
アジアの子ども買春と日本	カスバル	明石書店	1996
アジアの子どもと買春	ロン・オグレディ	明石書店	1993
アジアの子どもと女性の社会学	萩原 康生	明石書店	1996
アジアの子どもとセックスツアーリスト	ロン・オグレディ	明石書店	1995
アジアの子どもとセックスツアーリスト 続アジアの子どもと買春	ロン・オグレディ	明石書店	1995
アジアの蝕まれる子ども—子ども労働・買春を告発する	ストップ子ども買春の会	明石書店	1996
「淫行条例」13の疑問 少女売春はなくせるのか!?	性の権利フォーラム	現代人文社	1996
“援助交際”の少女たち どうする大人? どうする学校?	庄子 晶子ほか	東研出版	1997
買春する男たち	いのうえ せつこ	新評論	1996
買う男・買わない男	バンドラ	現代書館	1995
買われる子どもたち・無垢の叫び	大久保真紀	明石書店	1997
観光旅行と子ども売春(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996
子ども犠牲者の予防と心理的リハビリテーション(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996
子ども性虐待防止白書	子ども性虐待防止市民ネットワーク	ウイメンズブックストア松香堂	1997
子ども・世界・人権—アムネスティ人権報告③	アムネスティ・インターナショナル日本支部	明石書店	1996
子どもの性的搾取撲滅への挑戦「子ども買春問題等への各国の取組みに関する調査研究」報告書	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1997
子どもの性の商品化と搾取 心身に与える影響(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996
子どもの性の商品化と搾取に対抗する行動(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996
子どものねだん バンコク児童売春地獄の四年間	マリー＝フランス・ボッツ	社会評論社	1997
子どもポルノ国際的展望(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996
児童に対する性的搾取調査の改善と被害者保護(*)	(財)女性のためのアジア平和国民基金	(財)女性のためのアジア平和国民基金	1996

主な子ども買春・子どもポルノ問題に関する書籍・出版物リスト

社会の価値基準とCSEC 子どもの商品化と搾取（＊）	（財）女性のためのアジア平和国民基金	（財）女性のためのアジア平和国民基金	1996
少女売春を追って・タイ探索の旅	不二 牧駿	近代文芸社	1993
少女買春をなくしたい タイ北部NGOの「小さな」挑戦	稲垣 三千穂	青木書店	1996
少女売春供述調書 いま、ふたたび問いなおされる家族の絆	大治 朋子	リヨン社	1998
少女はなぜ娼婦になったのか	松井 浩	マガジンハウス	1993
性的非行 女子中・高生の非行を追って	千田 夏光	汐文社	1978
性を搾取する者 ECPAT（＊）	（財）女性のためのアジア平和国民基金	（財）女性のためのアジア平和国民基金	1996
買われる子どもたち 無垢の叫び	大久保 真紀	明石書店	1997
タイ「天使の国」から 性を売る女たち	大内 治	マルジュ社	1997
奴隷化される子供	ロジャー・ソーヤー	三一書房	1991
ネパールの少女買春 女性NGOからのレポート	ABCネパール編	明石書店	1996
狙われる子どもの性 子ども買春・ポルノ・性的虐待	ジュディス・エニュー	啓文社	1991
変革の力としての教育	（財）女性のためのアジア平和国民基金	（財）女性のためのアジア平和国民基金	1996
幼児性愛	安田雅企	KKベストセラーズ	1999
ロザリーオの死	マイグル・アクセルソン	東京創文社	1997

（1999年11月現在 アジア女性基金調べ）

* 印は、「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」（1996年8月27日―31日於ストックホルム）に提出された各報告書をアジア女性基金で訳したものです。（非売品）

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347

Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

(1999年12月3日)

Asian Women's Fund